日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区 バリアフリー基本構想

荒 川 区 平成24年3月

目 次

第1	章 バリアフリー基本構想の策定に当たって	. 1
1	はじめに	. 1
2	本基本構想の位置付け	. 2
3	荒川区バリアフリー基本構想(全体構想)	. 3
4	バリアフリー新法の概要	. 6
⇔ 2	章 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の実施状況	1 0
	日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の概要	
2	日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の評価	
第3	章 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の概況	1 6
1	日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の概況	1 6
2	地区住民アンケート調査	2 9
3	日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の特性	3 0
筆 4	章 本基本構想の策定体制と流れ	3 1
		3 1
		3 2
_	本本本構成の象足の加化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J Z
		3 3
1	地区の基本的指針	3 3
2	バリアフリー化の整備方針	3 5
3	生活関連施設と生活関連経路	3 7
4	ワークショップによるまち歩き点検	4 2
5	特定事業計画	5 1
6	バリアフリーにおける区民の取組	7 4
7	心のバリアフリーの取組	7 6
笹6	章 バリアフリー基本構想の実現に向けて	7 Q
	事業の継続的な改善による特定事業計画の推進	
	積極的な区民参加の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	協議会による継続的なモニタリング	
	今後の展開	
4	フタッ/双洲	o i
<参	考資料>	8 2
1	バリアフリー新法の法文	8 2
2	移動等円滑化の促進に関する基本方針1	0 6
3	用語解説 1	1 8

第1章 バリアフリー基本構想の策定に当たって

1 はじめに

(1) 策定の背景

我が国では、本格的な超高齢社会を迎える中、ノーマライゼーションの理念に基づく街づくりの一環として、特定建築物について「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」(平成6年度施行、以下「ハートビル法」という。)を施行し、建物や施設などのバリアフリー化を推進してきました。更に、旅客施設を中心とした移動空間のバリアフリー化を推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年度施行、以下「交通バリアフリー法」という。)の施行により、公共交通事業者や道路管理者などが連携してバリアフリー化を推進するための基本構想を策定できることとなりました。

平成 18 年 12 月には、より一層のバリアフリー化に向け、両法を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行され、バリアフリー施策のより一体的・総合的な推進を図ることができるようになりました。

こうした背景の中、荒川区では、これからの街づくりにおいてバリアフリー化は極めて重要との考えに基づき、平成22年3月に荒川区全域を対象とした「荒川区バリアフリー基本構想」(以下「全体構想」という。)を策定し、バリアフリー新法に基づいた総合的なバリアフリー化を進める地区として「町屋駅・区役所周辺地区」、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、「南千住駅周辺地区」、「熊野前駅周辺地区」の4地区を重点整備地区として設定しました。

(2) 策定の目的

全体構想を踏まえ、平成 22 年度には四つの重点整備地区のうち、最も優先度の高い「町屋駅・区役所周辺地区(122.5ha)」を対象に地区別基本構想を策定しました。

平成 23 年度は、「町屋駅・区役所周辺地区」に次いで優先度が高い日暮里駅(JR 山手線・京浜東北線・常磐線、京成本線、日暮里・舎人ライナー)、西日暮里駅(JR 山手線・京浜東北線、日暮里・舎人ライナー、東京メトロ千代田線)、三河島駅(JR 常磐線)並びに新三河島駅(京成本線)を中心とした「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区(153.3ha)」を対象に、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等、誰もが安全、安心、快適に移動・利用できる空間を計画的に整備するため、地区別基本構想(以下「本基本構想」という。)を策定するものです。

2 本基本構想の位置付け

本基本構想は、平成 21 年度に策定した全体構想に基づき、四つの重点整備地区の一つである日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における地区別のバリアフリー基本構想として策定します。

なお、本基本構想は、平成 13 年度に策定した「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の評価を踏まえ、日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区のバリアフリー化に関する基本的な考え方を示した「地区の基本的指針」と日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区におけるバリアフリー化を推進するための「重点整備地区の位置・区域の設定」、「生活関連施設・生活関連経路の設定」「実施すべき特定事業・その他の事業に関する事項」により構成されています。

日暮里駅周辺地区交通バリアフリー 基本構想(平成 13 年度策定) 交通バリアフリー法に基づく基本構想

> バリアフリー新法 (平成 18 年法律第九十一号)

基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・公共交通事業者、道路管理者等が移動等の円滑 化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針

荒川区バリアフリー基本構想 (平成21年度策定)

- ・ 荒川区のバリアフリー化についての 基本的な考え方
- 荒川区の現状の評価
- 上位 関連計画

価

見直

- ・日暮里駅周辺地区交通バリアフリー 基本構想の検証
- ・荒川区バリアフリー基本理念・基本方針
- ・重点整備地区の考え方・設定・優先 順位付け

地区別基本構想(4地区)(平成22年度以降)

- 重点整備地区のバリアフリーに関する基本的な考え方
- 重点整備地区の現状の把握
- ・生活関連施設、生活関連経路の検討
- ・特定事業計画の策定
- ・整備スケジュールの作成

事業の実施

- 事業実施における調整
- 事業実施
- ・実施結果のモニタリング
- ・ 計画のローリング

◆上位計画

| 荒川区基本構想(平成 18 年度)

く其木理念 `

- すべての区民の尊厳と生きがいの尊重
- 区民の主体的なまちづくりへの参画
- ・区民が誇れる郷土の実現
- <将来像と六つの都市像> 「幸福実感都市 あらかわ」

①生涯健康都市〜健康寿命の延伸と早世の減少の実現〜

- ②子育て教育都市〜地域ぐるみの子育てと学びのまちづくり〜
- ③産業革新都市〜新産業とにぎわいの創出〜

④環境先進都市~東京をリードする環境施策の発信~

- ⑤文化創造都市~伝統と新しさが調和した文化の創出~
- ⑥安全安心都市~防災まちづくりと犯罪ゼロ社会の実現~

荒川区都市計画マスタープラン(平成20年度)

く目指す街の姿>

「水とみどりと心ふれあう街 あらかわ」

<街づくりの目標>

- ・安全で安心して暮らせる街づくり
- 快適でうるおいのある街づくり
- にぎわいと活力のある街づくり

◆関連計画

荒川区障がい者プラン(平成 18 年度)

<基本理念>

だれもが幸せを実感できる福祉のまちあらかわ

第4期荒川区高齢者プラン(平成20年度)

<基本目標>

高齢者の安心と尊厳が守られ、 経験と活力が生かせるまち あらかわ

◆その他各種条例等

東京都福祉のまちづくり条例

(平成21年度東京都条例第32号)

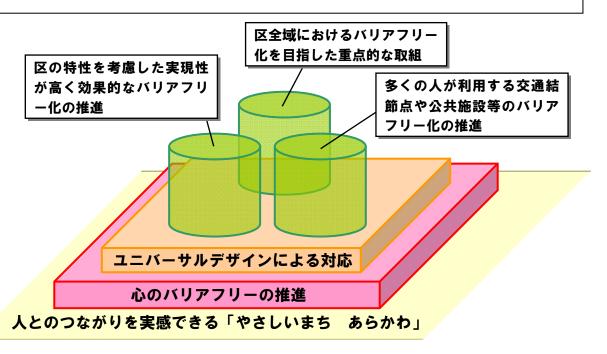
ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障がい者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らせるまちづくりを推進することを明記している。

3 荒川区バリアフリー基本構想(全体構想)

(1)基本理念

全体構想では、区の基本構想や基本計画に基づき、誰もが自立した日常生活や社会 生活を営むことができる生活環境整備を目指し、基本理念を次のとおり定め、その実 現を目指します。

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」



基本理念 人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」

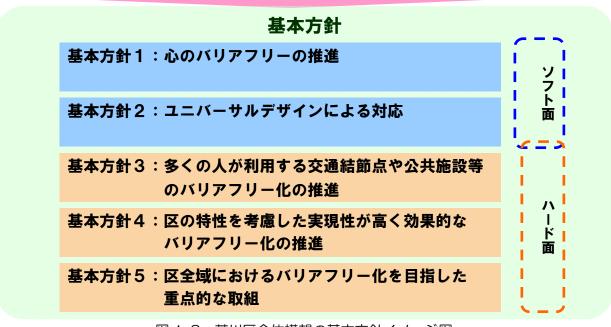


図 1-2 荒川区全体構想の基本方針イメージ図

全体構想の各基本方針に基づき、地区別構想で、以下のとおり推進していきます。

基本方針1:心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設整備だけでなく区民等が日常的に困っている人に自然と手を差しのべる心を育むことが大切です。荒川区では、「心のバリアフリー」を重点的に推進していきます。

基本方針2:ユニバーサルデザインによる対応

施設整備に当たっては、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化が求められます。特に誰もが安全・安心・快適かつ円滑に移動できる連続的な空間形成、サイン計画等の充実を図ります。

基本方針3:多くの人が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進

区民がよく利用する旅客施設を中心に駅前広場のバリアフリー化や、高齢者、障がい者、子育て環境、来街者等それぞれの利用に配慮したバリアフリー化を推進します。 また、施設だけでなく施設間の主要な利用経路についてもバリアフリー化を推進します。

基本方針4:区の特性を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進

区民の生活基盤である都電・バス利用を考慮した移動経路及び車両のバリアフリー化 を推進します。なお、車両のバリアフリー化に当たっては各事業者と調整を図ります。 また、施設間の移動を補完するコミュニティバスの活用を推進します。

基本方針5:区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組

区の特性を踏まえたバリアフリー化を推進する重点整備地区を設定し、地区別基本構想を作成します。また、重点整備地区での取組を重点整備地区以外の地区にも事業機会を捉えて展開して荒川区全体でのバリアフリー化を推進します。

(3) 重点整備地区の設定

重点整備地区の設定は、バリアフリー新法並びに基本方針で示されている要件を踏まえ、特に、高齢者及び障がい者等の移動を考慮した上で、以下の4地区を設定しました。

また、重点整備地区の優先順位付けを行うに当たっては、上位計画である「荒川区都市計画マスタープラン」における広域拠点(日暮里拠点、南千住拠点)及び生活拠点(荒川・町屋拠点、尾久拠点)の位置付けなどを総合的に評価し、優先順位付けを行いました。(1位:町屋駅・区役所周辺地区、2位:日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区、3位:南千住駅周辺地区、4位:熊野前駅周辺地区)



図 1-3 荒川区バリアフリー重点整備地区位置図

4 バリアフリー新法の概要

(1) 法律の概要

①基本方針の策定

• 主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定します。

②移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

- ・公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道・バスなどの車両)、 特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設、導入する場合、関係する事業者等は新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務があります。
- 既存のこれらの施設については、基準適合の努力義務があります。

③重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- 市町村は、高齢者、障がい者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本 構想を作成することができます。
- ・基本構想作成に伴い、公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施することとなります。
- ・重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度があります。

重点整備地区の要件(法第2条第21号)

- 生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物(官公庁施設、福祉施設等)に該当するものがおおむね3以上ある地区
- 生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区(面積約 400ha 未満の地区)
- 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設を結ぶ経路)についてバリアフリー化事業が特に重要な地区 など

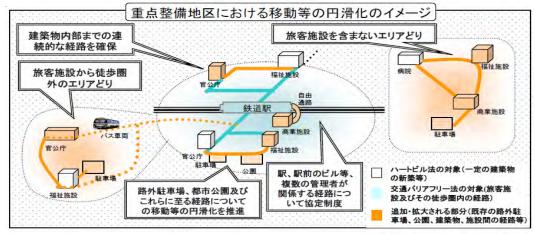


図 1-4 重点整備地区における移動等の円滑化イメージ

4)住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度が法定化されました。
- 住民等からの基本構想の作成提案制度が創設されました。

(2)基本構想作成により期待される効果

基本構想を作成すると、特定事業の実施義務等により、旅客施設、道路等施設のバ リアフリー化の促進・実現につながる直接的な効果の他、高齢者、障がい者等の移動 に対するニーズ把握や区民への意識啓発につながることなどが期待されます。

具体的には、以下のような効果が期待できます。

- 施設と施設間の移動等経路のバリアフリー化が進みます。
- 高齢者、障がい者等の意見を反映したバリアフリー化が実現できます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインへの区民の理解が深まります。
- バリアフリー化に関する予算確保がしやすくなります。

(3) バリアフリー新法の基本的枠組み

▮ 基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公 等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項 公園管理者、特定建築物の所有者が移動
- 市町村が作成する基本構想の指針

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等
- 一定の道路(努力義務はすべての道路) 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設(園路等)
- 帯別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等 が利用する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物 (事務所ビル等の多数が利用する建築物) の建築等に 際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想(市町村)

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、 障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の 地区を重点整備地区として指定
 - 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に 関する基本的事項を記載

協議会

市町村、特定事業を実施すべ き者、施設を利用する高齢 者、障害者等により構成され る協議会を設置 施設を利用する高齢

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業) 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

公共交通事業者が作成する計画の認定制

認定を受けた事業に対し、地方公共団体が 助成を行う場合の地方債の特例

移動等円滑化経路協定

協議

重点整備地区内の土地の所有者等が締結 する移動等の円滑化のための経路の整備 又は管理に関する協定の認可制度

出典:国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/scheme.pdf)

図 1-5 バリアフリー新法の基本的枠組み

(4)移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正

<背景>

- 各種施設等のバリアフリー化に関する現行目標は平成 22 年末が期限
- 本格的高齢社会において、バリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤。これまでの取組により、バリアフリー化は相当程度進展したが道半ばであり、引き続き着実な取組が必要

一、移動円滑化の意義及び目標

○ 移動等円滑化の意義

本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応

○ 移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、<u>平成32年度末を期限として、より高い水</u> <u>準の新たなバリアフリー化の目標を設定</u>⇒表1-1参照

二、施設設置管理者が講ずべき措置

○ 適切な情報提供

視覚障害や発達障害など、<u>情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応</u>をより具体的に推奨

○ 職員等の教育訓練

施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、<u>PDCAサイクルの中でマニュアル整備や</u> 研修実施への高齢者・障害者等の意見反映や参画を推奨

三、基本構想の指針

○ 重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・市町村が重点整備地区について作成する<u>基本構想の必要性</u>を強調
- ・作成した基本構想について、<u>地域の高齢者・障害者等が参加</u>しつつ、関係事業の実施状況等を 把握しながら成果の評価を行い、内容の<u>段階的かつ継続的発展を図る「スパイラルアップ」</u>を より強く推奨

四、移動円滑化施策に関する基本的事項その他

○ 国民の責務

国民が、高齢者・障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上分かりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示

出典:国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/common/000141702.pdf)

図 1-6 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正内容

表 1-1 各施設等の整備目標

					寺の登開日標
			現状**2	現行の目標	新たな目標案
VT +1 /74	N4 +1 34 =	:n.×1	(H22 年 3 月末)	(H22 年末)	(H32 年度末)
鉄軌道 	鉄軌道	灰^'	77%	原則 100%	│ ○3000 人以上を原則 100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構
					造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う
					○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利
					用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		-ムドア・	38 路線	現行目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等
		対式ホー	449 駅		のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に
	ム柵	Ħ			勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の
	鉄軌道	<u> </u>	46%	約 50%	支援の下、可能な限り設置を促進 約 70%
バス		<u>半回</u> -ミナル ^{※1}	88%	原則 100%	○3000 人以上を原則 100%
/ / /	////	2770	00/0	/永貞』100/0	○3000 人び工を原則 100% ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利
					用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合	ノンステ	26%	約 30%	約 70%
	バス	ップバ			(ノンステップバスの目標については、対象から適用除
		ス			外車両(リフト付きバス等)を除外)
		リフト付	_	現行目標なし	約 25%
		きバス 等			
船舶	旅客船	। च	100%	原則 100%	○3000 人以上を原則 100%
אניי בוניי	ターミナ	ル*1	100%	// A 100%	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
					ルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー
					化
					○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利
	11 411			41	用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船		18%	約 50%	〇約 50%
					│ ○5000 人以上のターミナルに就航する船舶は原則 │ 100%
				○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリ	
					一化
航空			91%	原則 100%	○3000 人以上を原則 100%
ターミナル*1				○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利	
			41	用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
hhi.	航空機	137一声声	70%	約 65% 約 18,000 台	約 28 000 台
タクシー 道路		ッシー車両 備地区内	11,165 台 78%	原則 100%	約 28,000 台 原則 100%
但何		開地区内 は生活関	7 0 /0	756 吴雪 100/0	W(X) 100/a
		を構成す			
	る道路				
都市公園	移動等F	円滑化	46%	約 45%	約 60%
	園路		257	44	th oo
	駐車場		38%	約 35%	約 60%
路外	便所 特定路域	<u> </u>	31% 41%	約 30% 約 40%	約 45% 約 70%
│ 始外 │ 駐車場	付化的?	小料书场	4170	ホッ 40 %	ivy /0/0
建築物	不特定	 多数の者	47%	約 50%	約 60%
~~!"		用する建	17.79	.,., 55%	1,5
	築物	-			
信号機等		生活関連	92%	原則 100%	原則 100%
	経路を構				
	道路に記				
L	ている信		1 口亚特利田安米		

^{※1} 現行の目標については1日平均利用客数 5000 人以上のものが対象

出典:国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/common/000141702.pdf)

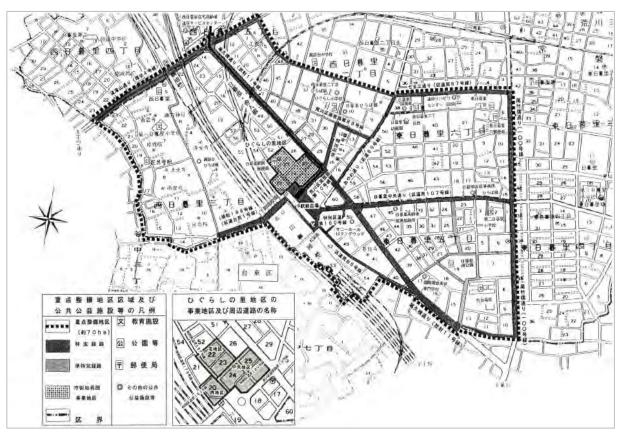
^{※2} 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。また、現状欄の数値は一部速報値

第 2 章 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の実施状況

1 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の概要

日暮里駅周辺地区では、駅前広場からコンコースまで約 8mの高低差があり、駅構内においてもバリアフリー化が遅れていたことなどから、平成 12 年に施行された交通バリアフリー法を踏まえ、平成 14 年に「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、重点的なバリアフリー化の取組を進めてきました。

経緯	平成14年3月公表
目標年次	平成 22 年度
重点整備地区の概要	■日暮里駅(JR東日本・京成電鉄) ■1日の利用者数 689,295人(平成11年度版都市交通年報 乗換え含む) ■面積 約70ヘクタール ■主な施設 日暮里区民事務所、日暮里区民事務所ひろば館、西日暮里二丁目ひろば館、諏訪台ひろば館、日暮里ひろば館、日暮里ホーホール、日暮里高齢者就業相談所な



出典:「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(荒川区) H13.3」 図 2-1 重点整備地区

2 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の評価

①事業の進捗状況

日暮里駅駅周辺地区では、基本構想に基づく事業はおおむね計画どおり実施されており、併せてその他のバリアフリー化の取組も進められています。

表 2-1 事業の進捗状況

	びと 1 事未のたりがい。 たこれはより						
		施設	主な整備状況				
\Box	J	エレベーター	・北改札口連絡側に3基設置				
暮	R	エスカレーター	・各ホームから北改札口・南改札口へ上下1基ずつ計12基設置				
日暮里駅		多目的トイレ	・北改札口西側に多目的トイレを設置、併せてスロープも併設				
间八		点字ブロック	・各ホームから各改札口並びに京成乗換口に向けて設置				
		コンコース内の段差	・北側の京成連絡改札付近の段差をコンコース整備に合わせて解消				
		解消					
		自動券売機	・券売機への障がい者の誘導並びに料金の点字案内などを設置				
		その他の整備	・階段部に点字シールなどを設置				
			・エスカレーターに乗降時の注意喚起などを実施				
			• 床面案内表示を設置(荒川区)				
	京	エレベーター	目的ホームにより色分けされたエレベーターを計5基設置				
	成	エスカレーター	・改札階と各ホーム間に上りエスカレーターを設置				
		多目的トイレ	• 南改札口横に多目的トイレを設置				
		情報提供設備•案内版	・大型LED表示などで案内・情報提供を充実				
			・床面案内表示などを設置				
		その他の整備	・階段部に二段手すりと点字シールなどを設置				
		C 1910 19 III Mis	券売機にタッチパネル・点字運賃表を導入				
	東京都	エレベーター	駅前広場などと接続するエレベーターを設置				
		エスカレーター	・改札階とJR線・京成線、ホームを結ぶエスカレーターを設置				
		情報提供設備•案内版	・音声案内、大型LED表示などの案内・情報提供を設置				
		自動券売機	・ 券売機への障がい者の誘導並びに料金の点字案内などを設置				
		点字ブロック	・改札と券売機、エレベーターなどを結ぶ視覚障害者誘導用ブロックを設置				
		その他の整備	・階段部に点字シール、二段手すりを設置				
		との一色の一種	・ホームにはホームドアを設置				
			・改札付近にインターホンを設置				
道路	<u> </u>	尾竹橋通り	- 路面の改良				
الله الله	_		・車道と歩道の間の段差解消(マウントアップ形式→セミフラット形式)				
		道灌山通り	・路面改良				
			・車道と歩道の間の段差解消				
			・現在(~平成24年3月)無電中化による歩行空間の確保を実施中				
		尾久橋通り	・舗装・視覚障害者誘導用ブロック植栽帯などの改良				
		七人間延り	・車道と歩道の間の段差解消				
			・無電中化による歩行空間の確保を実施				
		日暮里中央通り	・路面の改良				
		口音主十人心り	・ 植栽帯の改良				
		日暮里駅前広場	・路面、視覚障害者誘導用ブロックの改良				
		口谷主叭的以须	・案内板の設置など				
		あやめ通り、七五三通	※未整備				
		り、区道台荒六号線	WAINTE NO.				
交身	点	尾竹橋通り	各交差点に「視覚障害者用音響式信号機」を設置				
		道灌山通り	・各交差点に「視覚障害者用音響式信号機」及び「高齢者等感応式信号機」				
			をが設置				
			・「エスコートゾーン」を設置				
		尾久橋通り	- <u>- ニバー </u>				
		日暮里中央通り	を設置				
		あやめ通り	各交差点に「視覚障害者用音響式信号機」を設置				
Ь		GD (* GD)(LE 'D					

※下線太字は特定事業計画以外の取組

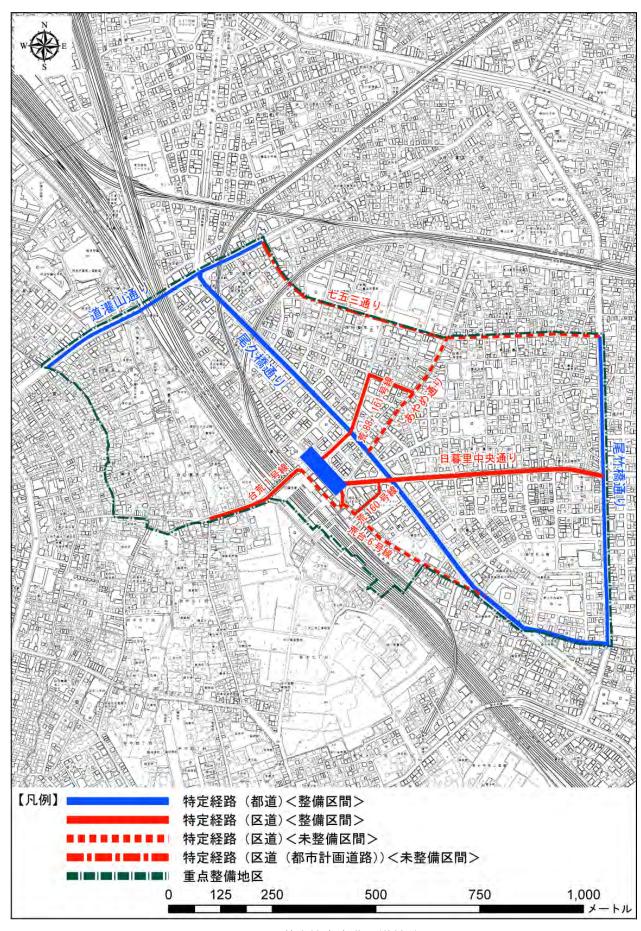


図 2-2 道路特定事業の進捗状況

②利用者の評価

本年度実施した住民アンケート調査において、日暮里駅周辺地区におけるバリアフリー化の取組を参考に日暮里駅周辺地区の現在のバリアフリー化の進捗状況についての感想を尋ねた結果、「昇降設備」「券売機の使い勝手」などを始め、おおむね良い評価となっていますが、「休憩施設(ベンチなど)」「歩道幅員」など、改善されていないという回答が多い項目があります。

1)公共交通機関について(日暮里駅)

平成 14 年以前に比べて日暮里駅のバリアフリー化の状況はどのように感じていますか?

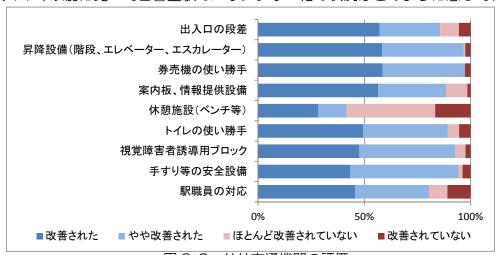


図 2-3 公共交通機関の評価

2) 道路について

平成 14 年以前に比べて駅周辺の道路の歩きやすさについてどのように感じていますか?

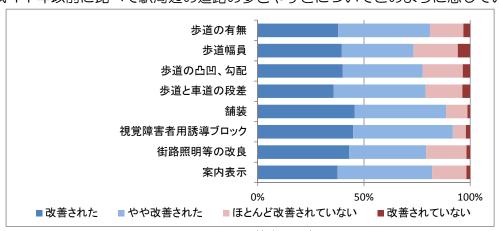


図 2-4 道路の評価

3) 交诵安全施設について

平成 14 年以前に比べて駅周辺の信号機等の整備状況はどのように感じていますか?

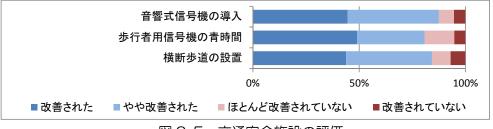


図 2-5 交通安全施設の評価

③評価のまとめ

日暮里駅周辺地区については、基本構想に基づくバリアフリー化がおおむね計画どおり実施されており、あわせてその他のバリアフリー化の取組も実施されているため、利用者からはおおむね高い評価を得ています。今後は、評価結果を踏まえ、利用者の評価が低い項目について、取組の強化や改善を行う必要があります。

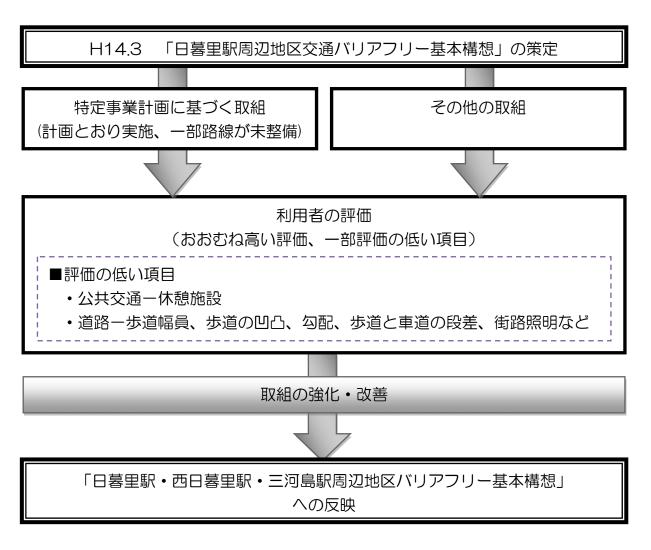


図 2-6 評価のまとめ

表 2-2 「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の評価

			特定事業計画	取組状況	評価※
公共交 通特定	JR 京成	出入り口の 段差	_	_	0
事業	東京都	昇降設備	・各ホームから北口に至る経路について、エレベーター及びエスカレーターの整備を実施する。(JR)・ホームにおけるエレベーターを整備する。(京成)・エレベーター及びエスカレーターを整備する。(東京都)	計画どおり実施(共通)	0
		券売機	・障害者用券売機を整備する。(JR)・車椅子対応の自動改札機、自動券売機を整備する。(東京都)	計画どおり実施(JR、 東京都) タッチパネル式券売機 設置(京成) 点字運賃表設置(京成)	©
		情報提供設備	 ・聴覚障害者等のための情報提供設備を整備する。(JR) ・移動支援施設(エレベーター等)への誘導のための案内板を整備する。(JR) ・その他、視覚障害者等のための音声による案内設備は技術動向を踏まえ検討する。(JR) ・移動支援施設(エレベーター等)への誘導のための案内板を整備する。(京成) ・その他、視覚障害者等ための音声による案内設備は技術動向を踏まえ検討する。(京成) ・車椅子専用の乗降位置の表示を行う。(東京都) ・聴覚障害者のための情報提供設備を整備する。(東京都) 	計画どおり実施(共通)	0
		休憩施設	-	_	×
		トイレ	・高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適したトイレを整備する。(JR、京成、東京都)	計画どおり実施(共通)	0
		誘導ブロッ ク	・コンコースの視覚障害者誘導用ブロックを改修する。(JR)・視覚障害者誘導用ブロックを整備する。(東京都)	計画どおり実施(JR、 東京都) 階段部点字シール設置 (京成)	0
		安全設備	ホームドアを整備する。(東京都)	計画どおり実施	0
		駅員対応	F	呼び出しインターホン 設置(東京都)	0
道路特 定事業	東京都	歩道の有無	上送の左が原足の体に(本言却)		0
上争 来	荒川区	歩道幅員	・歩道の有効幅員の確保(東京都)・植栽帯の改良を行う。(東京都、荒川区)・防護策の改良を行う。(東京都)・防護柵の設置を行う。(荒川区)	計画どおり実施 ※一部路線未整備	Δ
		歩道の凸凹、 勾配	・勾配・歩車道ブロックの改良を行う。(東京都) ・歩道勾配の修正を行う。(荒川区)	計画どおり実施 ※一部路線未整備	Δ
		歩道と車道 の段差	・段差の解消を行う。(荒川区、東京都)	計画どおり実施 ※一部路線未整備	Δ
		舗装	舗装の改良を行う(東京都)歩車道の舗装の改良を行う。(荒川区)	計画どおり実施	0
		誘導ブロッ ク	・視覚障害者誘導用ブロックの改良を行う。(東京都) ・視覚障害者誘導用ブロックの設置を行う。(荒川区)	計画どおり実施 ※一部路線未整備	0
		街路照明等 の改良	街路照明等の改良を行う。(東京都)街路照明の設置を行う。(荒川区)	計画どおり実施 ※一部路線未整備	Δ
+ >= +		案内表示		案内板設置	0
交通安 全特定	公安委	音響式信号 機	特定経路及び準特定経路上の全信号機を音響式信号機に 改良する。	計画どおり実施	0
事業	員会	歩行者用信 号機	・高齢者等感応制御を必要と認められる箇所に導入する。	計画どおり実施	0
–		横断歩道	——————————————————————————————————————		0
その他	再開発	段差	・施設内の床には原則段差は設けない。	計画どおり実施	_
事業		昇降設備	・住宅、非住宅部分で、身体障害者対応EVを設ける。・中央地区に整備する公共自転車駐車場とペデストリアンデッキを結ぶエレベーターを設置する。	計画どおり実施	_
		トイレ	・非住宅部分に、身体障害者対応トイレを設ける。	計画どおり実施	_
	荒川区	駐輪場	・日暮里駅前自転車駐車場の整備を行う。 っていない」「改善されていない」の合計)/	│計画どおり実施 (「改善された」「や	

※評価:(「ほとんど改善されていない」「改善されていない」の合計)/(「改善された」「やや改善された」「ほとんど改善されていない」「改善されていない」の合計)

©:~9%、O:10~19%、Δ:20~49%、×:50%~

※評価「△」「×」の項目を網掛け

第3章 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の概況

1 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の概況

(1) 重点整備地区の範囲について

東日暮里5,6丁目、西日暮里1~6丁目で構成する日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区は、荒川区南西部に位置し、北区、文京区、台東区と接しています。また、北部は昨年度にバリアフリー基本構想を策定した「町屋駅・区役所周辺地区」に隣接しています。また、地区の外縁部に4か所の鉄道駅が立地しています。

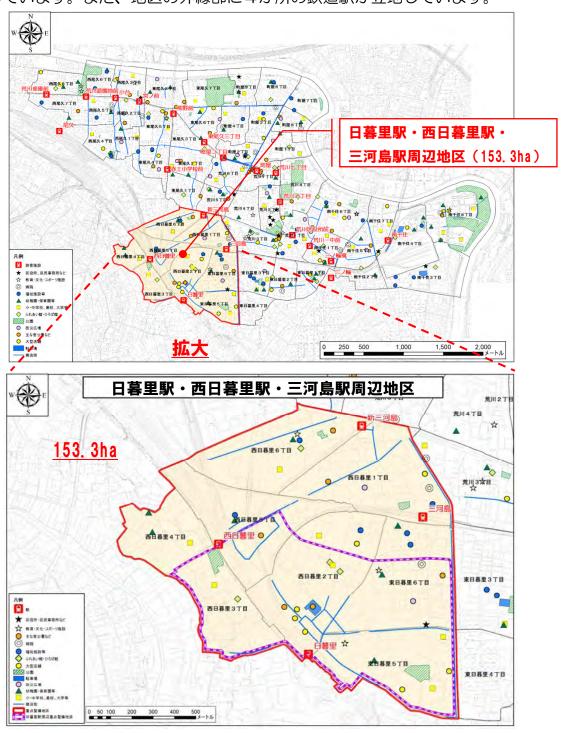


図3-1 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区位置図

(2)地区内の人口等の現況について

①総人口・総世帯数

地区の総人口は、過去 10 年間で 2,792 人 増加しています。なお、区の全人口に対する割 合は 14.4%となっています。

世帯数も人口同様増加していますが、世帯当 たりの人員は減少しており、単身世帯が増加し ています。

②町丁月別人口

町丁目別人口は、4駅に囲まれた東日暮里5 丁目、西日暮里1、2丁目が多くなっています。 また、過去 10 年間の増加率は市街地再開発事 業が実施された西日暮里2丁目が最も高くな っています。

③高齢者人口

65 歳以上人口の割合は、平成 23 年で 21.4%であり減少傾向にあります。また、地区 の高齢化率は荒川区全体に比べ 1.2%低くなっ ています。

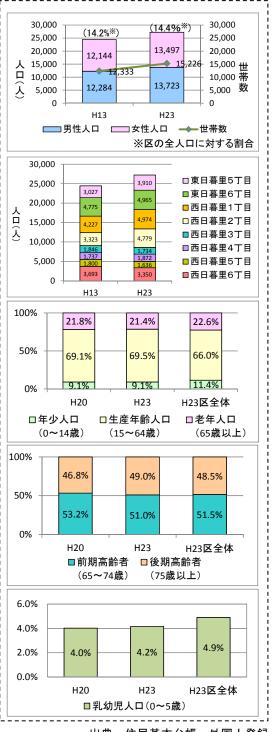
65歳以上人口の内、後期高齢者(75歳以上) の割合が 490%であり、過去3年間で 22 ポ イント上昇しています。

4到幼児人口

乳幼児人口割合は、荒川区全体に比べると低 くなっていますが、過去3年で0.2 ポイント増 加しています。

⑤ 障がい者人口

地区内の障害者手帳所持者は、平成21年で、 合計 917 人います。これは、荒川区全体の 12.1%を占めています。



出典:住民基本台帳、外国人登録

図 3-2 地区内の人口等の現況

表 3-1 障害者手帳所持者数

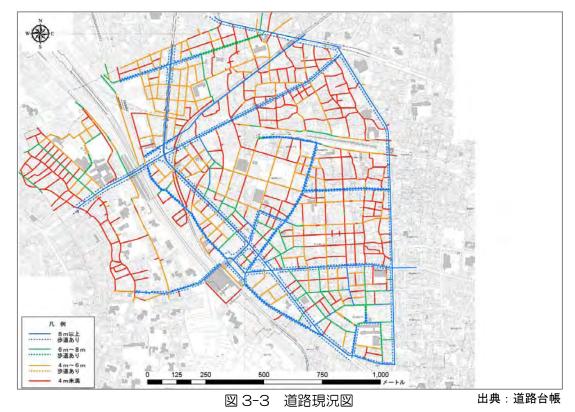
	単独所持			重複所持				オール	総計	
種別	身体	知的	精神	小計	身体•知	身体•精	知的•精	小計	所持	(1)
	(人)	(人)	(人)	(人)	的(人)	神(人)	神(人)	(人)	(人)	()
人数	691	89	109	889	16	7	4	27	1	917
(割合*)	(11.9%)	(14.1%)	(11.7%)	(12.1%)	(11.6%)	(15.9%)	(18.2%)	(13.2%)	(33.3%)	(12.1%)

※荒川区全体の手帳所持者数に対する割合

出典: 荒川区障害者福祉課(平成21年12月1日現在)

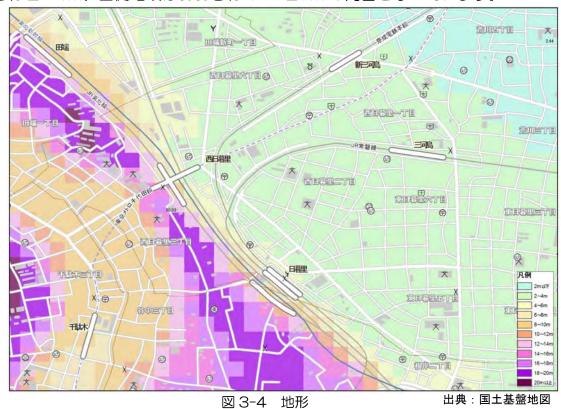
(3)地区内の道路現況

地区内の道路は、骨格となる幅の広い道路にはおおむね歩道が設置されていますが、 生活道路を中心に幅員 4m 未満の道路が広く分布しています。



(4)地形

地区内の地形は、JR を挟んで東西の地域で高低差があり、JR 東側地域の標高はおおむね 2~4m、西側地域はおおむね 10~20m の高台となっています。



18

(5)施設分布状況

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区内には主要施設として4か所の鉄道駅を中心として58の施設が分布しています。

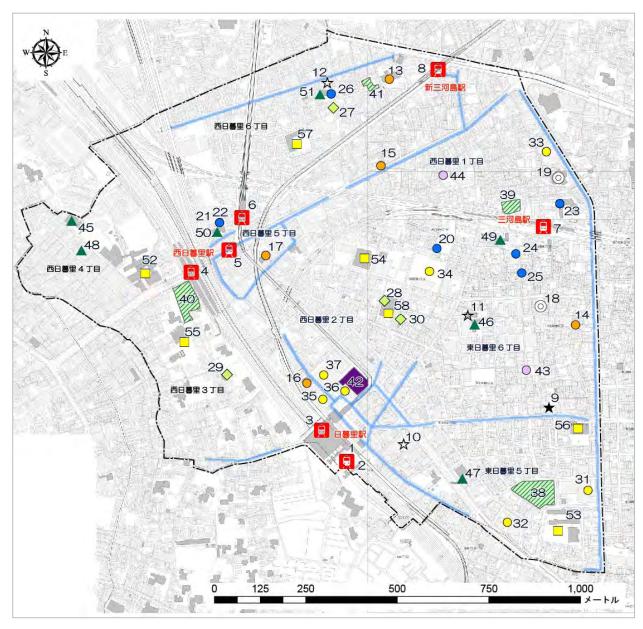


図 3-5 施設分布図

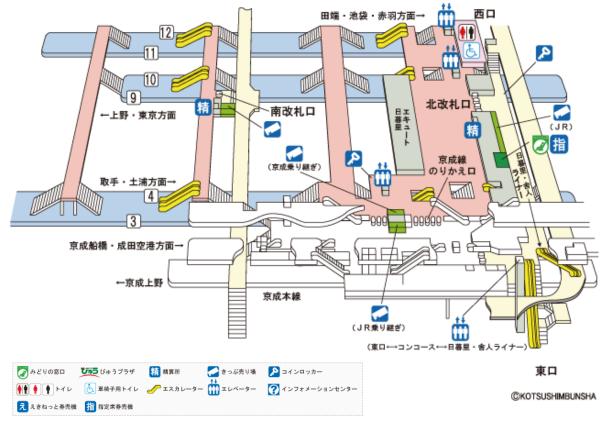
表 3-2 施設概要

No.	施設名称	No.	施設名称
貝	駅	0	店舗
1	日暮里駅(JR)	31	店舗A
2	日暮里駅(京成本線)	32	店舗B
3	日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)	33	店舗C
4	西日暮里駅(JR)	34	店舗D
5	西日暮里駅(東京メトロ千代田線)	35	ひぐらしの里西地区
6	西日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)	36	ひぐらしの里中央地区
7	三河島駅(JR)	37	ひぐらしの里北地区
8	新三河島駅(京成本線)		公園
*	区役所・区民事務所・保健所など	38	日暮里南公園
9	日暮里区民事務所	39	真土公園
☆	教育•文化施設	40	西日暮里公園
10	日暮里サニーホール	41	西日暮里六丁目公園
11	日暮里図書館		駐車場
12	冠新道図書サービスステーション	42	日暮里駅前ステーションガーデンタワー駐車場
0	主な官公署など	0	防災広場
13	荒川税務署	43	西日暮里一丁目防災広場
14	東日暮里六郵便局	44	東日暮里六丁目防災広場
15	西日暮里郵便局		幼稚園・保育園など
16	日暮里駅前郵便局	45	道灌山幼稚園
17	西日暮里駅前郵便局	46	日暮里幼稚園
0	病院	47	花さと保育園
18	はせがわ病院	48	キッズステーションのびのび保育室
19	関川病院	49	東日暮里保育園(子育て交流サロン)
0	福祉施設	50	ひぐらし保育園
20	ピアホーム西日暮里(障害者グループホーム)	51	西日暮里保育園(一時保育)
21	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター		小学校・中学校・高校
22	日暮里地域包括支援センター	52	開成学園(中・高)
23	作業所ボンエルフ(社会福祉法人荒川のぞみの会)	53	竹台高等学校
24	東日暮里さんま寮(社会福祉法人原町青年寮)	54	諏訪台中学校
25	東日暮里かつお寮(社会福祉法人原町青年寮)	55	第一日暮里小学校
26	西日暮里六丁目障がい者支援施設	56	第二日暮里小学校
\Diamond	ひろば館・ふれあい館など	57	第六日暮里小学校
27	西日暮里ふれあい館	58	ひぐらし小学校
28	西日暮里二丁目ひろば館		商店街
29	諏訪台ひろば館		
30	日暮里ひろば館		

(4)旅客施設の整備状況

①日暮里駅(JR)

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み



出典:東日本旅客鉄道株式会社

図 3-6 日暮里駅 (JR) 構内図

②西日暮里駅(JR)

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み

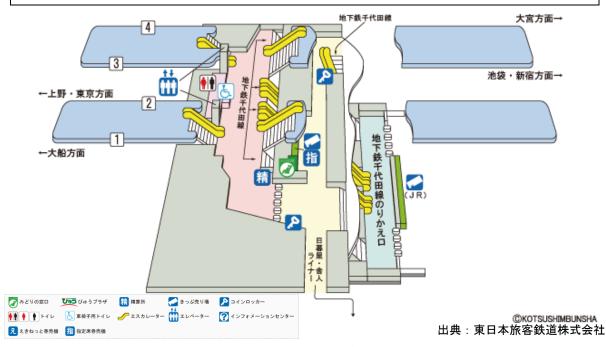


図 3-7 西日暮里駅(JR) 構内図

③三河島駅(JR)

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み



出典:東日本旅客鉄道株式会社

図 3-8 三河島駅 (JR) 構内図

④日暮里駅(京成本線)

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み

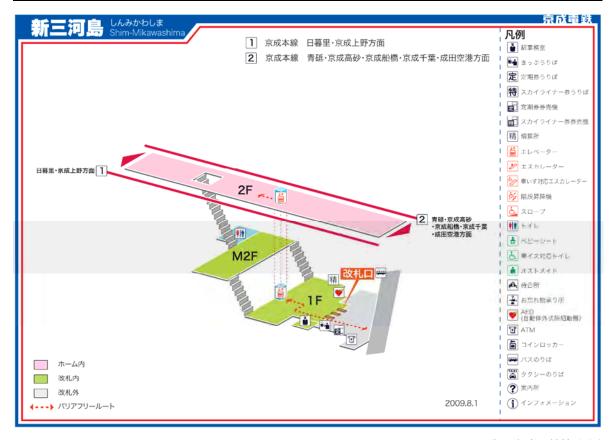


出典:京成電鉄株式会社

図 3-9 日暮里駅(京成本線)構内図

⑤新三河島駅(京成本線)

⇒エレベーターについて整備完了済み

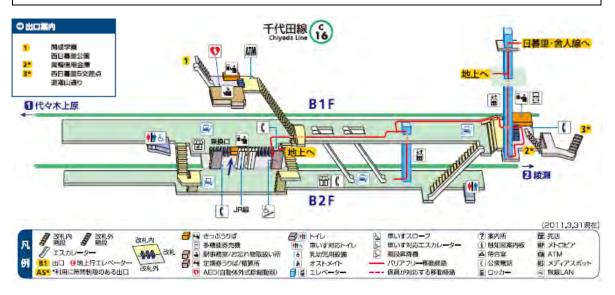


出典:京成電鉄株式会社

図 3-10 新三河島駅(京成本線)構内図

⑥西日暮里駅(東京メトロ千代田線)

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み

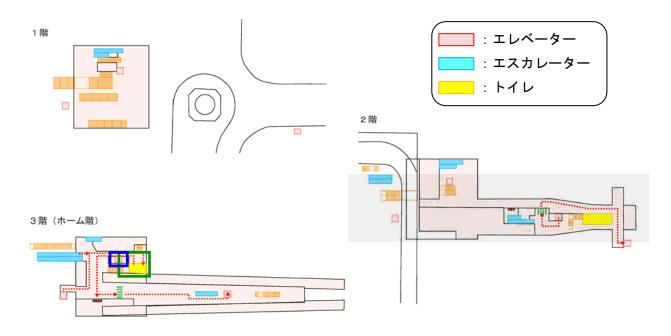


出典:東京地下鉄株式会社

図 3-11 西日暮里駅(東京メトロ千代田線)構内図

⑦日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み

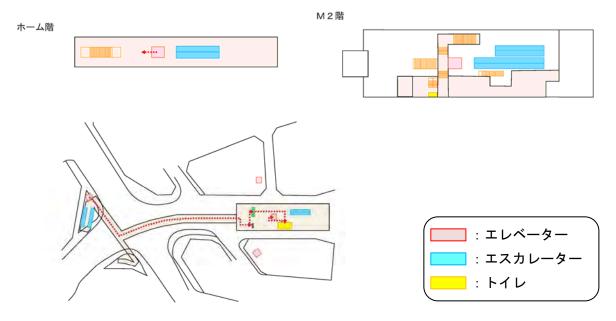


出典:東京都交通局

図 3-12 日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)構内図

⑧西日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み



出典:東京都交通局

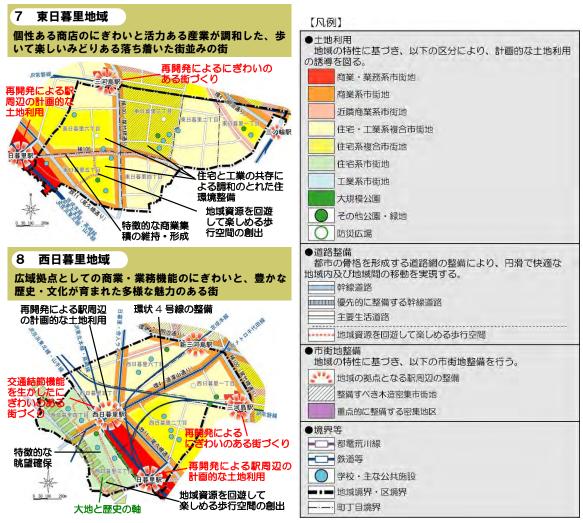
図3-13 西日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)構内図

(5)上位・関連計画、関連事業の整理

- ①上位・関連計画による地区の位置付け
 - 〇荒川区都市計画マスタープラン(平成21年3月策定)

<東日暮里地域、西日暮里地域の分野別街づくり方針>

	東日暮里地域	西日暮里地域			
道路・交通 の方針	・日暮里駅、三河島駅周辺では、交通 結節機能の充実及び交通バリアフ リー化などユニバーサルデザイン の理念に基づく整備を推進します。 ・歩行や自転車通行の安全性向上のため ・主要生活道路の整備や細街路の拡幅整				
環境・みどり の方針	・公園や児童遊園の適切な配置に向けた整備を推進するとともに、多世代が 憩い楽しめる公園や災害時に活用できる公園の整備を推進します。				
住宅・住環境 の方針	・バリアフリー化などユニバーサルデサ 齢者や障がい者などを含めて誰もが します。・民間事業者の開発において、道路、終 景観、住戸面積などについての適切な	住み続けられる住まいづくりを推進 录化、自動車駐車場・自転車駐車場、			
	齢化に配慮した、安全で良好な住環域				



出典:「荒川区都市計画マスタープラン(荒川区) H21.3」

図3-14 荒川区都市計画マスタープラン地区別街づくり方針

②地区内の主な事業

現在、地区内では日暮里駅前及び三河島駅前の「市街地再開発事業」、「西日暮里公園改修計画」、「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」に基づく特定事業などが実施されています。各事業の概要については以下に整理します。

〇市街地再開発事業

ひぐらしの里再開発地区

当地区は日暮里駅前に位置しており、交通利便性に優れた立地条件にあります。また、JR 山手線、京浜東北線、常磐線と京成線が乗り入れているとともに、日暮里~舎人地区間を約20分で連絡する新交通システム「日暮里・舎人線」が平成19年に、成田新高速鉄道が平成22年度に開通したことにより日暮里~成田間が約36分で直結され、今後更なる集客が見込まれている地区です。このような中、荒川区の拠点地区、更には、首都東京の玄関口にふさわしい活気とにぎわいのあるまちづくりの実現を目指して、第一種市街地再開発事業によるまちづくりが推進されています。



	ひぐらしの里西地区	ひぐらしの里中央地区	ひぐらしの里北地区
	第一種市街地再開発事業	第一種市街地再開発事業	第一種市街地再開発事業
敷地面積	約 1,765 ㎡	約 3,886 ㎡	約 3,093 ㎡
主要用途	住宅・店舗・事務所など・	住宅・店舗・事務所・公益	住宅・店舗・事務所・駐車
	駐車場など	施設・駐車場 など	場など
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄	鉄筋コンクリート造及び鉄	鉄筋コンクリート造及び鉄
	骨造	骨造一部鉄骨鉄筋コンクリ	骨造
		ート造	
規模	地上25階・地下2階	地上40階・地下2階	地上36階・地下2階
建築面積	約 1,222 ㎡	約 3,070 ㎡	約 2,253 ㎡
建ペイ率	約69%	約80%	約72%
容積率	約 945%	約 1,000%	約 998%
住戸数	約 146 戸	約340戸	約 289 戸
延床面積	約 22,197 ㎡	約 52,575 ㎡	約 42,595 ㎡
駐車台数	約80台	_	_
完成時期	平成 19年5月	平成20年3月	平成 21 年 10 月

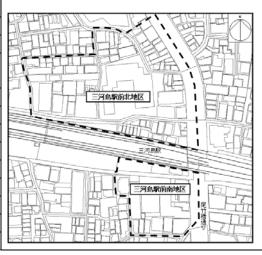
出典:ひぐらしの里地区再開発協議会ホームページ

三河島駅前南地区•三河島駅北地区

三河島駅周辺は、駅前にふさわしい土地の有効利用・高度利用が十分に図られておらず、駅前商業地としての活気やにぎわいが不足しています。また、広場などのゆとりある歩行者空間が少なく、幅員の狭い道路が多いなど、防災上の課題も抱えています。

これらの課題を解決するため、市街地再開発事業によって、道路、広場などの整備を行うとともに、商業・業務機能などの都市機能と、都市型居住機能が調和した、魅力ある複合市街地を形成し、地域の活性化を図ります。

	三河島駅前南地区第一種市街地再開事業
地区面積	約 0.5ha
敷地面積	約 3,807 ㎡
主要用途	共同住宅、商業施設、業務施設、駐車場、
	公共自転車駐車場
建物構造	鉄筋コンクリート造
規模	地上 34 階•地下 1 階
建築面積	約 1,936 ㎡
建ペイ率	約51%
容積率	約 664%
住戸数	約327戸
延床面積	約 36,450 ㎡
駐車台数	約 135 台
完成時期	平成 26 年度中



※三河島駅北地区(約1.5ha)は平成24年度の都市計画決定に向け、事業計画案の検討中

○西日暮里公園改修計画

荒川区では西日暮里公園を地域・区民の皆さんに、より愛される公園とするため、改修計画に着手しました。

改修計画の作成に先立ち、区民の皆さんと一緒に考え、作り、 育てていくために、これまでに4回のワークショップを開催しま した。

その後、ワークショップからの提案、近隣小学校や地元まちづくり協議会などからの提案を踏まえ、基本計画のとりまとめを行いました。



ワークショップ経緯

- 第1回(H2O.10)改修計画の説明、事例紹介、意見交換
- 第2回(H2O.11)現地見学会、グループ討議、意見交換
- 第3回(H2O.12)将来像の検討、改修内容の検討、意見交換
- 第4回(H21.1)提案書(案)の検討、意見交換

改修の内容 (ワークショップからの提案書)

	は一つグラックがらの従来者が					
守る	・植生調査、植生管理 ・樹林の保全 ・保存ゾーンと利用ゾーンの区分	遊 ぶ	・鉄棒やブランコの活用と滑り台の復活 ・自然を生かした冒険遊び場(木登り・ロープなど) ・眺望の再生・遊びの復活			
憩う	・散策路・ベンチ・あずま屋・時計の改修・季節の移ろいを感じる風景づくり・ホームレス対策	学 ぶ	・自然や歴史の解説員(インタープリター) ・自然や歴史の案内板・解説版・サイン ・自然教育園(子どもたち環境教育の場)			
育む	・林由香育成(耕転/客土/立入規制/植栽) ・花壇(趣ある在来種、華やかな園芸種) ・生きものを呼ぶ仕掛け(野鳥の水飲み場)	集う	・建物(防災拠点/集会施設/ミュージアム/飼育観察舎/常駐など) ・広場(日当たりの良い場所/イベントの場) ・入口にエレベーター化エスカレーターを			
		結 ぶ	・人の心(ハート)・区民と区役所との協働・夢の結実			

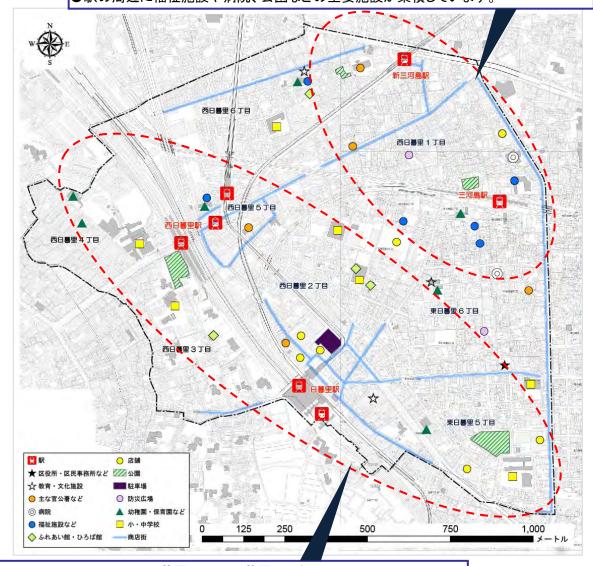
出典: 荒川区 HP

(6) 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の現況

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区は、先行してバリアフリー化を進めている日暮里駅・西日暮里駅周辺と、今後、バリアフリー施策の強化が求められる三河島駅・新三河島駅に大きく分かれています。

<三河島駅・新三河島駅周辺>

- ●三河島駅、新三河島駅では、エレベーター、エスカレーターなどの最小限のバリアフリー化が進められていますが、ホーム幅が狭いなど利用者の安全性に課題があります。
- ●新三河島駅では多目的トイレが設置されていません。
- ●三河島駅ではホームから改札までの距離が長くなっています。
- ●駅の周辺に福祉施設や病院、公園などの主要施設が集積しています。



<日暮里駅・西日暮里駅周辺>

- ●「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」に基づく取組により、公共交通施設や道路などのバリアフリー化が進んでいます。
- ●日暮里・舎人ライナーや日暮里駅周辺の市街地再開発事業など、近年整備された施設については、バリアフリーに対応した整備が行われています。
- ●個々の施設については、比較的バリアフリー化が行われていますが、サインや 点字ブロックなどについて、施設間の連続性の確保が課題となっています。
- ●JR 西側の西日暮里三、四丁目が高台となっており、他地区からのアクセス道路が急勾配となっている箇所があります。

図 3-15 地区内の現況

2 地区住民アンケート調査

(1)調査の概要

本アンケート調査は、地区住民の方から広くバリアフリー化についての意見聴取を 行い、生活関連施設候補の抽出及び基本構想の策定に向けた基礎的資料とすることを 目的として以下の調査対象者・調査方法により実施しました。

表 3-3 地区住民アンケート実施概要

対象者	アンケート配布日	回答期限	配布方法	回収方法
地区住民	平成 23 年 7 月 27 日	平成 23 年 8 月 10 日	郵送配布	郵送回収

[※]住民基本台帳から無作為に抽出した 16 歳以上の方 1,000 人に、アンケート調査票を郵送配布し、郵送で回収を行いました。

(2)回答状況

1,000 通の配布に対して、平成 23 年 9 月末日で 207 通の有効回答を得ることができ、有効回答率は 20.7%でした。

(3) 主な調査項目

主な調査項目は以下のとおりです。

表 3-4 主な調査項目

項目	細項目				
施設	• 利用頻度				
	利用しやすさ				
	・施設の不便・危険と感じる点				
道路	• 利用する経路				
	利用しやすさ				
日暮里駅周辺のバリアフリー化	・公共交通機関、道路、交通安全の評価				
心のバリアフリー	・重要と考える取組				
個人属性	・性別・年齢区分など				

(4)結果概要

普段よく利用する施設としては、日暮里駅(JR)、西日暮里駅(JR、メトロ)などが上位に挙げられています。

表 3-5 普段よく利用する施設

施設名	順位(利用率*1)						
	全体		高齢者※2		障がい者等*3		
日暮里駅(JR)	1	(68.1%)	1	(60.0%)	1	(31.6%)	
西日暮里駅(JR)	2	(67.6%)	2	(57.1%)	1	(31.6%)	
西日暮里駅(東京外口千代田線)	3	(58.0%)	3	(54.3%)	7	(21.1%)	
店舗A	4	(37.7%)	6	(30.0%)	11	(10.5%)	
店舗D	5	(33.8%)	7	(28.6%)	8	(15.8%)	

※1:各施設に対して利用する(「よく利用する」+「時々利用する」)と回答した割合

※2:65 才以上の回答(77 票)を集計

※3:外出時に補助具や介助が必要な人(19票)を集計

3 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の特性

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区の概況及び地区住民アンケート調査の結果から地区の課題・問題を整理します。

地区の概況

- ・ 荒川区南西部に位置し、東は台東区、西は昨年度バリアフリー基本構想を策定した「町屋駅・区役所周辺地区」と接しています。また、JR を挟んで東西の地域に高低差があります。
- ・地区の外縁部には4か所の鉄道駅が立地しており、駅周辺及び地区中央部に主要な施設が 立地しています。
- •日暮里駅、西日暮里駅周辺では、交通バリアフリー基本構想に基づく整備や、市街地再開発事業などが実施されていますが、駅の休憩施設や道路の幅や段差などに対して低い評価となっています。また、西日暮里公園の改修も計画されています。
- ・地区の人口は増加傾向にあり、高齢化率は21.4%と区の中では低い地域となっていますが、乳 幼児人口は増加しています。
- 都市計画マスタープランの中では地域の拠点となる「広域拠点」に位置付けられています。

地区住民意向調査

- 高齢者、外出時に補助具 介助が必要な方を含む地区住民がよく利用する施設は、「駅」「スーパー」「郵便局」「区民事務所」「図書館」などが挙げられます。
- 日暮里駅、西日暮里駅については満足度が高い傾向にありますが、三河島駅、新三河島駅 については比較的満足度が低い傾向にあります。
- ・施設の評価はおおむね良好ですが、「道路の快適性」「交差点の安全性」について比較的低い評価となっています。
- •「心のバリアフリー」の取組については、「自転車利用マナーなど交通マナーの普及、啓発」 「高齢者や障がい者などに対する道路横断時や車両乗降時の声掛け、手助け、道案内」の 要望が高くなっています。
- ・地区住民が普段利用する交通手段は鉄道、路線バス、自転車が多くなっています。

課題・問題整理

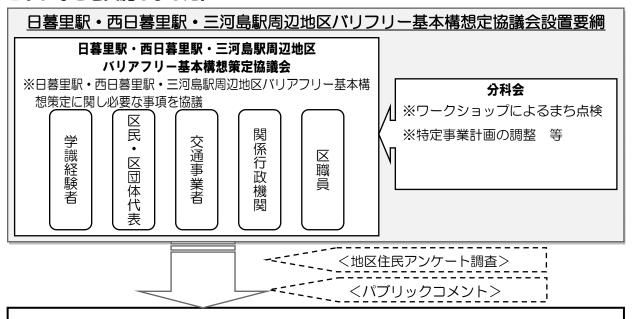
- ●先行してバリアフリー化の取組を進めている日暮里駅、西日暮里駅周辺においては、利用 者の評価の低い項目への対応が必要です。
 - ⇒<u>統一したサインや点字ブロックの整備</u>など、新たに整備された施設を含む歩行者動線 の再検討が必要です。
 - ⇒<u>道路の適正な維持管理や道路利用マナーの向上</u>などによる歩行空間の安全性・快適性 向上が必要です。
- ●三河島駅、新三河島駅周辺においては、先行する町屋駅・区役所周辺地区や日暮里駅・西日暮里駅周辺地区と連続したバリアフリー化が必要です。
 - ⇒駅の利便性・安全性向上が必要です。
 - ⇒駅周辺に立地する<u>施設へのアクセス性を向上</u>することが必要です。

第4章 本基本構想の策定体制と流れ

1 本基本構想の策定体制

本基本構想策定に当たっては、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、様々な立場からの協議及び意見交換を行いました。

また、協議会の分科会を設置し、特定事業計画の調整、地区住民を交えたワークショップなどを実施しました。



日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想

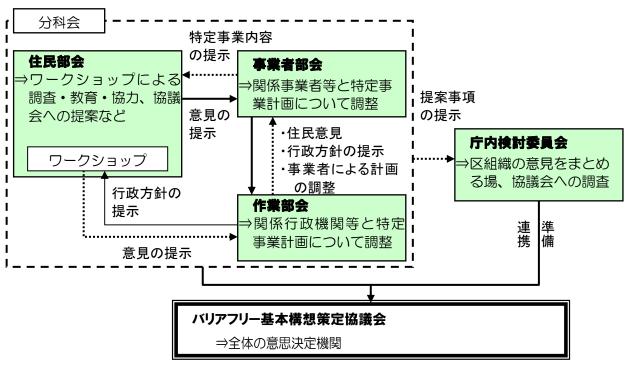


図 4-1 本基本構想策定体制

2 本基本構想の策定の流れ

本基本構想策定に当たっては以下のスケジュールで検討しました。

平成23年8月3日

第1回策定協議会

- ●H21 年度策定の荒川区バリアフリー基本構想に ついて
- ●基本構想策定体制及び分科会の設置について
- ●策定スケジュールについて
- ●日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想について

平成 23 年 8 月 30 日 第 1 同住民歌会

第1回住民部会

- ●アンケート調査結果等参加者への情報提供
- ●まち歩き (バリアフリー点検) の実施
- ●点検結果のとりまとめ
- ●バリアフリー上の問題点・課題についての意見聴取

平成 23 年 9 月 28 日

第1回事業者部会

- ●アンケート、住民部会で抽出された課題の共有
- ●各事業者へ特定事業に関する課題の提示、対応 方針の検討依頼

平成 23 年 11 月 25 日

平成 23 年 10 月 19 日

第2回策定協議会

- ●地区別基本構想整備方針について
- ●住民部会検討結果及び特定事業計画について

平成 23 年 12 月 14 日

第3回策定協議会

- ●地区別基本構想素案について
- ●生活関連施設並びに生活関連経路案について
- ●特定事業メニューについて
- ●心のバリアフリー等ソフト施策について

第2回住民部会

- ●参加者による自発的な取組内容の検討
- ●取組を実施するに当たっての課題整理
- ●特定事業、その他の事業の内容提示
- ●参加者による意見交換

平成24年3月7日

第3回住民部会

●住民等が主体となった取組内容の検討

※庁内検討会議、作業部会(庁内PT)は随時実施

区民意見(パブリックコメント)の募集

平成 24 年 3 月 13 日

第4回策定協議会

- ●地区別基本構想案について
- ●概要版について
- ●パブリックコメントについて

基本構想の策定

図 4-2 本基本構想策定スケジュール

第 5 章 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想

1 地区の基本的指針

本基本構想は、全体構想の基本理念を受け、地区におけるバリアフリー化の課題を解決し、区民、事業者、行政が一体となってバリアフリーの取組を実施するための基本的な考え方(ソフト面)と、移動等のための空間整備において特に推進すべき事項(ハード面)として、次のとおり地区の基本的指針を定めます。

また、地区の基本的指針を推進していく上では、協議会による基本構想の実施段階に おける連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努 めます。

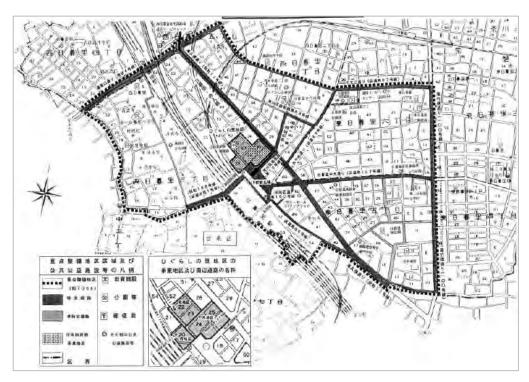
<全体構想の基本理念>

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」

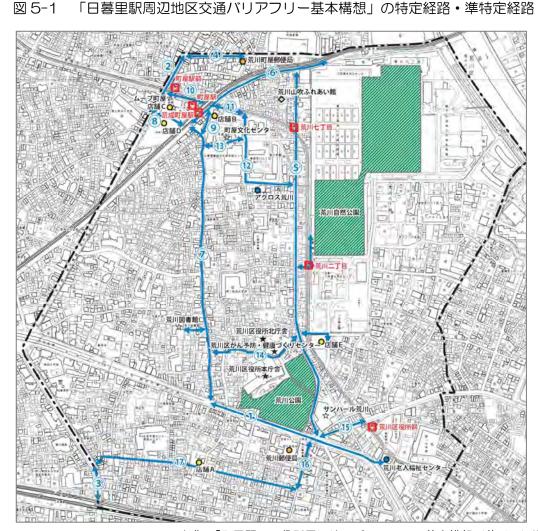
<地区の基本的指針>

- ○駅を中心に一定のバリアフリー化が進んでいる日暮里駅周辺については、鉄道駅並びに各種施設相互を連絡する経路について、既存バリアフリー化区間との連携を含め、地区全体として、誰もが安全で円滑に移動できる「バリアフリーネットワーク化」の拡充を推進します。
- 日暮里駅・西日暮里駅を始めとした公共交通機関のターミナルとして の機能が充実した、区内外の多くの利用者が行き交う地区であり、隣 接地区などとの連携を考慮した「重点的なバリアフリー化」を推進し、 他の重点整備地区への波及並びに区全体への展開を目指します。
- ○地区内の生活関連施設、生活関連経路における施設のバリアフリー化の推進と合わせ、ソフト面の取組や多様な利用者のバリアフリーに対する"気付き"を高めるため、「心のバリアフリー」を推進します。





出典:「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(荒川区)H13.3」



出典:「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想(荒川区) H23.3」

図 5-2 「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想」の生活関連施設・生活関連経路

2 バリアフリー化の整備方針

(1)公共交通

鉄道駅については、日暮里駅(JR東日本、京成電鉄、日暮里・舎人ライナー)、西日暮里駅(JR東日本、東京メトロ、日暮里・舎人ライナー)は、エレベーター、多目的トイレの設置など、駅構内の主なバリアフリー化は完了しているものの、利用の観点からは、改善すべき箇所が残っています。今後は、ホームドアの設置などにより安全性向上のための対策を行うとともに、サインや視覚障害者誘導用ブロック(以下、「点字ブロック」という)の改修など、既存設備の補修・改善など、利用者の意見を反映したバリアフリー整備を行います。また、三河島駅(JR東日本)、新三河島駅(京成電鉄)は、バリアフリー化のためのスペースの確保が困難な箇所もあることから、今後の設備改修に併せて、利用者の意見を反映したバリアフリー化に向けた整備の検討を行います。更に、コンコースなどにおける休憩施設については、利用者の意見などを踏まえ、配置やスペースの問題を考慮しながら整備を検討します。

バス事業については、施設の適正な維持管理を進め、利用者の快適性向上を図ります。

(2)道路

地区内の道路については、段差や勾配のある箇所について、可能な限り移動円滑 化基準に適合した構造に改修していくとともに、当面の対応として、利用者に注意 喚起する対策を行っていきます。

また、既に歩道が整備されている箇所については、歩道上の私的占有物(看板の設置など)に対する指導・取締りを継続的に実施していくとともに、違法駐輪に対する取締りや自転車利用マナーの向上については、東京都、荒川区、警察が連携して取り組みます。

(3)都市公園

不特定多数の人が利用する都市公園については、トイレの改善や適正な維持管理により、誰もが安心して利用できる公園の整備を行っていきます。また、再整備計画がある西日暮里公園については、利用者の意見を踏まえた計画の策定を実施していきます。

(4)建築物

日暮里区民事務所、日暮里図書館など、生活関連施設に位置付けられた建築物を中心に高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者などが安全・快適に利用できるように移動等円滑化に努めていきます。

(5)交通安全

信号のサイクル長の改善については、周辺道路への影響を考慮しながら、可能な 限り対応していきます。

また、自転車走行マナーや違法駐輪に対しては、当事者に対する指導・取締りを 強化します。また、関係行政機関と連携した講習会などの開催も継続して実施して いきます。

(6)その他の事項

自転車マナーの向上については、警察署や交通安全協会と連携し、学生を対象と した講習会などの開催による啓発活動により、自転車利用者のルール・マナーの遵 守意識の向上を図ります。

3 生活関連施設と生活関連経路

(1)生活関連施設・生活関連経路の設定の基本的な考え方

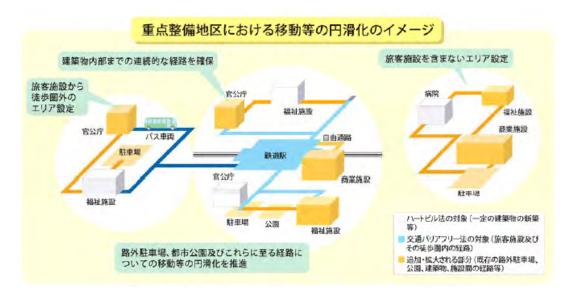
生活関連施設・生活関連経路は、以下に示す「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック(H20.10)」に基づき設定します。

①生活関連施設

- ○常に多数の人が利用する施設を選定する。
- ○高齢者、障害者等が常時利用する施設を選定する。
- ●事業の実施可否により生活関連施設の選定を判断しないこと。
- ●既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置付ける。

②生活関連経路

- ○より多くの人が利用する経路を選定する。
- ○生活関連施設相互のネットワークを確保する。
- ●事業の実施可否により生活関連経路の選定を判断しない。
- ●既に移動等円滑化されている経路でも、生活関連経路として位置付ける。



出典:「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック(国土交通省)H20.10」 図 5-3 生活関連経路の設定イメージ

(2) 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における生活関連施設・生活関連経路の設定 の基本的な考え方

生活関連施設・生活関連経路は、以下の考え方に基づき、アンケート調査結果を参考に、各部会での検討結果を踏まえて設定しました。

アンケート調査結果 (施設の利用状況)

<利用者の多い施設> 区民が「よく利用する」+「時々利用する」 施設 <高齢者、障がい者等の利用が多い施設> 「高齢者」、「外出時に補助具や介助を必要 とする人」を集計

常に多数の人が利用する施設

高齢者、障がい者等が常時利用する施設

住民部会

事業者部会

作業部会

<日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における地区別基本構想の整備方針> 重視すべき地域や施設の検討

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における生活関連施設

アンケート調査結果(道路の利用状況)

<利用者の多い経路> 利用者の多い経路 高齢者・障がい者等が利用する経路 <利用者の満足度が低い経路> 改善が必要な経路

住民部会

事業者部会

作業部会

<日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における地区別基本構想の整備方針> ネットワーク確保の方針(道路整備・公共交通活用など)

> <区民・当事者の意見> ネットワークを確保すべき施設(交通施設、商業施設など)

生活関連施設相互のネットワークを確保する経路

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における生活関連経路

図 5-4 生活関連施設・生活関連経路の検討の流れ

(3) 生活関連施設の設定

地区住民アンケート調査結果を基に、地区住民が普段から利用する施設及び高齢者・障がい者等が普段から利用する施設を抽出し、生活関連施設として位置付けます。 (全体利用率 20%以上、高齢者、障がい者等利用率 10%以上の施設を抽出)

なお、住民サービス向上のために今後利用促進を図る必要性の高い鉄道駅及び都市 公園については、全ての施設を生活関連施設と位置付けます。

表 5-1 アンケート調査結果(各施設の利用順位)

施設名	順位					
		全体	Ē	高齢者 ^{※1}	障だ	がい者等**2
日暮里駅(JR)	1	(68.1%)	1	(60.0%)	1	(31.6%)
西日暮里駅(JR)	2	(67.6%)	2	(57.1%)	1	(31.6%)
西日暮里駅(東京メトロ千代田線)	3	(58.0%)	3	(54.3%)	7	(21.1%)
店舗A	4	(37.7%)	6	(30.0%)	11	(10.5%)
店舗D	5	(33.8%)	7	(28.6%)	8	(15.8%)
日暮里駅前郵便局	6	(32.9%)	4	(37.1%)	5	(26.3%)
西日暮里駅前郵便局	7	(31.4%)	12	(24.3%)	1	(31.6%)
日暮里区民事務所	8	(30.0%)	11	(27.1%)	11	(10.5%)
日暮里駅(京成本線)	9	(28.0%)	13	(22.9%)		_
日暮里図書館	10	(24.2%)	15	(18.6%)	11	(10.5%)
西日暮里郵便局	11	(23.2%)	7	(28.6%)	1	(31.6%)
日暮里南公園	12	(22.7%)	16	(15.7%)	11	(10.5%)
日暮里サニーホール	12	(22.7%)	7	(28.6%)		_
荒川税務署	14	(22.2%)	14	(21.4%)	8	(15.8%)
西日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)	15	(20.8%)	5	(31.4%)	5	(26.3%)
日暮里駅(日暮里・舎人ライナー)	16	(20.3%)	7	(28.6%)		_
ステーションガーデンタワー		_		_	11	(10.5%)
店舗B		_	16	(15.7%)		_
新三河島駅(京成本線)		_	19	(11.4%)	11	(10.5%)
西日暮里ふれあい館		_	18	(12.9%)	11	(10.5%)
諏訪台ひろば館		_	19	(11.4%)	11	(10.5%)
店舗C		_	21	(10.0%)	11	(10.5%)
東日暮里六郵便局		_		_	8	(15.8%)
冠新道図書サービスステーション					11	(10.5%)
日暮里地域包括支援センター					11	(10.5%)
西日暮里公園				<u> </u>	11	(10.5%)
計 26 施設						

※1:各施設に対して利用する(「よく利用する」+「時々利用する」)と回答した割合

※2:65 才以上の回答(77票)を集計

※3:外出時に補助具や介助が必要な人(19票)を集計

(4) 生活関連経路の設定

生活関連経路の設定に当たっては、地区住民アンケート調査結果において「より多くの人が利用する経路」及び(3)で抽出した「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」を基本に以下の経路を設定します。

表 5-2 生活関連経路

経路	生活関連経路		
番号	道路名称	区間【起点~終点】(主な接続施設)	事業者
1	都道 306 号線 (明治通り)	新三河島駅~経路②(新三河島駅、三河島駅)	
2	都道 313 号線 (尾竹橋通り)	経路①~経路②(店舗C、三河島駅、東日暮里六郵 便局、店舗A)	丰
3	都道 457 号線 (駒込宮地線)	経路②~台東区(西日暮里郵便局、西日暮里駅、西日暮里公園)	東京都
4	都放射第 11 号線 (尾久橋通り)	経路⑤〜経路②(西日暮里駅、西日暮里駅前郵便局、 ステーションガーデンタワー、店舗B)	
5	区道荒 92 号線 (冠新道)	経路①〜経路⑤(荒川税務署、冠新道サービスステーション、西日暮里ふれあい館)	
6	区道第 691 号線 (藍染川西通り)	経路①~経路③(新三河島駅、西日暮里駅)	
7	区道荒 82 号線	経路②~経路③(三河島駅、真土公園)	
8	区道荒 83 号線	経路②~経路⑪(三河島駅)	
9	区道荒 87(一部)、第 319-1、荒115号線	経路③~経路⑩⑬(店舗D)	
10	区道荒 87 号線 (七五三通り)	経路②~経路⑨⑬(日暮里図書館)	
(11)	区道第 316-1 号線	経路④~経路⑧	
12	区道荒 161、荒 86 号線	経路⑦〜経路❷(日暮里駅、ステーションガーデンタワー)	
13	区道荒 89 号線 (あやめ通り)	経路④~経路⑧(日暮里図書館)	
(14)	区道荒 88 号線	経路④~経路③(日暮里ひろば館)	
15)	区道荒 84 号線	経路⑨~経路⑭	荒川区
16	区道荒 107 号線 (日暮里中央通り)	経路②~経路②(日暮里区民事務所、日暮里駅)	
17)	区道荒 125 号線	経路%~経路%(日暮里南公園)	
18	区道荒 128 号線	経路②~経路④(店舗A、日暮里南公園)	
19	区道荒 129 号線	経路④~経路⑱(日暮里南公園)	
20	区道荒 248 号線	経路⑥~JR高架側道(西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター、日暮里地域包括支援センター)	
2	区道荒 267 号線 (ルート日暮里)	経路③~経路❷(西日暮里駅、日暮里駅前郵便局、 日暮里駅)	
22	区道荒台 6 号線	経路②~経路②(日暮里駅)	
23	紅葉橋	経路②~経路②(日暮里駅)	
24	区道荒 108 号線 (諏訪台通り)	経路③~経路۞(西日暮里駅、西日暮里公園、諏訪台ひろば館)	
25	区道台荒 1 号線	経路②~経路②(日暮里駅)	
26	区道荒 256 号線 (夕やけだんだん)	経路ゆ〜谷中ぎんざ商店街	

前ページで設定した、日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路は下図のとおりです。

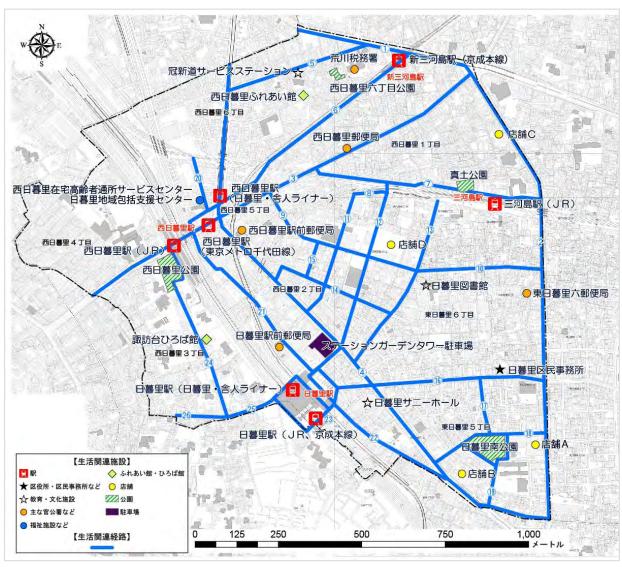


図 5-5 生活関連施設及び生活関連経路

4 ワークショップによるまち歩き点検

本基本構想を作成するに当たり、区民が主体となって実際にまちや駅を歩き、問題点を発見し、整理し、課題についての意見交換を行う住民部会(ワークショップ)を開催しました。

<実施概要>

実施日	実施場所	テーマ	参加人数	点検箇所
平成 23 年	日暮里	・まち歩き(バリアフリー点検)の実施	63 名	(次ページ
8月30日(火)	サニーホール	・バリアフリー上の問題点・課題の抽出		点検箇所
				参照)

<点検箇所>

班名 (対象地区)	点検ルート
A 班	①日暮里駅(JR)→②日暮里駅(京成電鉄)→③日暮里駅(日暮里·舎人ライ
(日暮里駅周辺)	ナー)→④日暮里駅駅前広場
B 班	①日暮里駅西側の階段→②西日暮里公園→③西日暮里駅(JR→東京メトロ
(西日暮里駅周辺)	→日暮里・舎人ライナー)
C 班	①日暮里図書館→②病院A(三河島駅周辺アーケード)→③店舗C→④病院B
(三河島駅周辺)	→⑤作業所ボンエルフ→⑥JR三河島駅
D 班	①新三河島駅→②荒川税務署(冠新道商店街)→③西日暮里ふれあい館・障
(新三河島駅周辺)	害者支援施設→④冠新道図書館サービスステーション(冠新道・都道(尾久橋
	通り)→⑤JR 貨物線横断部の確認→⑥藍染川西通り
E班	①日暮里区民事務所→②店舗A→③日暮里南公園→④店舗B→⑤日暮里
(日暮里南公園周辺)	サニーホール
F班	①店舗D→②諏訪台中学校周辺(道灌山通り)→③西日暮里駅周辺(東京メト
(西日暮里2丁目周辺)	ロ、日暮里・舎人ライナー)→④西日暮里駅前郵便局→⑤日暮里駅前再開発
	地区→⑥日暮里駅前郵便局













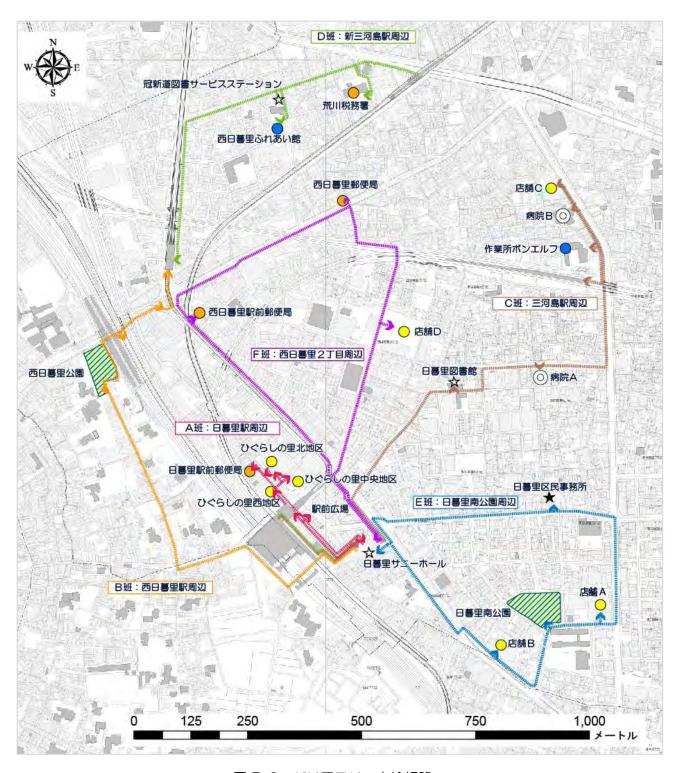


図 5-6 バリアフリー点検経路

① A班(日暮里駅周辺)

UA班(口春)		
日暮里駅(JR)		
点検箇所	主な指摘事項	
入口	東口から北口改札への階段が解消できるとよい。	
	点字ブロックで誘導している券売機が販売中止になっていた(節電)。	
	車いすだとモニターの角度が寝すぎていて見えにくい、届きにくい。	
券売機	車いすでは券売機のボタンに届かない。 (京成線乗り換え口)	
	日暮里・舎人ライナー券の券売機は"‡"を押しても音声がでなかった。(京成線	
	のりかえ口)	
改札内トイレ	混雑	
	階段わきは狭く点字ブロックの上を通らなくてはならず怖い。	
ホーム(山手	JRホーム内方線ブロックついていない。	
線)	ホームドアをつけてほしい。	
	階段に行き先案内が全くなかった。	
案内サイン	EV降りた所に案内がない。床面を使って案内するとよい。	
X11712	電光掲示板を両側から見ることができるようにしてほしい。	
日暮里駅(京成		
点検箇所	主な指摘事項	
トイレ	トイレに音声案内がなかった。(2か所とも)	
(南改札口)	トイレに自用業内がながった。(とか別とも) 多機能トイレベットが出っぱなしの場合は入れない。(自分では上げられない。)	
トイレ(日暮	多機能ドイレベクドが出りはなしの場合は八れない。(日月では上げられない。)	
F1 レ(ロ 春 里・舎人ライナ	 間の仕切りを除けば、車いすの人も使える。(男女別で。2階へ行かなくてもよい。)	
一専用ホーム)	間の任切りを除けば、単いりの人も使える。(男女別で。2階~1]がなくてもよい。) 	
2階コンコー		
2階コンコー	看板が点字ブロックにかかっている。 サイン板に余裕があるのに字が小さい。	
北口改札	ケイン板に赤裕がめるのに子が小さい。 点字ブロック敷き方間違っている。	
休憩室	点子プロック敷さ方间違うといる。 自販機が場所を占めていて車いすでは気が引ける。自販機を外にも置いてほしい。	
一般ホーム	自敗機が場所を自めていて単いりではxxが5117る。自敗機を外にも置いてはしい。 電光掲示が中央付近にしかないので混んでいると見にくい。	
エレベーター	「こちら側のドア」の音声案内はどちらか分からない。	
	授乳室を確保してほしい。→多機能トイレを使わなくてよくなる。	
全体的なこと	ー般のトイレもなるべく車いすが利用できるように工夫してほしい。(入口、内部の大きさ)	
口节四町/口节	節電を考えた危機の誘導を検討してほしい。 	
	里・舎人ライナー)	
点検箇所	主な指摘事項	
多機能トイレ	「流す」ボタンが遠くて届かない。「流す」は押しボタンの方が良い。(改札内、改札	
44 111	外トイレどちらも)	
券売機	光の入り具合によって画面が見にくい。	
公衆電話	お金が入れにくい。カードも使えない。	
エレベーター	スルー式のエレベーターだが、「反対側の扉が開きます」という案内がない。	
駅前広場		
点検箇所	主な指摘事項	
境界	段差と車道、歩道の勾配が急なので一人では登れないことがある。	
通路	放置自転車が以前よりは減ったが無くした方が良い。	
駅前バス停		
点検箇所	主な指摘事項	
車両	普段からニーリングした方が良い。	

②B班(西日暮里駅周辺)

日暮里駅(JR)	
点検箇所	主な指摘事項
駅前通路	マンホールが点字ブロックを邪魔している。
エレベーター	新幹線スポットからエレベーターを探しづらく、表示が目立たない。
西日暮里駅(JF	R)
点検箇所	主な指摘事項
券売機	画面が光って車いすでは見えない。
分 冗傚	切符が買いづらい。
券売機前	点字ブロックが多すぎる。
ベンチ	傾いていて使いづらい。
トイレ	便座の汚れあり。車いすの人は個室の選択はできない。
西日暮里駅(東京	ミメトロ)
点検箇所	主な指摘事項
入口	千代田線への階段のところでエレベーターの表示がなく分らなかった。
トイレ	おむつ替え、ベビーキープなく不便。
階段	階段の手すりに沿って点字ブロックを設置した方が良い。
全体的	のりかえや出口のエレベーターが探しづらい。
土冲印	点字ブロックが統一されていない。
西日暮里駅(日	暮里・舎人ライナー)
点検箇所	主な指摘事項
案内サイン	JR西日暮里からのりかえ間に表示がなく、分かりやすい表示をつけた方がよい。
連絡通路	点字ブロックは手すり側に寄せた方が良い。
トイレ	便座が低いので改善が必要
+ /	車いす車両の表示をホームドアの上につけてほしい。
ホーム	日暮里・舎人ライナーの車椅子車両の表示をホームドアにもつけてほしい。
車両	車いす利用者のスペースが狭い。
駅構内全体的	
点検箇所	主な指摘事項
	授乳もできるスペース(ベビーステーション)の設置をお願いしたい。
西日暮里公園	
点検箇所	主な指摘事項
園内	緑は多いが通り抜けが危険
園道	園路がボコボコしている。
图坦	通路を舗装の必要あり。車いす走行困難
道路	
点検箇所	主な指摘事項
日暮里駅~谷	小さいインターロンキングが、でこぼこしている。
中銀座方面	合成勾配で車いすが通りづらい。合成勾配の改善は進行方向に、勾配をつける。
タやけだんだ	走行不能
ん手前歩道	足门 111能
谷中への歩道	歩道自体がななめでベビーカーがまっすぐ押せない。
	通過車両が怖い。
西方向の坂道	勾配がきつく、下りが危ない。
(富士見坂)	車いすがUターンできない。
(田工元次/	歩道から、そのまま車道に出ないように設計する。
西日暮里駅前	
の坂(車禁止の	下りでベビーカーや車いすが万が一勝手に走り出してしまったら危険
緩やかなスロ	
ープ)	

③C班(三河島駅周辺)

③し班 (二河語	最积何也)
日暮里駅(JR	
点検箇所	主な指摘事項
駅構内	駅のエレベーターの案内が少ない。
三河島駅(JR 点検箇所	♪ 主な指摘事項
トイレ	■ エな相摘争項 多機能トイレの便座が低く使いづらい。
日暮里図書館	夕 放祀 19 りの 反に りらい。
点検箇所	主な指摘事項
W 12/12/21	段差がある。
トイレ	個室が小さく子供と一緒に入れない。
	車いすで使えるトイレがない。
スロープ	滑り止めの山が高いので振動が大きい。滑り止めの山を低くするか間隔を狭くする。
書棚の通路	狭いので通りにくく、車いすでは曲がれないところがある。書棚で動かせるものは、 場所を換える。
廊下	つるつるして雨の日滑る。
全体	オストメイトがない。
土体	各階におむつ替えベッドがあると良い。
病院A	
点検箇所	主な指摘事項
入口	段差ある。
入口前	点字ブロックが車などでふさがっている。
病院B) (c ++
点検箇所	主な指摘事項
	ドアが重く、カギの位置も高い。カギを低い位置にし、ドアをボタンで開く自動式に + z
	する。
トイレ	便座と手洗い場の間隔が狭いので使いにくい。普通のトイレも車いすの方が使える広 さがあると良い。
	こがめることが。 混雑することがあるので多目的トイレを普通の人が使わないようにし、おむつ替えの
	人が使える別の場所を用意する。
店舗C	
点検箇所	主な指摘事項
店内通路	陳列の間にものがあり通りにくい部分があった。
道路	
点検箇所	主な指摘事項
サニーホール	横断歩道帯に対して歩道の高さが高い所がたくさんある。
~日暮里図書 館	道幅は広いが野草が生えていて通行しにくい。
日暮里図書館 ~病院 A	木の根が持ち上がっていて、歩道がでこぼこになっていた。少し危ない。
病院Aから三 河島駅方面つ きあたり	音響式信号の音が聞きづらい。
	通りに境界線の示しのコンクリートが邪魔
三河島駅前	道路傾斜が厳しい。

④D班(新三河島駅周辺)

<u>4 D班(新三河</u>	可島駅周辺)
新三河島駅(京	成電鉄)
点検箇所	主な指摘事項
ホーム	ホームの幅が狭く、危険を感じる。ホームドアを設置してほしい。
階段	階段の点字の幅を広くしてほしい。
M2Fトイレ	エレベーターが中2階に停まらないため、車いす利用者がトイレを利用できない。
	トイレの入り口が狭い上に湾曲しているため、入りづらい。
改札口	幅の広い改札口がほしい。
その他	駅からの分かりやすい案内板がほしい。
	停電時の対応に不安がある。駅には常時係員がほしい。
西日暮里駅(日	暮里・舎人ライナー)
点検箇所	主な指摘事項
構内全体	駅には常時係員を配置してほしい(ボランティアでも可)。
その他	停電時など非常時の対応に不安を感じる。
新三河島駅前バ	ス停
点検箇所	主な指摘事項
停留所	ゴミ箱を取り除いて並びやすくしてほしい。
荒川税務署	
点検箇所	主な指摘事項
門	門の段差が大きいので車椅子だと上がりづらい。
	門からの点字ブロックがガタガタで歩きにくい。
エレベーター	窓口が2階にあるのにエレベーターが設置されていない。
1Fトイレ	トイレが狭い。
窓口	障害者用の呼び出し電話の使い分けが不便である。
西日暮里ふれあ	い館・障害者支援施設
点検箇所	主な指摘事項
出入口	入り口の点字ブロックが玄関マットで隠れてしまっている。
駐輪場	駐輪マナーが悪く、道路にはみ出ている。
	自転車置き場がいつもいっぱいで置きにくい。
トイレ	トイレの開閉ボタンが使いにくい位置に設置されている。
	ービスステーション
点検箇所	主な指摘事項
トイレ	だれでもトイレの照明スイッチが押しにくい。
出入口	出入口がスロープ (4°) になっているので車椅子利用者は通りにくい。
JR 貨物線横断部	
点検箇所	主な指摘事項
踏切	踏切に段差があり、車椅子では渡れない。
	踏切内の道がガタガタで車椅子などは通りにくい。
	踏切の傾斜が急(7°と14°)で、上りづらい。
その他	自転車が多く、かなりスピードが出ていて危ない。
道路	
点検箇所	主な指摘事項
	スーパーの入り口前の混雑と駐輪自転車で通りにくい。
	自転車が多く、スピードが速いため危険である。
	歩道の横断勾配がきつく(12°)、車椅子利用者は通りにくい。
冠新道商店街	違法駐輪と商品・看板が歩道に置いてあり、通行の妨げになる。
	休憩スペースがあったら良い。
	電柱を地中化して歩道の幅を広くしてほしい。
	歩道と車道の間の所々にボラードを設置してほしい。
冠新道・都道	点字ブロックが片方しかない。
(尾久橋通り)	高架下の坂の傾斜(7°)を緩やかにしてほしい。
	高架下の坂には手すりが必要

	高架下にベビーステーションがほしい。
	パイプの幅が狭く、車椅子だと通れない。
	自転車がかなりの速さで走ってくることがあり危険
道路全般	店の商品や看板、駐輪自転車など歩道における障害物が多く、通行の邪魔である。
	歩道の横断勾配が急である。
	石畳の舗装は車椅子が通りにくい。
	歩道の幅員が狭い。
その他	自転車マナーが悪い。
	バリアフリーに対する意識が低い。

⑤ E班(日暮里	里南公園周辺)
日暮里区民事務	所
点検箇所	主な指摘事項
₩.	カウンターが高いので低くしてほしい。
受付	音声案内がなかった。
階段	手すりがなかった。
1Fトイレ	だれでもトイレを設置してほしい。
その他	椅子に背もたれがほしい。
店舗A	
点検箇所	主な指摘事項
エレベーター	エレベーターを設置してほしい。
トイレ	トイレの入り口の段差を無くしてほしい。
1110	車椅子対応のトイレがない。
その他	グレーチングの目の幅が大きかった。
日暮里南公園	
点検箇所	主な指摘事項
	トイレの床が汚い。公衆トイレは「汚い」というイメージがある。
トイレ	トイレに目隠しがない。
1 10	だれでもトイレの場所が分かりづらい。
	子供用の手洗いがほしい。
照明	夜は暗いので、街灯がほしい。
園路	車椅子だと砂利道は通りにくいので、舗装してほしい。
その他	水遊び場に日影がほしい。
	子ども用の手洗いがほしい。
日暮里サニーホ	
点検箇所	主な指摘事項
	ドアに指が挟まる可能性がある。
	ドアが重い。
トイレ	鍵の表示が見にくい。
	だれでもトイレに子供が使用できる設備を設置してほしい。
	トイレに荷物置き場や手すり、音声案内を設置してほしい。
PLL CE	施設の用途を考慮した場合、トイレの数を増やした方がいい。
階段	階段の両側に手すり(子供用に2段)を設置してほしい。
エレベーター	エレベーター利用の音声ガイドがほしい。
	エレベーターに全身が見える鏡がほしい。
	エレベーター内のボタン配置が高い。
	エレベーターの乗降口に段差がある。

道路	
点検箇所	主な指摘事項
rt- 4± ∧ ≥+ -	バス停の歩道部分が低いため、バスの乗降口と段差がある。
店舗A前	街路樹の下から枝が出ていて、危ない場所がある。
	歩道と車道の間に段差がある。
	商店の陳列物が歩道部分にはみ出している。
日暮里区民事	点字ブロックが交差点の手前だけにしかなかった。点字ブロックを公共施設まで連続
日春至区氏争 務所前	して設置してほしい。
4分 7月 日リ	駐輪場をもっと増やしてほしい(駅の地下にしかないため)。
	子供を連れても通りやすいようにしてほしい。(子供連れには自転車が必要なのに駐
	輪場が足りない。)
	信号機の音響が小さく、聞き取りにくい。
その他	バスや都電の運転手によって対応が異なる。(サービスの質の共通化)
	音声案内をもっと多く設置してほしい。
	外国語の案内表示がほしい。
	バリアフリーや子供連れに対する思いやりの意識を持ってほしい。

⑥F班(西日暮里2丁目周辺)

店舗D	
点検箇所	主な指摘事項
入口	スロープが急で危ない。
	入り口への斜路のかみ合わせが悪い。
	トイレの前にゴミ箱やベンチがあり車いすが入れない。
トイレ	トイレの前に何も置かないようにしてほしい。
	トイレの中の手すりを上下可動式でなく固定できるようにしてほしい。
	駐輪場以外に自転車が置いてあり歩道が狭くなってしまっている。駐輪場以外に自
	転車を置かないようにお客さんへの指導
周辺歩道	駐輪場入口交差点停止ブロックがなく、危ない。
	停止ブロックの設置を依頼する。
	区の歩道と私有地の歩道の間に段差がある。
諏訪台中学校周	辺
点検箇所	主な指摘事項
マンション前	マンション側と公道側歩道に段差が大きい。マンション側と公道側歩道の段差をマ
	ンションに改装依頼
全体的	車や自転車が歩道にはみ出て駐車されていて歩道が狭くなっている。
西日暮里五バス	停
点検箇所	主な指摘事項
バス停前	バスの乗り口には点字ブロックがあるが、降り口には点字ブロックがない。
西日暮里駅前郵	便局
点検箇所	主な指摘事項
	入口2つあるが段差が大きく両方とも車いすは自力では入れない。入口の前にスロ
入口	ープをつけてほしい。
	車いすの人が来た場合の局員を呼び出す設備を設置してほしい。
日暮里駅前再開	
点検箇所	主な指摘事項
歩道	尾久橋通りの植樹の囲いが邪魔である。
ビル内だれで	
もトイレ	背もたれをつけてほしい。

都税事務所			
	> b b/b ± = T		
点検箇所	主な指摘事項		
だわ でも	非常扉の奥にあり、車いすはひとりでは使えない。		
だれでも トイレ	 狭くて使いづらい。		
17 D	背もたれをつけてほしい。		
道路			
点検箇所	主な指摘事項		
交差点~小学	歩道に標識があり通りにくい。		
校	安全のためのガードレールで歩道が狭くなっている。		
小学校前交差	 横断歩道の渡った先が壁であり危険		
点 横断少追のほうた元が壁であり危険			
三河島駅方面	歩道の床の点字ブロックがでこぼこしていて危険		
西日暮里駅前	点字ブロックを敷く場所が違い、狭い方にひいている。		
	5-8~5-16で歩道から車道への傾斜がきつい。		
尾久橋通り	歩道と建物との間の段差があるところが多い。		
	マンホールなどのところで点字ブロックが途切れるところがある。		
	広い歩道で平らに出来るのに、傾斜になっているところがある。		
	点字ブロックがでこぼこのため車いすの人が不愉快		
	点字ブロックの敷き方に統一性がない。		
道路全般的	方向が変わるところで点字ブロックが途切れてしまっているところがある。		
	看板が停止ブロックの上に置いてある。		
	商店街の荷物が通行の邪魔になっている。		
	点字ブロックが過剰に設置されている所があり、混乱しそうになる。		

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

5 特定事業計画

(1)特定事業メニュー

特定事業メニューは、地区住民アンケート、住民部会(ワークショップ)における 区民意見(問題点・課題)により挙げられた内容を整理した「区民意見に対する方針」、 「特定事業の内容」を各関係事業者に照会し、事業者部会での議論を踏まえ個別協議 を行い作成しました。

今後は、特定事業メニューについて、各事業者が作成する特定事業計画(バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準及び各種ガイドラインに沿って作成)を計画的に 実施していきます。

各事業実施時期については、全体構想の目標年次を基本に、<u>短期(平成24年から3年程度)、中期(平成24年から5年程度)、長期(平成24年から10年程度)</u>で目標設定しています。

事業の実施後は、進捗状況を評価・管理することで、事業の効果的な改善(フォローアップ)を図り、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を目指していきます。

なお、現時点で実施時期が未定なものや、事業実施が困難となっているものについても、今後、課題解決の可能性を見極めた段階で随時、事業内容の見直しを行います。 その後は、必要に応じて特定事業計画を作成することにより効率的で効果的な事業の実現を目指します。

各事業者の特定事業計画の内容を次ページから示します。

<特定事業メニュー>

【公共交通特定事業】

- 特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター、点字ブロックなど)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・特定車両(軌道車両、乗合バス)のバリアフリー化(低床化など)
- その他駅ホームにおける安全設備(案内サイン、ホームドアなど)の整備

【道路特定事業】

- 道路におけるバリアフリー化のための施設 工作物(歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など)の設置
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善など)

【都市公園特定事業】

都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設(トイレ、出入口、園路など)の整備

【交通安全特定事業】

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置(高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など)
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止 (違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓 発活動など)

(2)公共交通特定事業

①東日本旅客鉄道株式会社

【これまでの取組状況と今後の予定】

- <日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅>
 - 日暮里駅は、朝夕の混雑解消に向けた常磐線ホームの拡幅を予定しています。
 - ・国土交通省は、1日の利用者が10万人以上の駅には、ホームドアを設置するよう鉄道会社に協力を求めており、日暮里駅・西日暮里駅については2017年度までの整備を予定しています。
 - 内方線付き点字ブロックの整備を予定しており、計画的に整備を行います。
 - 日暮里駅構内の商業施設「エキュート」の開業に合わせ、コンコースの拡幅を行いゆとりのある 通路を整備しています。更に、コンコースにペンシルベンチを設置し、休憩スペースの創出を図っています。
 - ・三河島駅にエレベーター・多目的トイレを整備し、駅施設の利便性向上を図っています。

<取組の基本方針等(JR 全線)>

- JR 東日本では、全てのお客様に安心して御利用いただける快適な鉄道づくりを目指して、バリアフリー設備の拡充に努めています。お身体の不自由なお客様の社会参加や高齢社会が進む中で、今後も更に高いレベルでハード・ソフトの両面から鉄道の利便性、快適性の実現に取り組みます。
- 国土交通省は、1日の利用者が10万人以上の駅には、ホームドア若しくは内方線付き点字ブロックなどを設置するよう鉄道会社に協力を求めており、最も利用客の多い山手線についてはホームドアの整備を予定しています。それ以外の各線については、計画的に内方線付き点字ブロックの整備を行う予定です。
- エレベーター、エスカレーターの整備を計画的に実施しています。
- 駅係員への教育など、駅でお困りのお客様に対する接遇力向上に努めています。

<施設概要>		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
日暮里駅 (山手線、京浜東北線、 常磐線)	東日本旅客鉄道株式会社	エレベーター、エスカレーター、多目的トイレに ついて整備完了済み
<特定事業計画>		
特定事業 2-12 12 15 15 17 17 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19	南改札口(京成米リ里書)	*・池袋・赤羽方面
出典:東日本旅客鉄道株式会社		

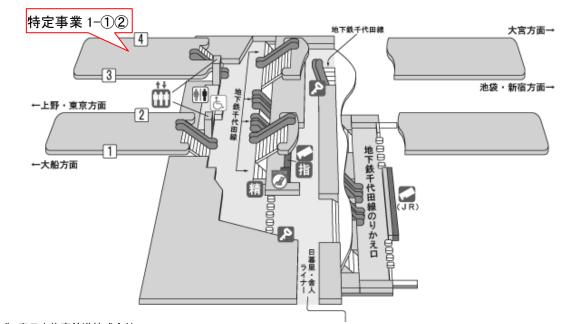
項目	特定事業の内容	短期	中期	長期
駅入口	1-①北口の出入り口について、下御隠殿橋との階段部及び谷中側の階段部について、今後、課題改善に向けて荒川区と協議しながら検討を進めます。			
	1-②南口の紅葉橋との接続部の段差は、今後橋梁の架け替えを含め、課題改善に向けて荒川区と協議しながら検討を進めます。			
ホーム	2-①山手線ホームドアの設置に向け検討を進めます。			
	2-②JRホーム内方線の設置に向け検討を進めます。			
	2-③常磐線ホームの拡幅に向け検討しています。			
駅前通路	3-①マンホールが点字ブロックを邪魔している箇所について、点字ブロック設置に向け、検討を進めます。			

<その他の検討事項>

- 〇既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。
- ○案内サインについては、今後の駅全体のサイン改修時に分かりやすいサイン設置の検討を進めます。
- 〇ホーム上の安全対策については、今後も継続的に取り組んでまいります。

<施設概要>		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
西日暮里駅	東口太乾宛然塔姓子今 分	エレベーター、エスカレーター、多目的トイレに
(山手線、京浜東北線)	東日本旅客鉄道株式会社	ついて整備完了済み

<特定事業計画>



出典:東日本旅客鉄道株式会社

項目	特定事業の内容	短期	中期	長期
** />	1-①山手線ホームドアの設置に向け検討を進めます。			
ホーム	1-②JRホーム内方線の設置に向け検討を進めます。			

<その他の検討事項>

- ○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。 ○案内サインについては、今後の駅全体のサイン改修時に分かりやすいサイン設置の検討を進めます。
- 〇ホーム上の安全対策については、今後も継続的に取り組んでまいります。

<施設概要>		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
三河島駅 (常磐線)	東日本旅客鉄道株式会社	エレベーター、エスカレーター、車いす対応トイレについて整備完了済み

<特定事業計画>



出典:東日本旅客鉄道株式会社

<その他の検討事項>

- 〇既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。 〇案内サインについては、今後の駅全体のサイン改修時に分かりやすいサイン設置の検討を進めます。
- 〇ホーム上の安全対策については、今後も継続的に取り組んでまいります。

②京成電鉄株式会社

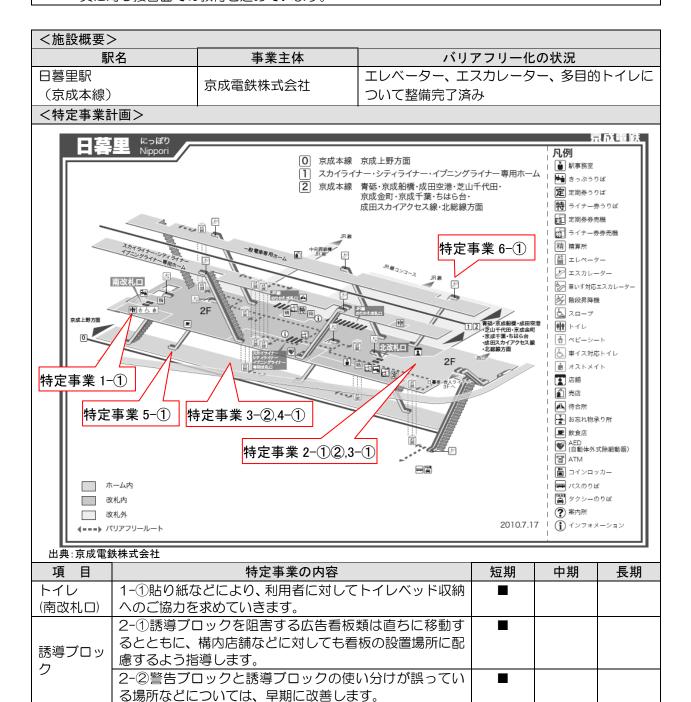
【これまでの取組状況と今後の予定】

<日暮里駅>

• 日暮里駅は、京成スカイライナーの開通に併せて、世界の玄関口にふさわしい駅となるよう、駅 施設のバリアフリー化を行いました。

<取組の基本方針等(京成線全線)>

- ・京成電鉄では、障がいのある人もない人も一緒に暮らせる福祉安心社会の実現を目指しています。 ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者、障がい者の方も自立した日常生活・社会生活を 送ることのできるよう、施設の整備に努めます。
- 高齢者、障がい者に対し、適切かつ安全なサービスが提供できるよう、設備面だけではなく駅係員に対し接客面での教育を進めています。



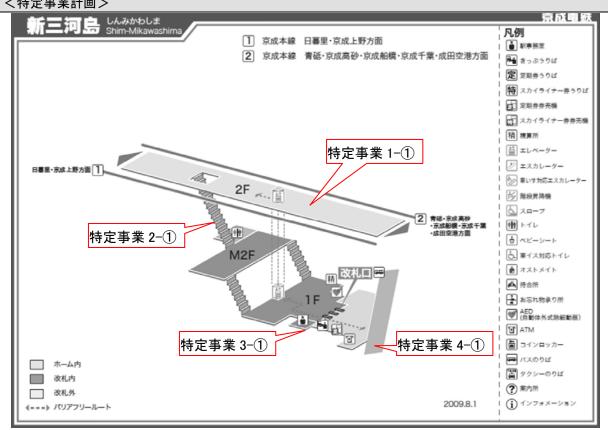
項目	特定事業の内容	短期	中期	長期
	3-①2F コンコースには、柱や昇降機など遠方からの視界を妨げる障害物が多く、サイン類の設置スペースが限られています。また、コンコースは出口・ホーム・JR 線連絡口など、案内すべき情報も多いことから、一部サイン看板内の情報量が多い箇所もあるため、駅係員による案内を強化します。			
案内サイン	3-②LED による行先案内表示を始めとするホーム上の他の看板類は、階段・エレベーター・エスカレーターならびに列車停止位置、その他支障物などの位置を勘案し、お客様の利便性を確保しつつ、ホーム係員・乗務員による安全確認の支障とならない場所に設置しており、日暮里駅一般電車ホームについては LED による行先案内表示器を前後2箇所に設置しています。なお、混雑時には駅係員による案内放送も充実していきます。			
休憩室	4-①休憩室内に車いすスペースを設けるなどの可否を検 討いたします。			
エスカレー ター	5-① 1 階上りホームから J R 乗り換えの際に特定の経路に集中しないよう、アナウンスなどによって誘導することを検討します。			
その他	6-①このたびの震災後の節電対応でも、当社としてはバリアフリールートの確保には優先して努めてきました。今後も今回の経験を踏まえ、エスカレーターの運用面など、改善すべき点を検討していきます。			

<その他の検討事項>

- 〇既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。
- 〇駅構内の案内については、駅係員の対応を強化していきます。
- ○各線へのホームドアの設置は、将来的に様々な課題が解決できるよう関係機関との協力を得ながら継 続的に検討していきます。

<施設概要>		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
新三河島駅 (京成本線)	京成電鉄株式会社	エレベーター、エスカレーターについて整備完了 済み

<特定事業計画>



出典:京成電鉄株式会社

			1	
項目	特定事業の内容	短期	中期	長期
ホーム	1-①構造上の制約から通路の拡幅が困難なため、電車をお			
	待ちの際は、階段付近を避けるよう、掲示物やアナウンス			
	などによる案内に努めます。			
階段	2-①一部階段の幅と警告ブロックの幅が一致していませ			
	んが、階段手擦り内の幅は確保していますので、当面現状			
	で対応することとし、今後の検討課題とします。			
改札口	3-①現在、車いすのお客様には有人の改札通路を御利用い			
	ただいています。幅広型の自動改札機については、改修計			
	画に基づき順次導入を進めており、今後の検討課題としま			
	す。			
案内サイン	4-①駅構内には案内看板を設置するスペースがありませ			
	んが、当駅周辺には公共施設が多く、自治体による案内看			
	板が設置されていますので、こちらの充実を図るべく要望			
	してまいります。			
4 - 1:1 - 1	A = 1 - L = .			

<その他の検討事項>

- ○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。
- 〇駅構内の案内については、駅係員の対応を強化していきます。

- 〇各線へのホームドアの設置は、将来的に様々な課題が解決できるよう関係機関との協力を得ながら継 続的に検討していきます。

③東京地下鉄株式会社(東京メトロ千代田線)

【これまでの取組状況】

<取組の基本方針等(東京メトロ全線)>

- ・駅構内をスムーズに移動できるように、エレベーター・エスカレーターを整備しています。
- ・高齢者やお身体の不自由な方でも円滑に移動ができるよう、スロープを設置し駅構内の小段差解消に努めています。
- ・多機能トイレの整備を進めています。
- 改札口の一部には、車いすのお客様や大きな荷物をお持ちのお客様も通行しやすいように、幅広型 の改札機を設置しています。
- 車いすのお客様や高齢のお客様が利用しやすいように、現金投入口が低い傾斜型の券売機や精算機を導入しています。また、視覚障がい者の方にも御利用いただけるように、音声案内やテンキーを備え付けた新しい券売機(英語表示にも対応)も導入しています。
- •目の不自由なお客様に安心・安全に御利用いただけるように、誘導ブロックを全駅に設置しています。
- ・ 点字運賃表を全ての駅に設置しています。
- 目の不自由なお客様に、駅構内の案内や主要施設の場所を御案内する、音声触知図式案内板を設置 しています。音声での案内に加え、触知及び点字で御案内します。
- 目の不自由なお客様などが利用しやすいように、一部の駅に音響案内又は音声案内を設置しています。
- ・安全性及び利便性の向上を図るため、手すりの2段化を進め、高齢のお客様も御利用しやすいようになっています。さらに、階段のステップの縁にコントラストをつけ、段差を分かりやすくしています。
- ・ホームから線路内への転落事故や、ホームにおける列車への接触事故を防止するため、各線へのホームドアの設置を推進しています。
- ・駅ホームでの様々な事態に備える設備を整備していますが、お客様の安心を更に高めるために、全ての駅のホームに駅係員呼び出しインターホンを設置しています。

<施設概要>				
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況		
西日暮里駅	<u> </u>	エレベーター、エスカレーター、多目的トイレに		
(東京メトロ千代田線)	東京地下鉄株式会社	ついて整備完了済み		
<特定事業計画>				
	全事業 1-1	特定事業 2-①		
別 機能 解検 成れり エスカレーター B1 出口 母地上行エレベーター 放札外 A5** 利用に時間制限のある出口		 ■ 車いすスローブ ② 案内所 図 売店 ① 数別図案内板 厨 所 図 売店 ① 数別図案内板 厨 所 図 市店 図 市店 図 用の 図 用の 図 の成学園 日本国金公園 国際利用会会 図 の成学園 日本国金公園 国際利用会会 図 日本国金公園 国際対力 図 日本国金の公園 国際対力 図 日本国金公園 国際対力 図 日本国金の公園 国際対力 図 日本国金の公園 国際対力 図 日本国金の公園 国際対力 図 日本国金公園 国際対力 図 日本国金の公園 国際対力 図 日本国金の公園		
出典:東京地下鉄株式会社		[2008.3.30現在]		

項目	特定事業の内容	短期	中期	長期
トイレ	1-①現状では、おむつ替え、ベビーキープのスペースがないため、トイレ改良時にスペースを創出し設置します。			
階段	2-①誘導ブロック改良時に階段の手すりに沿って誘導ブロックを設置します。			
案内サイン	3-①お客様や駅社員の声を反映した新たなサインを追加 し、分かり易い案内ができるよう来年度実施に向けて計画 しています。			

<その他の検討事項>

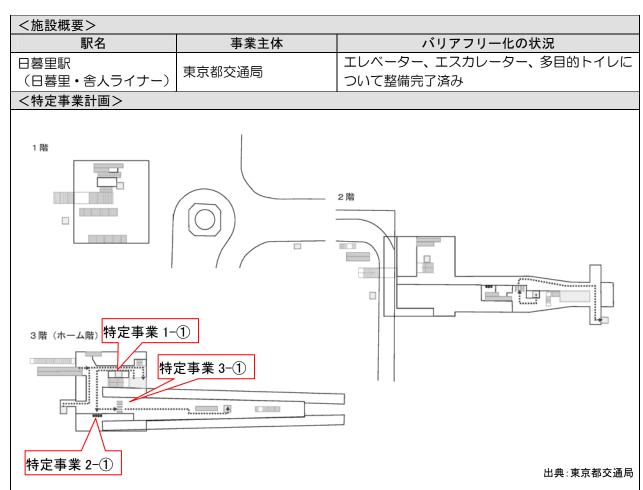
- ○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。 〇各線へのホームドアの設置は、将来的に様々な課題が解決できるよう関係機関との協力を得ながら継
- 続的に検討していきます。

④東京都交通局(日暮里・舎人ライナー)

【これまでの取組状況】

<日暮里・舍人ライナー全線>

- 全駅に「地上と改札階」、「改札階とホーム階」を結ぶエレベーター及びエスカレーターを設置しています。
- 全駅に「だれでもトイレ」を設置しています。体の不自由な方や乳幼児をお連れの方などが利用し やすいよう、スペースを広く取り、手すり、ベビーシート、オストメイト水洗装置などを備えてい ます。
- お客様の転落や列車との接触事故を防止するため、全駅にホームドアを設置しています。
- ・目の不自由なお客様のための点字ブロックを全駅に設置しています。



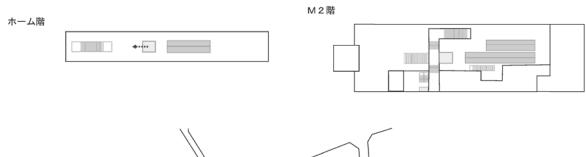
項目	特定事業の内容	短期	中期	長期
多機能トイ	1-①今後、自動洗浄センサーの設置位置について検討し、			
レ	利用しやすい環境を目指します。			
≭ =±¼	2-①光の入り具合によって画面が見にくい状況に対し、券			
券売機	売機メーカーと検討します。			
公衆電話	3-①お金が入れにくい。カードも使えない状況に対し、公			
公水電品	衆電話の変更をNTTと検討します。			

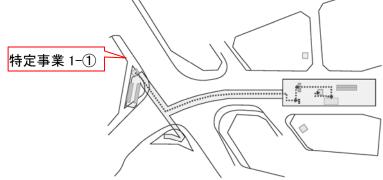
<その他の検討事項>

〇既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。

<施設概要>		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
西日暮里駅 (日暮里・舎人ライナー)	東京都交通局	エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み
/性ウェッシュ /		

<特定事業計画>





出典:東京都交通局

項目	特定事業の内容	短期	中期	長期
案内サイン	1-①JR西日暮里から乗り換え間の分かりやすい表示について、今後関係機関と検討します。			

<その他の検討事項>

○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。 ○駅構内の案内については、駅係員の対応を強化していきます。

⑤東京都交通局(都営バス)

【これまでの取組状況】

<取組の基本方針等(都営バス全体)>

- ・平成 11 年度から更新する全ての車両を、ノンステップバスとしています。平成 19 年度末現在、 全車両の 73%にあたる 1,077 両がノンステップバスで、最終的には全ての都営バスが、ノンステップバスになる予定です。これらのバスには、車いすスペースを確保しています。
- お客様と乗務員とのコミュニケーション手段の一つとして、都営バス全車両に筆談具を設置しています。営業所には筆談器を設置しています。
- 都営バスでは、外見からは分かりにくい、体の内部に障害を持っているお客様から体調不良などの 申出があった場合について、車内放送などで座席をお譲りいただくよう、御協力の呼び掛けをして います。

<施設概要>						
馬	名	事業主体	バリ	バリアフリー化の状況		
平成 19 年度末現在、全車両の 7一 東京都交通局 1,077 両がノンステップバス 都営バス全車両に筆談具を設置		ス	に当たる			
<特定事業計画>						
項目		特定事業の内容		短期	中期	長期
行先表示	行先表示 ①節電のため、一部標識柱の電灯を消していましたが、現 在は再点灯しています。					
維持管理 ②適正な維持管理を行い快適性向上に努めます。						
<その他の検討事項>						
		_	_	•	•	

(3)道路特定事業

①東京都第六建設事務所(都道)

【取組の基本方針等】

- ・高齢者や障がい者など全ての都民が、安全かつ快適に移動できる歩行空間の確保を図ります。
- 他機関と連携を図り、歩行者の利用頻度の多い路線を選定し、ネットワークとしての整備を行い、 歩行空間の連続性を確保します。
- ・現況を福祉の視点から見直すとともに、高齢者や障がい者との対話集会に参加し、路面の平たん性、 有効幅員の確保、段差の解消、誘導ブロックの設置などを図ります。

<施設概要>		
道路名	事業主体	バリアフリー化の状況
都道 457 号線(駒込宮地線)		都道 457 号線(駒込宮地線)
<生活関連経路①>(特定事業 1-①~③)		・路面補修工事に併せて歩道の段差解消や点字
都道 313 号線(尾竹橋通り)	==±27	ブロックの設置を実施
〈生活関連経路②〉(特定事業 2-①~⑦)	東京都第六建設	- 都道 313 号線(尾竹橋通り)
都放射第 11 号線(尾久橋通り)	事務所	・歩道の段差解消、点字ブロックの設置を実施
<生活関連経路③>(特定事業3-①~⑤)	30171	都放射第 11 号線(尾久橋通り)
都道 306 号線(明治通り)		・歩道拡幅工事と段差解消及び点字ブロックの
<生活関連経路④>(特定事業 4-①②)		設置を実施
<特定事業計画>		
特定事業 4-①② W	ーション☆ Siれあい館◆	特定事業 2-①~⑦ 荒川税務署 新三河島駅 西日暮里六丁目公園
日暮里地域包括支援センター 〇 📮 (日暮	暮里駅 理・舎人ライナ・	自日暮里郵便局 西日暮里 1 丁目 東土公園 一) 三河島駅 (J'R)
西日暮里駅 (JR) 西日暮里駅 (東京大下) 西日暮里公園	西日暮里駅前郵便	特定事業 1-①~③ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		●東日暮里六郵便局
		東日春里6丁目
■記録の表現である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	皇駅前郵便局	別会・ション・ガーニン・クロー・駐車提
西日暮里3丁目		マラーションガーデンタワー駐車場 ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・
		★日暮里区民事務所
日暮里駅(日暮里・舎人う	イナー) 📋 🔠	
	B里駅 (JR、京	
【生活関連施設】		
訳	特定事	事業 3-①~⑤
☆教育・文化施設	1 / 1	
● 主な官公署など ■■駐車場		
● 福祉施設など 【生活関連経路】 0 125	250	500 750 1,000
	(H=====	メートル

道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
都道 457	1-①西日暮里駅前の坂について、物理的・地形的な制約か			
号線(駒込	ら道路の改良が困難なため、傾斜に対して注意を喚起する			
宮地線)	対策を検討するとともに、将来の大規模改修時に改善策に			
	ついて検討を行います。			
	1-②物理的・地形的な制約から道路の改良が困難なため、			
	歩道の傾斜に対して注意を喚起する対策を検討するととも			
	に、将来の大規模改修時に改善策について検討を行います。			
	1-③西日暮里駅から開成学園に向かう歩道橋の下の歩道に			
	ついて、物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難なた			
	め、引き続き歩道部分の着色により利用者に注意喚起を行			
	うとともに、歩道橋の改修時期に歩道拡幅について検討を			
	行います。			
都道 313	2-①三河島駅前道路の道路傾斜について、物理的・地形的			
号線(尾竹	な制約から道路の改良が困難なため、歩道の傾斜に対して			_
橋通り)	注意を喚起する対策を検討するとともに、将来の大規模改			
	修時に改善策について検討を行います。			
	2-②物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難なため、			
	歩道部分の着色などにより利用者に注意喚起を行うととも			_
	じ、将来の大規模改修時に改善策について検討を行います。			
	2-③自転車のマナーについて警察や荒川区とともに検討を			
	進めます。			
	2-④バス停の段差について、歩道勾配など、周辺の地形を			
	考慮しながら対策の検討を進めます。	-		
	2-⑤街路樹の下から枝が出ていて、危ない場所について、			
	2-3 超橋の下から秋が山といく、旭ない場所についく、 適正な維持管理を行い安全性・快適性向上に努めます。			
	2-⑥店の看板や自転車、植木が多く歩道が歩きづらい箇所			
	2-0/15/06 10 10 10 10 10 10 10	-		
	及り、JN三河島駅がり烏台駅が国へ路工駐車の車が多が 箇所について、警察や荒川区とともに検討を進めます。			
	2-⑦街路樹について、適正な維持管理を行い安全性・快適 性向上に努めます。			
おいぎたり				_
都道放射 11 号線	3-①アンダーパスの北側について、歩道整備時に誘導ブロ			
	ック設置を行います。			_
(尾久橋通 り)	3-②高架下の坂の傾斜について、物理的・地形的な制約か			
(0)	ら道路の改良が困難なため、歩道の傾斜に対して注意を喚			
	起する対策を検討するとともに、将来の大規模改修時に改			
	善策について検討を行います。			
	3-③パイプの幅が狭く、車椅子では通れない箇所について、			
	パイプの配置など、改善案について検討を進めます。			
	3-④自転車のマナーについて警察や荒川区とともに検討を			
	進めます。			
	3-⑤段差・幅員の改善については、将来の大規模改修時に			
	改善策を検討します。自転車歩行者道の場合は、軽車両で			
	ある自転車の走行が認められていますが、本来は車道を走			
+0.24	行することになっています。			
	4-①ゴミ箱の所有者を調べ撤去するなどの指導をします。			
号線(明治	4-②歩道の横断勾配がきつく車椅子利用者は通りにくい箇			
通り)	所について、物理的・地形的な制約から道路の改良が困難			
	なため、歩道の傾斜に対して注意を喚起する対策を検討す			
	るとともに、将来の大規模改修時に改善策について検討を			
	行います。			
くその他の植	食討事項>			

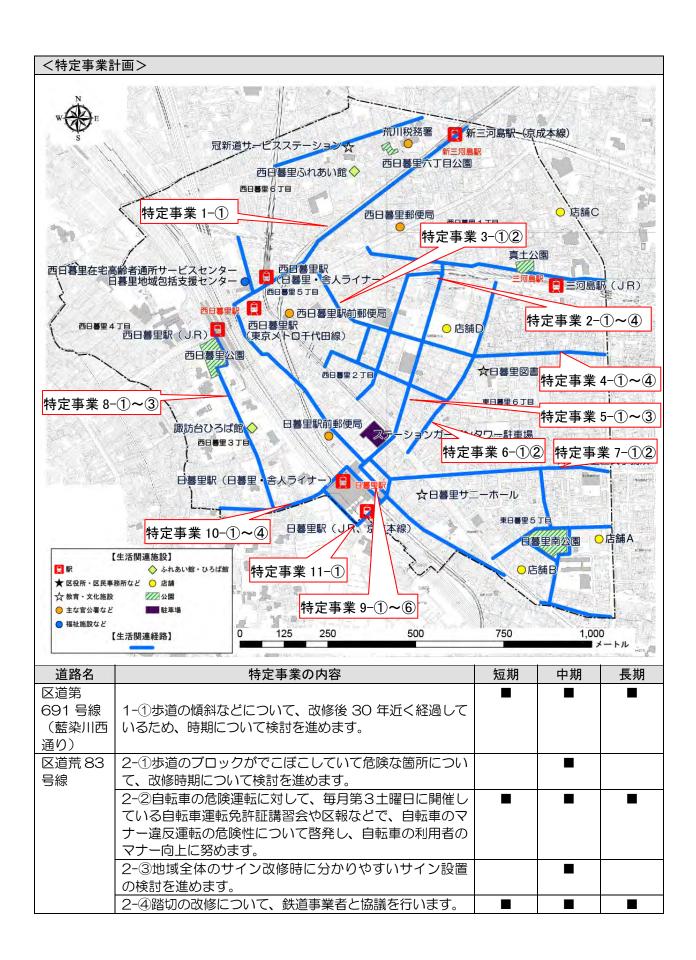
〇既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。

②荒川区(区道)

【取組の基本方針等】

- 荒川区で生活する高齢者や障がい者を含め、全ての区民が暮らしやすい街づくりを進めるために、 その根幹となる道路施設について、安全で、快適な道路空間を創出する施策を展開します。
- ・整備に当たっては、高齢者や障がい者の視点に立ち、目的地までの歩行空間を確保するため、有効 幅員の増加、平たん性の確保、段差の解消を行います。

<施設概要>		
道路名	事業主体	バリアフリー化の状況
	荒川区土木部道路課	バリアフリー化の状況 ●歩道整備完了路線 ・区道荒 92 号線(冠新道) ・区道荒 691 号線(藍染川西通り) ・区道荒 87 号線(七五三通り) ・区道荒 161 号線 ・区道荒 89 号線(あやめ通り) ・区道荒台 6 号線 ・区道台荒 1 号線 ・区道台荒 1 号線 ●バリアフリー整備完了路線 ・区道荒 107 号線(日暮里中央通り)



道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
区道荒	3-①区報などで、自転車利用者に、歩道にはみ出て駐車し			
87(一部)、	た場合に、歩道を歩く人に対して、どれ程の迷惑を掛けて			
第319-1	いるのか理解してもらうなど、周知を図ります。			
、荒 115	3-②歩道が無く危険な箇所について、用地の制約から歩道			
号線	の確保が困難となっていますが、着色などによる利用者へ			
	の注意喚起の検討を進めます。			
区道荒 87	4-①木の根が持ち上がって歩道に凹凸がある箇所につい			
号線(七五	て、改修時期について検討を進めます。			
三通り)	4-②歩道と車道の間に段差について、改修時期について検			
	討を進めます。			
	4-③区内でも、商品が歩道にはみ出している店舗があり、			
	歩行の障害となっています。区では、商店街、警察、環境			
	課、土木管理課と連携して、店舗に直接出向いて指導・警			
	告などをしています。今後とも、違反に対しては、厳しく			
	対応していきます。			
	4-④点字ブロックについて、改修の際に、移動円滑化基準			
	に適合した構造に改修します。			
区道荒	5-①歩道に標識があり通りにくい箇所について、歩道上の			
161、荒	標識の移設について、可能な限り協議を進めます。			
86 号線	5-②ガードレールで歩道が狭くなっている箇所について、			
	ガードレールの移設に関して、可能な限り協議を進めます。			
	5-③歩道が無く危険な箇所について、用地の制約から歩道			
	の確保が困難となっていますが、着色などによる利用者へ			
	の注意喚起の検討を進めます。			
区道荒 89	6-①横断歩道と歩道の段差について、改修時期について検			
号線(あや	討を進めます。			
め通り)	6-②歩道の適正な維持管理を行い快適性向上に努めます。			
区道荒	7-①放置自転車について、平成23年4月から日暮里駅周			
107 号線	辺の自転車等放置禁止区域を拡大し、放置自転車対策を強			
(日暮里中	化しています。今後とも放置自転車の撤去や啓発活動に力			
央通り)	を入れていきます。			
	7-②区内でも、商品が歩道にはみ出している店舗があり、			
	歩行の障害となっています。区では、商店街、警察、環境			
	課、土木管理課と連携して、店舗に直接出向いて指導・警			
	告などをしています。今後とも、違反に対しては、厳しく			
	対応していきます。		_	
区道荒	8-①渋滞する自動車が歩行のじゃまになっている箇所につ			
108 号線	いて、交通管理者と協議しながら対応策の検討を進めます。	_	_	
(諏訪台通	8-②富士見坂は地形上勾配の緩和は困難ですが、改修の際は、同学を関いれた。			
り)	は、可能な限り移動円滑化基準に適合した形に近づけるよ			
	う検討を行います。	_	_	_
	8-③富士見坂は地形上坂の下に平場を設けることが困難で			
	す。通行車両に注意を促す工夫などの検討を進めます。			

道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
区道荒台 6	9-①段差と車道、歩道の勾配について、改修の際に、移動			
号線	円滑化基準に適合した構造に改修します。			
	9-2日暮里駅前自転車駐車場の整備や、放置自転車の撤去、			
	啓発指導員の配置など、区として、様々な放置自転車対策			
	を行ってきました。これからも、放置自転車の防止に全力			
	を挙げていきます。			
	9-③看板を道路に出している店舗について、区では、商店			
	街、警察、環境課、土木管理課と連携して、店舗に直接出			
	向いて指導・警告などをしています。今後とも、違反に対			
	しては、厳しく対応していきます。			
	9-④西日暮里駅の案内看板について、改修に併せ、分かり			
	やすいものに改善します。			
	9-⑤歩道と車道の間のボラードの設置やスピードの抑制な			
	ど、可能な限り交通管理者と協議を進めます。			
	9-⑥歩道の幅員について、用地の制約から歩道の拡幅など			
	は困難となっています。改修後 20 年近く経過しているた			
	め、時期について検討を進めます。			
区道台荒 1	10-①改修の際、スロープの構造などの検討を行います。			
号線(夕や	10-②歩道及び駅構内のスペースの関係からスロープの設			
けだんだん	置が困難なため、段差が解消された経路に誘導するための			
含む)	サイン設置を検討します。今後課題改善に向けて JR 東日			
	本と協議しながら検討を進めます。			
	10-③毎月第3土曜日に開催している自転車運転免許証講			
	習会や区報などで、自転車のマナー違反運転の危険性につ			
	いて啓発し、自転車の利用者のマナー向上に努めます。			
	10-④下御隠殿橋との階段部スロープ設置及び谷中側階段			
	部のエスカレーターやエレベーターの設置について、鉄道			
	事業者と検討を進めます。			
紅葉橋	11-①紅葉橋のバリアフリー化への対応については、今後			
	橋梁の架け替えを含めて鉄道事業者と検討を行います。			
<その他の村	食討事項>			
○駐輪場のる	下足に対しては、今後も駐輪場の整備を行っていきます。			

(4)都市公園特定事業

①荒川区公園緑地課

【取組の基本方針等】

・憩いと潤いをもたらす身近な公園や児童遊園を、区全体に配置のバランスがとれるよう整備するとともに、バリアフリー化や安全・安心の確保などを図るため、改修を進めます。

<施設概要>						
施調	没名	事業主体	バリ	アフリー化	の状況	
日暮里南公園	日暮里南公園 荒川区土木部公園緑地課 一		_			
<特定事業計画>						
項目特定事業の内容				短期	中期	長期
1-①トイレの建替え時には新しい基準にあった「だれでも						
, , , トイレ」を建設し、分かりやすい表示をします。		します。				
1-②トイレ建替え時に、子供用の手洗い設置の検討を行い		設置の検討を行い				
ます。						
くその他の村	<その他の検討事項>					
		_				

<施設概要>						
施調	設名	事業主体	バリ	アフリー化	フリー化の状況	
西日暮里公園		荒川区公園緑地課	_			
<特定事業記	<特定事業計画>					
項目		特定事業の内容		短期	中期	長期
園道、出入	出入 1-①当公園は再整備の計画があり、実施に当たっては公園					
口、トイレ 利用者などの意見を踏まえ、整備内容の検討を行います。						
<その他の検討事項>						
_						

<施設概要>						
施調	没名	事業主体	バリ	アフリー化	の状況	
真土公園		荒川区公園緑地課	_			
<特定事業計画>						
項目		特定事業の内容		短期	中期	長期
トイレ 1-①トイレの老朽化が目立っており、建替えの検討を進めます。						
<その他の検討事項>						
_						

(5)交通安全特定事業

【取組の基本方針等】

・高齢者や障がい者等が、安全で快適な移動を行えるよう、主要な生活関連経路の交通信号機について視覚障害者用信号化改良工事を実施するとともに、高齢者感応式信号化改良工事が必要と認められる箇所に実施していきます。

施設概要>			
道路名	事業主体	バリアフリー化の状況	
3道 457 号線(駒込宮地線)			
(生活関連経路①> (特定事業 1-①)			
3道313号線(尾竹橋通り)	警視庁荒川警察署	視覚障害者用信号化27か所	
(生活関連経路②> (特定事業 2-①)	言悅/J 流川言杂者 	高齢者感応式信号化了か所	
3放射第 11 号線(尾竹橋通り)			
(生活関連経路③>(特定事業 3-①)			
(特定事業計画>			
西日暮里 6 丁西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター日暮里地域包括支援センター 日暮里地域包括支援センター 西日暮日	ステーション☆	真土公園 真土公園 三河島駅 (JR)	
西日暮里公園 諏訪台ひろば館 🍑 西日春里3丁目	駅	及日暮里図書館 東日暮里六郵便 東日暮里六郵便	
【生活関連施設】 ② 駅	☆日暮里サ 日暮里駅(JR、京成本線) 特定事業 3-①	- ホール 東日書里5丁目 日暮里南公園 ○ 店舗A ○ 店舗B	

道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
都道 457 号線(駒込 宮地線)	1-①幹線道路の信号機は、全て集中制御方式になっており、 一部の信号サイクルを変更するには、その周辺の信号サイクルも変更しなければならない状況です。今後周辺道路へ の影響などを考慮しながら、青時間の延長などについて検 討を進めます。			
都道 313 号線 (尾竹 橋通り)	2-①音響式信号の音が聞きづらい箇所について、ボリューム調整を行います。			
都道放射 11号線 (尾久橋通 り)	3-①幹線道路の信号機は、全て集中制御方式になっており、 一部の信号サイクルを変更するには、その周辺の信号サイクルも変更しなければならない状況です。今後周辺道路へ の影響などを考慮しながら、青時間の延長などについて検 討を進めます。			
<その他の検討事項>				
	_			

(6)公共建築物のバリアフリー整備の考え方

重点整備地区内の建築物については、公共の建築物を中心におおむねバリアフリーに関係する施設整備は完了しているものの、利用の観点からは、必ずしも利用者の意見が反映されているとは限らず、まだ多くの課題があり、区が管理する公共建築物についてのバリアフリー整備の考え方を示します。

<個別施設のバリアフリー整備の考え方>

1日暮里区民事務所

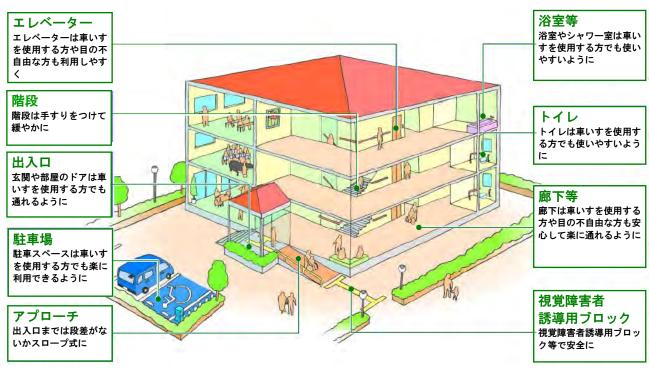
- O 今後の施設の更新時に、多目的トイレの設置を検討します。
- O 必要に応じて職員がカウンターやロビーへ案内し、対応していきます。
- O 施設への出入や、施設利用について困ったことがあれば、職員が迅速に対応できるよう 普段から職員への教育、意識付けを徹底します。

2日暮里図書館

- O 多目的トイレやお子さんと一緒に利用できる施設の整備については、今後の施設の更新 に併せて検討します。
- 施設内の利用、駐輪場の整理など、職員による対応を行います。

③日暮里サニーホール

- O 現在の多目的トイレや施設内の設備、案内表示などは、今後の施設の更新に併せて、整備を 検討します。
- O エレベーターなどの複合施設の共用部に関わるものについては、他の施設所有者と調整 しながら整備を検討していきます。
- O 施設への出入や、施設利用について困ったことがあれば、職員が迅速に対応できるよう 普段から職員への教育、意識付けを徹底します。



出典:国土交通省ホームページにより作成

図 5-7 公共建築物のバリアフリー整備の考え方

(7)民間建築物のバリアフリー整備の考え方

民間の建築物については、バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例など を踏まえ、荒川区の指導の下、バリアフリー化が進むよう、事業者への普及啓発に 努めます。

区では、関連する交通事業者、道路事業者の協議の場を設け、施設間の連携による連続したバリアフリー経路の確保に取り組んでいます。今後も、民間建築物と公共施設との一体的なバリアフリー化に向けた取組を進めていきます。

(8) 商店街などのバリアフリー整備の考え方

商店街などについても、子育でに優しい店や企業を区が認定しPRする「あらかわ子育で応援店・企業」制度や、乳幼児連れの方が散歩中などに気軽に利用できる授乳・オムツ支援スペースが整備されている施設を区が「あらかわべビーステーション」として認定する取組を促進するとともに、商店街が主体となったバリアフリー化が進むよう、商店主個々に対して啓発パンフレットなどを配布し、理解を深める取組を推進します。

(9)カラーユニバーサルデザインによる対応について

案内板や印刷物などを作成する際には、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」などを参考にして、色の識別が困難な方にも判別できるように配慮するとともに、公共建築物の通路などについても、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」などを参考にして、色・明度・仕上げなどの差に配慮します。

また、民間建築物についても、ガイドラインを通じて広く普及啓発に努めます。

6 バリアフリーにおける区民の取組

事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題や区民が生活していく上での身近な課題に対しては、区民が主体となって解決していくことが求められます。

住民部会の中では、アンケート、ワークショップで抽出された日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区及び荒川区全体のソフト的な課題の中から、特に区民による問題意識の高い以下のテーマについて、「区民自らができること(自助)」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲(地域)が協力できること(共助)」を検討しました。

今後、こうした区民の主体的な取組を通じて、バリアフリーに対する「気付き」の機会を増やし、心のバリアフリーの普及、啓発につなげていくことが期待されます。

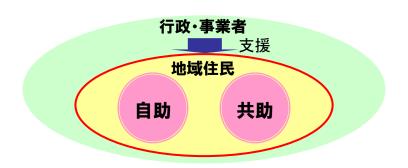


図 5-8 区民が主体となった取組の考え方

① 自転車の利用マナーの向上(危険走行、路上駐輪)

く自らができること>

- O 小学校のマナー講習に積極的に参加し、自転車を安易に止めないようにお願いしている。
- O 歩行者のことを考える。(歩道ではゆっくり走ったり自転車を降りる。交差点では一 時停止を行うなど)
- O ベルや声掛けによる歩行者と自転車とのコミュニケーションを行う。
- 自転車利用ルールの理解・マナーの徹底(二人乗り、携帯)
- O 自転車では人通りの少ない裏道を使用する。
- O 買い物などでは駐輪場を利用する。
- O 駐輪マナーを守る。(斜め駐輪しない。点字ブロックにはとめない。)

<周囲に協力を求めること>

- 駐輪場を整備する際には、短時間無料とし、分かりやすい案内を行う。
- Ο 駐輪に対する商店街の意識向上
- 歩行者も自転車に注意し歩道を歩くマナーを守る。互いに譲り合う。

<取組実施に向けての課題>

- マナー向上のための教育(地域・行政)
- 駅周辺の駐輪場の拡充(行政・事業者)
- 〇 自転車の通行場所の明確化(行政)
- O 自転車ルートの情報提供(行政)
- 取り締まりの強化(行政)

② 案内・サインの充実

く自らができること>

- 道を聞かれた際に、一緒に道案内を行うなど分かりやすい案内を行う。
- O 地図を持って迷っているような人には声を掛ける。

<周囲に協力を求めること>

- 案内板を設置する際には、低い位置に設置する。 (路面やガードレールの活用)
- 案内板を設置する際には、多様な人の意見を聴く。

<取組実施に向けての課題>

- 案内の少ない箇所の案内板の拡充やインターネットでの補完(行政)
- 分かりにくいサインなどの改善を行う(行政・事業者)
- 設置主体間のデザインの統一(行政・事業者)※方向によって色を統一するなど
- サイン整備の際に外国人に対応する。(行政・事業者)
- 案内マップの作成と分かりやすい掲示(地域・行政・事業者)

3多目的トイレの利用マナー

く自らができること>

- O 短時間で使用するよう心掛ける。
- O ベビーベットなどを使用した際には元に戻す。
- 〇 親が子供に手本を示す。

<周囲に協力を求めること>

- 多目的トイレが設置されている意味を理解する。困っている人が誰なのかを考える。
- O 多目的トイレを整備する際には、多くの機能を詰め込みすぎない。授乳スペースなど は別の場所に設置する。
- O 一般のトイレも車いすで使えるように工夫する。
- 時間がかかる人もいることを理解する。
- O 清掃など適正な維持管理を行う。

<取組実施に向けての課題>

- 思いやりの心を啓発する教育(行政)
- 〇 情報の共有(行政・事業者)
- 「だれでもトイレ」「多目的トイレ」の名称を変える。(行政・事業者)
- 民間施設のトイレの開放(行政・事業者)

7 心のバリアフリーの取組

施設の整備(ハード)だけでは、高齢者・障がい者など、多様な利用者の全てに対応することは困難であり、利用者相互に思いやりの心を持って助け合うためのソフト面での施策展開が重要です。そこで日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区では、施設整備を補うためのソフト的施策として、特に全体構想の基本方針でもある「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、心のバリアフリーの取組内容については、各施設設置管理者が特定事業計画として実施していく取組に加え、現在、区の関係各課が実施している各種サービス提供や新たな取組、マナーアップなどの更なる推進を図り、加えて国や関係機関などの事業を活用しながら取組内容を区民に広報・周知していきます。

以下に、対応する取組としてのイメージを記載します。

(1)「思いやりの心や互いの人格を尊重する態度」の育成

取組	概要	対応が想定される 関係機関・部局
人権教育の推進	教育委員会と各学校では、道徳教育や人権教育を柱に、全教育活動を通して、子供たちに思いやりの心や、互いの人格を尊重する態度を育成しています。 車椅子体験学習や点字体験学習などの体験的な学習をとおして、高齢者・障がい者等への偏見・差別をなくすため人権意識の醸成を図ります。	教育委員会各学校
人権意識の向上	憲法週間・人権週間などを通じて、差別をなくすための人権意識の向上を図ります。	総務企画部

(2) 高齢者・障がい者等の移動等に配慮したサービスの提供

取組	概要	対応が想定される 関係機関・部局
バリアフリー・ユニバーサルデ ザインを推進するともに、高齢 者や障がい者の移動手段の確保	高齢者や障がい者の移動手段の確保について、 検討します。	福祉部 都市整備部
所在地の周知	既にいずれの施設も利用できる交通機関については、荒川区ホームページに掲載しています。また、老人福祉センター機関紙「つぼみ」にはマップも掲載しています。今後も、交通機関の案内に努めます。	
障がい者に関するシンボルマー クなどでの分かりやすい掲示	受付や案内所において、来客者への声掛けや案内を強化します。また、障がい者に関するシンボルマークをより分かりやすく掲示するとともに、区報などでシンボルマークの普及を図ります。	
視覚障害のある人が自由に歩け るような安全ゾーンの設定	安全ゾーンの設定。ボランティアだけでなく、 区民が自然にサポートできる体制づくり、道案 内や手助けをします。	
生活関連施設の利便性や経路などについての情報発信や、ソフト面での充実を図る工夫	案内表示について検討します。	
あらかわベビーステーションの 設置を依頼	授乳スペースのある主な主要鉄道駅はほぼない状況です。都市計画課と連携し、事業者に授 乳スペースの確保を求めていきます。	子育て支援部
「あらかわ子育て応援店・企業」 の PR 推進	子ども連れでも気兼ねなく利用できるなど、親子にやさしいサービスを提供している店舗や企業を「あらかわ子育て応援店・企業」として認定し、認定店舗などにはステッカーを掲示して子育て支援内容を周知するほか、関係部署と連携して「あらかわ子育て応援店・企業」の PR推進を図ります。	

(3)高齢者が自立して生活するためのサービスの提供

取組	概要	対応が想定される 関係機関・部局
要介護状態にならないための各事業についての参加促進のため の啓発	地域包括支援センターを中心に各関係機関と 連携して、とりわけ閉じこもりがちな高齢者の 掘り起こしを行い、各種事業への参加を促しま す。 区民が生涯を通じて健康でい続けられるよう、 生涯健康都市づくり戦略を策定し、「生涯健康 都市あらかわ」の実現を目指します。	福祉部
高齢者の就業促進と社会参画に 対する支援、高齢期の経済的自 立につなげるための制度や環境 の整備	高齢者の就業促進、能力開発、社会参画促進の ための支援について検討します。 単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮し た住まいの確保、虐待問題や消費者被害への対 応について検討します。	
高齢者等が安心して暮らしてい ける地域の支援	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動や高齢者 みまもりステーションの整備などを通じて、地 域が高齢者を支える仕組みの充実を進めます。	

(4)障がい者が自立して生活するためのサービスの提供

取組	概要	対応が想定される 関係機関・部局
障がいのある人への配慮を重視しつつ、障がいのある人も共に生活し活動できる社会の構築	区民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅 広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、 ユニバーサルデザインを推進するとともに、日常 生活や社会生活を確保できる環境整備を進めま す。 障がいのある当事者による相談やボランティ アポイント制度の普及などを通じて、高齢者や 障がいのある方が自ら参加できる場を提供し、 社会参加を進めます。	福祉部
区報・HPなどで居宅介護事業 や移動支援事業などのサービス 情報についての広報	在宅の障がい者に対する居宅介護事業や移動 支援事業を区報やHPなどで周知します。	
障がいのある人もない人も共に 生活し活動できる社会の構築	障がいのある人が社会生活を送る上で直面する障壁などの除去に向けて、各種施策を総合的に推進します。	

(5)交通マナーアップの普及、啓発

取組	概要	対応が想定される 関係機関・部局
自転車マナーの向上	自転車免許講習会を地域に根ざした活動と し、受講者層の拡大を推進します。	土木部 荒川警察署
路上駐車・違法駐輪防止の推進	放置禁止区域の拡大、啓発指導員の拡充を検 討していきます。 撤去活動やキャンペーンなど、啓発活動の実 施をしていきます。 駅周辺において自転車駐車場を確保するため、民間の方が一定条件の下で自転車駐車場 を建設する場合、建設費の一部を助成します。	7.6.11 ZZ.C
交通安全の推進	関係機関と連携した普及啓発活動を実施する と共に、一層効果的な普及啓発活動となるよ う検討します。	
指導・取締りの強化	自転車の危険走行に対して、悪質な違反者へ の指導や取締りを強化します。	

(6)施設管理者を中心とした定期的な巡回、指導の強化

取組	概要	対応が想定される 関係機関・部局
路上占用防止の推進	区報やHPなどでPRを行うとともに、道路パトロールの実施などによる指導を強化し、関係機関とも連携を図りながら対応していきます。	土木部
道路維持管理体制の強化	職員の巡回による点検を図り、適正管理を行っていきます。	
公衆トイレ利用マナーの向上	「張り紙」の工夫や関係部署にも協力を要請 し、マナー向上を目指します。	

第6章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

1 事業の継続的な改善による特定事業計画の推進

特定事業計画を推進していくに当たっては、各事業者は、特定事業計画の具体的な計画の作成(Plan)→事業の実施(Do)→事後評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図ります。

特に、施設整備においては、計画段階からの利用者意見の反映に努めるとともに、整備後の利用状況についても、適宜、利用者意見の反映に努め、より使いやすい改善に取り組むことが重要です。

また、特定事業計画の進捗管理についても、定期的に関係者が確認し合い、必要に応じて計画の見直しや追加対応などを検討することが重要です。

なお、PDCA サイクルの各工程において各事業者は、当事者意見を十分に反映するよう努めることが重要です。

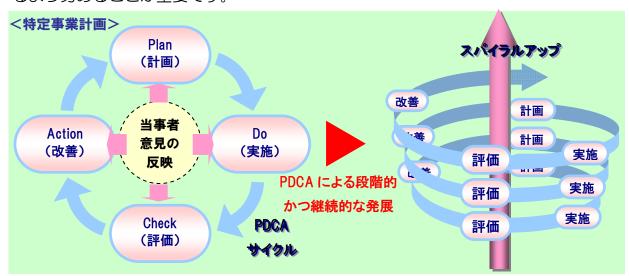


図 6-1 当事者意見を反映した事業の継続的な改善

2 積極的な区民参加の実現

本基本構想の実現に向けては、各事業者、関係行政機関が実施する特定事業及びその他の事業だけでは、地区における全ての課題を解決することは困難です。そこで事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題、区民が生活していく上での身近な課題に対しては、「区民自らができること」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲(地域)が協力できること」を検討し、実現していくことが重要です。そうすることにより、区民一人一人のバリアフリーに対する意識・理解の向上、更には「気付き」の醸成につなげていきます。



図 6-2 基本構想の実現に向けた区民参加

3 協議会による継続的なモニタリング

本基本構想の策定主体である荒川区の責任として、各事業の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて助言することが必要です。

そのため、心のバリアフリーを含めたバリアフリー化対応の継続的な検討の場づくりが必要となることから、基本構想の実現に向けた推進体制の確立を目指します。 具体的には、荒川区・関係事業者・区民で構成する基本構想策定協議会を<u>短期(平成 24 年から 3 年程度)、中期(平成 24 年から 5 年程度)、長期(平成 24 年から 10 年程度)</u>的な視点の中で地区の特定事業の進捗確認を行うために、推進協議会(仮称)として再編します。この推進協議会は、荒川区全体及び重点整備地区における事業進捗並びに整備後のモニタリング、更にはその結果を踏まえて必要となる事業推進のための助言などを関係事業者などに行っていきます。

年次	荒川区	各事業者
平成 23 年度	〇 基本構想策定協議会の実施	O 基本構想策定協議会への参画
	〇 基本構想の策定	〇 特定事業計画の策定・提出
平成 26 年度	〇 特定事業計画の進捗確認	〇 特定事業の進捗を報告
<短期的目標年>		
平成 27 年度	〇 基本構想推進協議会(仮称)の実施	〇 特定事業計画の見直し・提出
	⇒特定事業計画の進捗を検証・評価	
平成 28 年度	〇 特定事業計画の進捗確認	O 特定事業の進捗を報告
<中期的目標年>		
平成 29 年度	〇 基本構想推進協議会(仮称)の実施	〇 特定事業計画の見直し・提出
	⇒特定事業計画の進捗を検証・評価	
平成 32 年度	〇 特定事業計画の進捗確認	〇 特定事業の進捗を報告
<長期的目標年>		
平成 33 年度	〇 基本構想推進協議会(仮称)の実施	〇 特定事業計画の見直し・提出
	⇒特定事業計画の進捗を検証・評価	
	⇒基本構想の見直し	

※以降、おおむね 5 年ごとに基本構想推進協議会(仮称)を実施し、バリアフリーの推進を図ります。

4 今後の展開

本基本構想を策定した「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」は、荒川区における四つの重点整備地区の中で2番目の策定地区ですが、地区の一部では既に交通 バリアフリー法に基づく取組が先行して進められている地区となっています。

今後は、昨年度基本構想を策定し取組を進めている「町屋駅・区役所周辺地区」と 一体となって、残りの2地区との連続したバリアフリーネットワークの形成により、 荒川区全体のバリアフリー化につなげていきます。

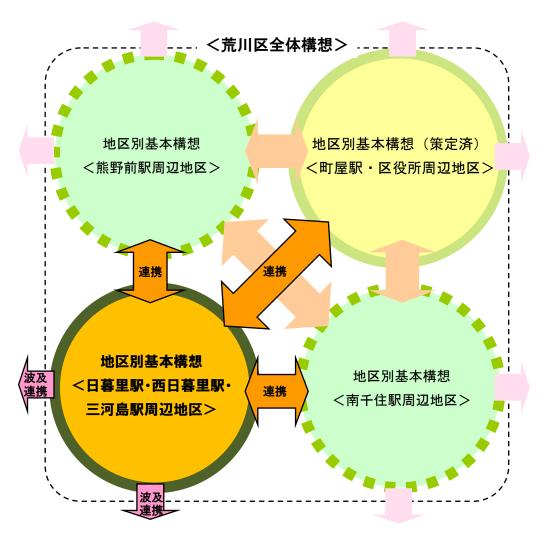


図 6-3 荒川区全体へのバリアフリー化波及イメージ

<参考資料>

1 バリアフリー新法の法文

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又 は施設の利用に係る身体の負担を軽減すること により、その移動上又は施設の利用上の利便性 及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路 管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及 び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
- イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に

よる鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、 又は使用させるものに限る。)

- □ 軌道法(大正10年法律第76号)による 軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。第 23号ハにおいて同じ。)
- ハ 道路運送法(昭和26年法律第183号) による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を 定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の 運送を行うものに限る。以下この条において同 じ。)及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- 二 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナル事業を営む者ホ 海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号二において同じ。)を営む者
- へ 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)
- ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、 二又は木に掲げる旅客施設を設置し、又は管理 するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共 交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他 の用に供するものをいう。
- イ 鉄道事業法による鉄道施設
- ロ 軌道法による軌道施設
- ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
- 二 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、 同法による一般旅客定期航路事業の用に供する ものに限る。)

ホ 航空旅客ターミナル施設

六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を 行うためその事業の用に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては 道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線 定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動 車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業 の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者 等が移動のための車いすその他の用具を使用し たまま車内に乗り込むことが可能なものその他 主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空 機をいう。

八 道路管理者 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なもの として政令で定める道路法による道路をいう。 十 路外駐車場管理者等 駐車場法(昭和32 年法律第106号)第12条に規定する路外駐 車場管理者又は都市計画法(昭和43年法律第 100号)第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場(道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項 に規定する公園管理者(以下「公園管理者」と いう。)又は同項の規定による許可を受けて公園 施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要 なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする 者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者 をいう。

十五 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、 集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共 同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用す る政令で定める建築物又はその部分をいい、こ れらに附属する建築物特定施設を含むものとす る。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が 利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用 する特定建築物であって、移動等円滑化が特に 必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、 エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場そ の他の建築物又はその敷地に設けられる施設で 政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当 する地区をいう。

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下

同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相 互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるこ と。

口 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

□ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造 の変更に関する事業

ハ 特定車両(軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。)を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案 内標識その他の移動等円滑化のために必要な施 設又は工作物の設置に関する事業

□ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の 移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良

に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場 において実施する車いすを使用している者が円 滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等 円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関 する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物(第14条第3項の条例で 定める特定建築物を含む。口において同じ。)の 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の 整備に関する事業

口 特定建築物(特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。)における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業 二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全 を確保するための機能を付加した信号機、道路 交通法(昭和35年法律第105号)第9条の 歩行者用道路であることを表示する道路標識、 横断歩道であることを表示する道路標示その他 の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標 識又は道路標示(第36条第2項において「信 号機等」という。)の同法第4条第1項の規定に よる設置に関する事業

口 違法駐車行為(道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第2章 基本方針等

(基本方針)

第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講 ずべき措置に関する基本的な事項
- 三 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
- イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義 に関する事項
- □ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本 的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項 二 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ 二に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)その他の市街地開発事業(都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化に必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じ

たときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、 移動等円滑化を促進するために必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した 日常生活及び社会生活を確保することの重要性 について理解を深めるとともに、これらの者の 円滑な移動及び施設の利用を確保するために協 力するよう努めなければならない。

第3章 移動等円滑化のために施設設置 管理者が講ずべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準 に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第9条 主務大臣は、新設旅客施設等について 鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定める ものによる許可、認可その他の処分の申請があ った場合には、当該処分に係る法令に定める基 準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合す るかどうかを審査しなければならない。この場 合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等 が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認 めるときは、これらの規定による許可、認可そ の他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道 事業法その他の法令の規定で政令で定めるもの による届出をしなければならない場合を除くほ か、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令 で定める大規模な改良を行おうとするときは、 あらかじめ、主務省令で定めるところにより、 その旨を主務大臣に届け出なければならない。 その届け出た事項を変更しようとするときも、 同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等 (第1項の規定により審査を行うものを除く。) 若しくは前項の政令で定める法令の規定若しく は同項の規定による届出に係る旅客施設につい て前条第1項の規定に違反している事実があり、 又は新設旅客施設等について同条第2項の規定 に違反している事実があると認めるときは、公 共交通事業者等に対し、当該違反を是正するた めに必要な措置をとるべきことを命ずることが できる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は 改築を行うときは、当該特定道路(以下この条 において「新設特定道路」という。)を、移動等 円滑化のために必要な道路の構造に関する主務 省令で定める基準(以下この条において「道路 移動等円滑化基準」という。)に適合させなけれ ばならない。

- 2 道路管理者は、その管理する新設特定道路 を道路移動等円滑化基準に適合するように維持 しなければならない。
- 3 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路を除く。)を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 新設特定道路についての道路法第33条第 1項及び第36条第2項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成

18年法律第91号)第2条第二号に規定する 移動等円滑化のために必要なものとして国土交 通省令で定める基準」と、同法第33条第1項 中「同条第1項」とあるのは「前条第1項」と する。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設 特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準 に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的 条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円 滑に利用できるようにする目的を十分に達成す ることができないと認める場合においては、路 外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項 を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。)に届け出なけれ

ばならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、 路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新 設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園 施設(以下この条において「新設特定公園施設」 という。) を、移動等円滑化のために必要な特定 公園施設の設置に関する主務省令で定める基準 (以下この条において「都市公園移動等円滑化 基準」という。)に適合させなければならない。 2 公園管理者は、新設特定公園施設について 都市公園法第5条第1項の規定による許可の申 請があった場合には、同法第4条に定める基準 のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合する かどうかを審査しなければならない。この場合 において、公園管理者は、当該新設特定公園施 設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと 認めるときは、同項の規定による許可をしては ならない。

- 3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑 化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的 条件の特殊性により、前2項の規定のみによっ ては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に 利用できるようにする目的を十分に達成するこ とができないと認める場合においては、特別特 定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、 第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定め る規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑 化基準に条例で必要な事項を付加することがで きる。
- 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項 に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等(第1項から第3項までの規定が 適用される者を除く。)は、その建築をしようと し、又は所有し、管理し、若しくは占有する特 別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物 を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準 (同項の条例で付加した事項を含む。第17条 第3項第1号を除き、以下同じ。)に適合させる ために必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3 項までの規定に違反している事実があると認め るときは、建築主等に対し、当該違反を是正す るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の 特別特定建築物については、前項の規定は、適 用しない。この場合において、所管行政庁は、 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別 特定建築物が前条第1項から第3項までの規定 に違反している事実があると認めるときは、直 ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する 機関の長に通知し、前項に規定する措置をとる べきことを要請しなければならない。
- 3 所管行政庁は、前条第5項に規定する措置 の適確な実施を確保するため必要があると認め るときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑 化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び 施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事 項について必要な指導及び助言をすることがで きる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第16条 建築主等は、特定建築物(特別特定 建築物を除く。以下この条において同じ。)の建 築(用途の変更をして特定建築物にすることを 含む。次条第1項において同じ。)をしようとす るときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑 化基準に適合させるために必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- ー 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途 並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置 並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等 円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が 円滑に利用できるようにするために誘導すべき 主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配 置に関する基準に適合すること。
- 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。第7項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を

建築主事に通知しなければならない。

- 6 建築基準法第18条第3項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第14条第1項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第3項の 認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物 の建築等の計画は、建築基準法第6条第1項の 規定による確認済証の交付があったものとみな す。
- 8 建築基準法第12条第7項、第93条及び 第93条の2の規定は、建築主事が適合通知を する場合について準用する。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第18条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第19条 建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5(第一号口を除く。)、第68条の5の2第1項(第一号口を除く。)、第68条の5の4第1項第一号口を除く。)、第68条の9第1項、第86条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率(同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第6

8条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、第17条第3項の認定を受けた計画(前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第21条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第20条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第17条第3項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、 建築物、その敷地又はその利用に関する広告等 に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付 してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17 条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認 定の取消し)

第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条 の規定による処分に違反したときは、第17条 第3項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第23条 この法律の施行の際現に存する特定 建築物に専ら車いすを使用している者の利用に 供するエレベーターを設置する場合において、 当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、 所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認 めたときは、当該特定建築物に対する建築基準 法第27条第1項、第61条及び第62条第1 項の規定の適用については、当該エレベーター の構造は耐火構造(同法第2条第七号に規定す る耐火構造をいう。)とみなす。

- エレベーター及び当該エレベーターの設置 に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が 主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適 合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態 の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に 適合していること。
- 2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項 の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火 上及び避難上支障がないと認める場合について 準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第24条 建築物特定施設(建築基準法第52 条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下及び 階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円 滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著 しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害 者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて 定める基準に適合するものについては、当該建 築物を同条第14項第一号に規定する建築物と みなして、同項の規定を適用する。

第4章 重点整備地区における移動等円滑 化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第25条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(第5項を除き、以下「基本構想」という。)を作成することができる。

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ー 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
- 二 重点整備地区の位置及び区域
- 三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)
- 五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区 画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地 開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべ き事項、自転車その他の車両の駐車のための施 設の整備に関する事項その他の重点整備地区に おける移動等円滑化に資する市街地の整備改善 に関する事項その他重点整備地区における移動 等円滑化のために必要な事項
- 3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。
- 4 基本構想には、道路法第12条ただし書及び第15条並びに道路法の一部を改正する法律

(昭和39年法律第163号。以下「昭和39 年道路法改正法」という。) 附則第3項の規定に かかわらず、国道(道路法第3条第二号の一般 国道をいう。以下同じ。) 又は都道府県道(道路 法第3条第三号の都道府県道をいう。第32条 第1項において同じ。)(道路法第12条ただし 書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法 附則第3項の規定により都道府県が新設又は改 築を行うこととされているもの(道路法第17 条第1項又は第2項の規定により同条第1項の 指定市又は同条第2項の指定市以外の市が行う こととされているものを除く。) に限る。以下同 じ。) に係る道路特定事業を実施する者として、 市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して 実施する場合にあっては、市町村及び他の市町 村又は道路管理者。第32条において同じ。)を 定めることができる。

- 5 第1項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。
- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとすると きは、これに定めようとする特定事業に関する 事項について、次条第1項の協議会が組織され ている場合には協議会における協議を、同項の 協議会が組織されていない場合には関係する施 設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公 安委員会」という。)と協議をしなければならな い。
- 8 市町村は、次条第1項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出

するよう求めることができる。

- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 12 第6項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

第26条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 基本構想を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その 他基本構想に定めようとする特定事業その他の 事業を実施すると見込まれる者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第27条 次に掲げる者は、市町村に対して、 基本構想の作成又は変更をすることを提案する ことができる。この場合においては、基本方針 に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作 成して、これを提示しなければならない。

- ー 施設設置管理者、公安委員会その他基本構 想に定めようとする特定事業その他の事業を実 施しようとする者
- 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、 当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成 又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第28条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画(以下「公共交通特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設 又は特定車両
- 二 公共交通特定事業の内容
- 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮 すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第29条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第2項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る 公共交通特定事業計画を変更しようとするとき は、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第2項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第30条 地方公共団体が、前条第2項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費のいず

れにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想に おいて定められた道路特定事業について定める ほか、当該重点整備地区内の道路において実施 するその他の道路特定事業について定めること ができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を 定めるものとする。
- 一 道路特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、 道路法第20条第1項に規定する他の工作物に ついて実施し、又は同法第23条第1項の規定 に基づき実施する道路特定事業について定める ときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施 する工作物又は施設の管理者と協議しなければ ならない。この場合において、当該道路特定事 業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者 に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該 道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道 路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分 担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めた

ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員 会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理 者に送付しなければならない。

7 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第32条 第25条第4項の規定により基本構 想において道路特定事業を実施する者として市 町村(道路法第17条第1項の指定市を除く。 以下この条及び第55条から第57条までにお いて同じ。)が定められたときは、前条第1項、 同法第12条ただし書及び第15条並びに昭和 39年道路法改正法附則第3項の規定にかかわ らず、市町村は、単独で又は他の市町村若しく は道路管理者と共同して、国道又は都道府県道 に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づ き、当該道路特定事業を実施するものとする。 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項 の場合について準用する。この場合において、 同条第4項から第6項までの規定中「道路管理 者」とあるのは、「次条第1項の規定により道路 特定事業を実施する市町村(他の市町村又は道 路管理者と共同して実施する場合にあっては、 市町村及び他の市町村又は道路管理者)」と読み 替えるものとする。

- 3 市町村は、第1項の規定により国道に係る 道路特定事業を実施しようとする場合において は、主務省令で定めるところにより、主務大臣 の認可を受けなければならない。ただし、主務 省令で定める軽易なものについては、この限り でない。
- 4 市町村は、第1項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、第1項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めると

- ころにより、当該道路の道路管理者に代わって その権限を行うものとする。
- 6 市町村が第1項の規定により道路特定事業 を実施する場合には、その実施に要する費用の 負担並びにその費用に関する国の補助及び交付 金の交付については、都道府県が自ら当該道路 特定事業を実施するものとみなす。
- 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し 交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町 村に交付するものとする。
- 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定の適用については、同法第2条第3項に規定する補助事業者等とみなす。

(路外駐車場特定事業の実施)

第33条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画(以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配 慮すべき重要事項
- 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、 関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなけれ

ばならない。

5 前2項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

(都市公園特定事業の実施)

第34条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画(以下この条において「都市公園特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を 定めようとするときは、あらかじめ、関係する 市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなけれ ばならない。
- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第5条の2第1項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を 定めたときは、遅滞なく、これを公表するとと もに、関係する市町村及び施設設置管理者並び に前項に規定する他の工作物の管理者に送付し なければならない。
- 6 前3項の規定は、都市公園特定事業計画の 変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

第35条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画(以下この条において「建築物特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 二 建築物特定事業の内容
- 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めた ときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び 施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、 前項の規定により送付された建築物特定事業計 画を都道府県知事に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

第36条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

- 2 前項の交通安全特定事業(第2条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の 変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第37条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設

又は一般交通用施設の管理者(国又は地方公共 団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資する よう、その管理する施設について移動等円滑化 のための事業の実施に努めなければならない。

(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第38条 市町村は、第28条第1項の公共交通特定事業、第33条第1項の路外駐車場特定事業、第34条第1項の都市公園特定事業(公園管理者が実施すべきものを除く。)又は第35条第1項の建築物特定事業(国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。)(以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。)が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた 者が当該要請に応じないときは、その旨を主務 大臣等(公共交通特定事業にあっては主務大臣、 路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公 園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定 事業にあっては所管行政庁。以下この条におい て同じ。)に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第9条第3項、第12条第3項及び第15条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める 保留地の特例)

第39条 基本構想において定められた土地区 画整理事業であって土地区画整理法第3条第4 項、第3条の2又は第3条の3の規定により施 行するものの換地計画(基本構想において定め られた重点整備地区の区域内の宅地について定 められたものに限る。) においては、重点整備地 区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は 利便のために必要な生活関連施設又は一般交通 用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等 その他政令で定める者が設置するもの(同法第 2条第5項に規定する公共施設を除き、基本構 想において第25条第2項第五号に掲げる事項 として土地区画整理事業の実施に関しその整備 を考慮すべきものと定められたものに限る。)の 用に供するため、一定の土地を換地として定め ないで、その土地を保留地として定めることが できる。この場合においては、当該保留地の地 積について、当該土地区画整理事業を施行する 土地の区域内の宅地について所有権、地上権、 永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は 収益することができる権利を有するすべての者 の同意を得なければならない。

- 2 土地区画整理法第104条第11項及び第108条第1項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第1項中「第3条第4項若しくは第5項」とあるのは、「第3条第4項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第1項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第109条第2項の規定は、この場合について準用する。

- 4 土地区画整理法第85条第5項の規定は、 この条の規定による処分及び決定について準用 する。
- 5 第1項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第123条、第126条、第127条の2及び第129条の規定の適用については、同項から第3項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)

第40条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第5章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第41条 重点整備地区内の一団の土地の所有 者及び建築物その他の工作物の所有を目的とす る借地権その他の当該土地を使用する権利(臨 時設備その他一時使用のため設定されたことが 明らかなものを除く。以下「借地権等」という。) を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大 都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進 に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。 第45条第2項において「大都市住宅等供給法」 という。)第83条において準用する場合を含む。 以下この章において同じ。)の規定により仮換地 として指定された土地にあっては、当該土地に 対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有 する者。以下この章において「土地所有者等」 と総称する。) は、その全員の合意により、当該 土地の区域における移動等円滑化のための経路 の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円 滑化経路協定」という。)を締結することができ る。ただし、当該土地(土地区画整理法第98 条第1項の規定により仮換地として指定された 土地にあっては、当該土地に対応する従前の土 地)の区域内に借地権等の目的となっている土 地がある場合(当該借地権等が地下又は空間に ついて上下の範囲を定めて設定されたもので、 当該土地の所有者が当該土地を使用している場 合を除く。) においては、当該借地権等の目的と なっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の 区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」とい う。)及び経路の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なものイ 前号の経路における移動等円滑化に関する 基準
- ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、

エスカレーターその他の移動等円滑化のために 必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事 項

- ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
- 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
- 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措 置
- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦 覧等)

第42条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該 移動等円滑化経路協定について、市町村長に意 見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- ー 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不 当に制限するものでないこと。
- 三 第41条第2項各号に掲げる事項について 主務省令で定める基準に適合するものであるこ と。
- 2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、 第41条第2項第二号に掲げる事項に建築物に 関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第3項の認可をしようとするときは、 前条第2項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第41条第3項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前2条の規定は、前項の変更の認可について で準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第45条 移動等円滑化経路協定区域内の土地 (土地区画整理法第98条第1項の規定により 仮換地として指定された土地にあっては、当該 土地に対応する従前の土地)で当該移動等円滑 化経路協定の効力が及ばない者の所有するもの の全部又は一部について借地権等が消滅した場 合においては、当該借地権等の目的となってい た土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当 該土地についての仮換地として指定された土 地)は、当該移動等円滑化経路協定区域から除 外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地 区画整理法第98条第1項の規定により仮換地 として指定されたものが、同法第86条第1項 の換地計画又は大都市住宅等供給法第72条第 1項の換地計画において当該土地に対応する従 前の土地についての換地として定められず、か つ、土地区画整理法第91条第3項(大都市住 宅等供給法第82条第1項において準用する場 合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項(大都市住宅等供給法第83条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前2項の規定により移動等円滑化経路協定 区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域 から除外された場合においては、当該借地権等 を有していた者又は当該仮換地として指定され ていた土地に対応する従前の土地に係る土地所 有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及 ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町 村長に届け出なければならない。

4 第43条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第1項又は第2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第46条 第43条第3項(第44条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第41条第1項又は第44条第1項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった 後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第47条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)

で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない ものは、第43条第3項(第44条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可の 公告があった後いつでも、市町村長に対して書 面でその意思を表示することによって、当該移 動等円滑化経路協定に加わることができる。

- 2 第43条第3項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
- 3 移動等円滑化経路協定は、第1項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第43条第3項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地 所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が 及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第 44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路 協定を廃止しようとする場合においては、その 過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長 の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第49条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第41条第1項、第44条第1項、第47条第1項及び前条第1項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第50条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

- 2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条 第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移 動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要 であると認める場合に限り、前項の認可をする ものとする。
- 3 第43条第2項及び第3項の規定は、第1 項の認可について準用する。
- 4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第3項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第51条 移動等円滑化経路協定に定める事項 が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第6章 雑則

(資金の確保等)

第52条 国は、移動等円滑化を促進するため に必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう 努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度に おいて、路外駐車場管理者等に対し、特定路外 駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合 に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員 に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係の ある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若 しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に 質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定 特定建築物の建築等又は維持保全の状況につい て報告をさせることができる。

5 第1項から第3項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定による立入検 査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

(主務大臣等)

第54条 第3条第1項、第3項及び第4項に おける主務大臣は、同条第2項第二号に掲げる 事項については国土交通大臣とし、その他の事 項については国土交通大臣、国家公安委員会及 び総務大臣とする。

2 第9条、第24条、第29条第1項、第2 項(同条第4項において準用する場合を含む。)、 第3項及び第5項、第32条第3項、第38条 第2項、前条第1項並びに次条における主務大 臣は国土交通大臣とし、第25条第10項及び 第11項(これらの規定を同条第12項におい て準用する場合を含む。)における主務大臣は国 土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とす る。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第30条における主務省令は、総務省令とし、第36条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国 土交通省令で定めるところにより、地方支分部 局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第55条 市町村が第32条第5項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

(事務の区分)

第56条 第32条の規定により国道に関して 市町村が処理することとされている事務(費用 の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方 自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法 定受託事務とする。

(道路法の適用)

第57条 第三十二条第五項の規定により道路 管理者に代わってその権限を行う市町村は、道 路法第八章の規定の適用については、道路管理 者とみなす。

(経過措置)

第58条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第7章 罰則

第59条 第9条第3項、第12条第3項又は 第15条第1項の規定による命令に違反した者 は、300万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 第9条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第38条第4項の規定による命令に違反し た者

三 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第61条 第12条第1項又は第2項の規定に 違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした 者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 第20条第2項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第53条第3項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しく は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳 述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 第53条第二項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しく は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳 述をした者
- 二 第53条第4項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 は人の業務に関し、第59条から前条までの違 反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ の法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の 円滑化の促進に関する法律の廃止)

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6 年法律第44号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に工事中の特定 道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及 び特定公園施設の新設、増設又は改築について は、それぞれ第10条第1項、第11条第1項 及び第13条第1項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第4条 附則第2条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定

建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第14条第1項から第3項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第14条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第15条の規定は、この法律の施行後(第 2項に規定する特別特定建築物については、同 項に規定する工事が完了した後)に建築(用途 の変更をして特別特定建築物にすることを含む。 以下この項において同じ。)をした特別特定建築 物について適用し、この法律の施行前に建築を した特別特定建築物については、なお従前の例 による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用 した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に 伴う経過措置)

第5条 附則第2条第二号の規定による廃止前 の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用 した移動の円滑化の促進に関する法律(以下こ の条において「旧移動円滑化法」という。) 第6 条第1項の規定により作成された基本構想、旧 移動円滑化法第7条第1項の規定により作成さ れた公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第 10条第1項の規定により作成された道路特定 事業計画及び旧移動円滑化法第11条第1項の 規定により作成された交通安全特定事業計画は、 それぞれ第25条第1項の規定により作成され た基本構想、第28条第1項の規定により作成 された公共交通特定事業計画、第31条第1項 の規定により作成された道路特定事業計画及び 第36条第1項の規定により作成された交通安 全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第8条 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第一に次のように加える。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

第32条の規定により国道に関して市町村が 処理することとされている事務(費用の負担及 び徴収に関するものを除く。)

(地方税法の一部改正)

第9条 地方税法(昭和25年法律第226号) の一部を次のように改正する。

第73条の6第3項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第13条第2項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第39条第2項」に改める。

附則第11条第16項及び第15条第41項中 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用 した移動の円滑化の促進に関する法律第8条第 2項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律第29条第2項」に、「第7 条第1項」を「第28条第1項」に、「第2条第 9項」を「第2条第二十三号」に、「同項第一号 又は第二号」を「同号イ又は口」に、「高齢者、 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の 円滑化の促進に関する法律第2条第3項第一 号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の 促進に関する法律第2条第四号イ」に、「同項第 二号」を「同号口」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第10条 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第8条に規定する計画に係る同法第2条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に係る同法第2条第十七号」に改める。

第33条の3第1項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項」に改める。

第34条の2第2項第19号中「高齢者、身体 障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑 化の促進に関する法律(以下この号において「高 齢者等移動円滑化法」という。)第13条第1項」 を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律(以下この号において「高齢者移 動等円滑化法」という。) 第39条第1項」に、 「高齢者等移動円滑化法第13条第1項」を「高 齢者移動等円滑化法第39条第1項」に、「同項 に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は 公共用施設」を「特定旅客施設(高齢者移動等 円滑化法第2条第六号に規定する特定旅客施設 をいう。)、一般交通用施設(高齢者移動等円滑 化法第2条第二十一号口に規定する一般交通用 施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定す る生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行わ れる経路を構成するものをいう。)又は公共用施 設(高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規 定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又 は当該一般交通用施設と一体として利用される 駐車場、公園その他の公共の用に供する施設を いう。)」に改める。

第47条の2第3項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第8条に規定する計画に係る同法第2条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に係る同法第2条第17号」に改める。

第65条第1項中「高齢者、身体障害者等の公 共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第13条第1項」を「高齢者、障害者 等の移動等の円滑化の促進に関する法律第39 条第1項」に改める。

第65条の4第1項第19号中「高齢者、身体 障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑 化の促進に関する法律(以下この号において「高 齢者等移動円滑化法」という。)第13条第1項」 を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律(以下この号において「高齢者移 動等円滑化法」という。)第39条第1項」に、 「高齢者等移動円滑化法第13条第1項」を「高 齢者移動等円滑化法第39条第1項」に、「同項 に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は 公共用施設」を「特定旅客施設(高齢者移動等 円滑化法第2条第六号に規定する特定旅客施設 をいう。)、一般交通用施設(高齢者移動等円滑 化法第2条第二十一号口に規定する一般交通用 施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定す る生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行わ れる経路を構成するものをいう。)又は公共用施 設(高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規 定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又 は当該一般交通用施設と一体として利用される 駐車場、公園その他の公共の用に供する施設を いう。)」に改める。

(身体障害者補助犬法の一部改正)

第11条 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)の一部を次のように改正する。第8条中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第2条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第4項」を「同条第五号」に改める。

2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成十八年総務省告示第一号)の全部を改正する告示を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること(以下「移動等円滑化」という。)の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者

等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、 誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサ ルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利 用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民 が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持 に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、 又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課す とともに、これらの施設の中で、特に日常生活及 び社会生活において通常移動手段として用いられ、 又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の 道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々 について、新設等に際し各々に対応した移動等円 滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、 移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第 二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点 的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下 「基本構想」という。)に即して重点的かつ一体的 に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公 共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等 の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法 に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項 を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場(以下「鉄軌道駅」という。)については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視 覚障害者の転落を防止するための設備として非常 に効果が高く、その整備を進めていくことが重要 である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難 さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投 資費用等の課題について総合的に勘案した上で、 優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、 可能な限り設置を促進する。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上で

あるバスターミナルについては、平成三十二年度 までに、原則として全てについて、段差の解消、 視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場 合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化 を実施する。また、これ以外のバスターミナルに ついても、地域の実情に鑑み、利用者数のみなら ず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、 移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2) 車両等

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセント に当たる約三万六千四百両について、平成三十二 年度までに、移動等円滑化を実施する。

② バス車両

総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備 に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両 (以下「適用除外認定車両」という。)約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

③ タクシー車両

平成三十二年度までに、約二万八千台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。)を含む。)を導入する。

4 船舶

総隻数約八百隻のうち約五十パーセントに当たる約四百隻について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、 障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限り の移動等円滑化を実施する。

⑤ 航空機

総機数約五百三十機のうち約九十パーセントに 当たる約四百八十機について、平成三十二年度ま でに、移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4)都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場(特定公園施設であるものに限る。 以下同じ。)の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、 平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ず べき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可

能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等 円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めると ともに、公共交通事業者等にあっては、複数の事 業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗 り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配 慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講する措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び 車両等についてのハード面の整備が必要である。 したがって、法では、施設設置管理者が、自らが 設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定 の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新 設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円 滑化基準への適合が義務付けられており、また、 既存の施設及び車両等については、施設設置管理 者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に 適合させるために必要な措置を講ずるよう努める こととされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設 の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を 整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。 また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等 の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮するこ と。

回 便所等附属する設備を設置する場合は、一以 上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等 の利用に配慮したものにすること。 ハ 車両等にあっては、高齢者、障害者等の乗降 及び車内での移動が容易にできるように必要な措 置を講ずること。

二 旅客施設及び車両等にあっては、運行情報等 公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供す るために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

3 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に 掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設 設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、 これらの事項に留意する必要がある。

- 1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に 関する事項
- (1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義 地域における高齢者、障害者等の自立した日常 生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、 障害者等が日常生活又は社会生活において利用す る旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれら の間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その 他の施設について、一体的に移動等円滑化が図ら れていることが重要である。そのため、基本構想 において、生活関連施設が集積し、その間の移動 が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として 定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円 滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進す ることが必要である。
- (2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設 設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、 障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協 力し、各種事業を一体的に推進していくことが必 要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当 たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑 に実施されるためには、地域住民等の理解及び協 力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地 区における移動等円滑化について、市町村を始め、 施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者 の施策を総合的に講ずる必要があることから、各 者間で共通認識が醸成されることが重要である。 したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、 可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の 二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基 本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)との調和が保たれている必要がある。

- ③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性 市町村は、その事務を処理するに当たっては、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二 条第四項に規定する基本構想に即して行う必要が あるため、基本構想もこの基本構想に即していな ければならない。
- ④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、 計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する 条例、計画、構想等を有している場合は、基本構 想はこれらとの調和が保たれている必要がある。 特に、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四 号)第九条第三項に規定する市町村障害者計画、 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第 二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画 等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関 する計画及び中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号)第九条に規定する基 本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が 保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス(要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。)の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、 当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じ た関係者間の負担の在り方について十分な調整を 図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会(以下「協議会」という。)を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成 等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境 の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際に は、その内容について十分な検討を加えることが 求められる。

⑦ 段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ) 移動等円滑化の内容については、基本構想作成 に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至 るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積 極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた 知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが 望まれる。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後 も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状 況並びに重点整備地区における移動等円滑化のた めの施設及び車両等の整備状況等を把握するとと もに、協議会の活用等により基本構想に基づき実 施された事業の成果について評価を行い、それに 基づき、必要に応じ、基本構想の見直し及び新た な基本構想の作成を行うことが望ましい。 また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第六条第一項の規定により作成された基本構想については、法の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的 な事項

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イから ハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円 滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき 重点整備地区として設定することができることと されている。また、重点整備地区の区域を定める に当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村 がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要 である。

① 「生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(法第二条第二十一号イ)

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、 特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とは ならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の 確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整 備地区を設定することが引き続き特に求められる こと、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備 地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の 規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設と して定めなければならないとされていることに留 意する必要がある。

② 「生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(法第二条第二十一号口)

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円 滑化のための事業を実施する必要がある地区であ ることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(法第二条第二十一号八)

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、

有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、 共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が 広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑とな るような場合には、協議会への参加を求める等に より都道府県の適切な助言及び協力を求めること が重要である。

③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれら における移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき 移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活 関連施設、生活関連経路等については次に掲げる とおり記載することが望ましい。

(1) 牛活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1) に留意するほか、既に移動等円滑化されている施 設については、当該施設内の経路について、生活 関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体 的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において 実施される移動等円滑化の内容について記載する ものとする。当面具体的な事業実施に見込みがな いものについては、事業実施の見込みが明らかに なった段階で記載内容を追加又は変更する等基本 構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものと する。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を 構成する一般交通用施設について移動等円滑化の ために実施すべき特定事業その他の事業に関する 基本的な事項

(1)特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない 重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同 一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との 間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客 施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備 地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等 円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業 として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る 生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実か つ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設 の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等 について、当該地域の実情に照らして判断し、必 要性等の高いものから基本構想に順次位置付けて いくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

(2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等(河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。)の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること 並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図る ことが必要不可欠であることから、協議会制度を 有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円 滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成 員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ 効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うこ とを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利 用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路 周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載 することが必要である。この際、特定事業その他 の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑 の確保並びに生活環境の保全についても配慮する 必要があることに留意する必要がある。また、交 通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のため の事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブ ロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道 及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化 を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業 が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映 されるよう留意する必要がある。

5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その 他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

 ② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第五項に規定する公共施設を除く。)であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

(2) 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

- ② 事業推進上の留意点
- イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高

めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工 夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が 損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面 凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ず るよう努めることが必要である。

ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

二 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留 意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本 構想に即して特定事業計画を作成するに当たって は、早期作成の重要性を十分認識するとともに、 協議会を活用することによって当事者である高齢 者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等に より、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映 されるよう努めることが重要である。

ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

へ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における 移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき 自由な発想で作成されるものであるので、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想 に記載することが望ましい。

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

- 1 国の責務及び講ずべき措置
- (1)国の責務(スパイラルアップ及び心のバリアフリー)

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及 び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害 者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心 のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、 国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、 移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国 民の理解を深めるとともに、その実施に関する国 民の協力を求めるよう努める。

(2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための 措置を促進するため、設備投資等に対する必要な 支援措置を講する。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設 及び車両等に係る新たな設備等(情報を提供する 手法に係るものを含む。以下同じ。)の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る 観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果 たすとともに、措置を講ずることが必要である。 特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のため の事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する 地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等 円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ 計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置 又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4 国民の責務(心のバリアフリー)

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活 及び社会生活を確保することの重要性並びにその ために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の 利用を実現することの必要性について理解を深め るよう努めなければならない。その際、外見上分 かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達 障害など、障害には多様な特性があることに留意 する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、 車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、 障害者等の施設の利用等を妨げないことのみなら ず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設 の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の 円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極 的に協力することが求められる。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

3 用語解説

本基本構想の文中で用いられているもの及び特に説明が必要と考えられる用語についての解説を示します。

あ行

[荒川区障がい者プラン]

「誰もが幸せを実感できる福祉のまち『あらかわ』~互いに支え合い、その人らしく安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念として様々な障がい者施策を展開しています。平成19年3月に「荒川区障がい者プラン」を策定(出典:荒川区障がい者プラン)

[荒川区高齢者プラン]

荒川区高齢者プランは、区民の皆さんが生涯にわたって、心身共に健康で過ごせるまち、また、高齢者等を含め誰もが安心して暮らせる地域社会を目指す「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて定めたもの。平成21年3月に「第4期荒川区高齢者プラン」を策定(出典:第4期荒川区高齢者プラン)

「荒川区都市計画マスタープラン]

都市計画マスタープランとは都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画であり、都市計画法第18条の2に定める「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 荒川区においては平成21年3月に「水とみどりと心ふれあう街あらかわ(荒川区都市計画マスタープラン)」として策定された。(出典:荒川区都市計画マスタープラン)

[移動等円滑化基準]

バリアフリー新法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する基準。従来の「移動円滑化基準」から改訂・拡充されたもの(出典:バリアフリー新法 第8条、第10条、第11条、第13条、第14条)

[移動等円滑化経路協定]

基本構想に位置付けられた重点整備地区内の土地の所有者等は、当該地区における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定を締結し、市町村長の認可を受けることができることとする。(出典:バリアフリー新法 第41条)

「一般交通用施設〕

道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設(出典:バリアフリー新法 第2条二十一 ロ)

か行

「カラーユニバーサルデザイン」

多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。(出典:東京都「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」)

[交通バリアフリー法]

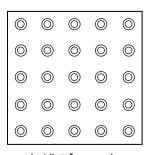
「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 15 日制定)の略称。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、I. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する、II. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的とする。バリアフリー新法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。(出典:国土交通省HP 交通バリアフリー法の趣旨)

さ行

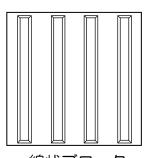
[視覚障害者誘導用ブロック]

視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設(出典:国土交通省道路局HP)

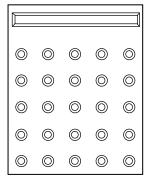
このうち、点状ブロックと 1 本の線状突起を 1 組としたものを「プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック」という。(なお、プラットホームの内方を示す 1 本の線状突起のみの場合は内方線と称する。)(出典:国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))」)



点状ブロック



線状ブロック



プラットホーム縁端警告用 内方表示ブロック

[重点整備地区]

次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

□ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。 バリアフリー新法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの

(出典:バリアフリー新法 第2条二十一)

[生活関連施設]

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設(出典:バリアフリー新法 第2条二十一 イ)

[生活関連経路]

生活関連施設相互間の経路(出典:バリアフリー新法 第2条二十一 ロ)

た行

[特定公園施設]

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設(出典:バリアフリー新法第2条十三)

[特定事業計画]

バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業(バリアフリー化に関する事業)に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。(出典:バリアフリー新法 第28条、第31条、第33条、第34条、第35条、第36条)

[特定路外駐車場]

駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場(道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利

用について駐車料金を徴収するもの(出典:バリアフリー新法 第2条十一)

[特定旅客施設]

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの。政令では1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること又は相当数の高齢者や障害のある人等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設のこと。(出典:バリアフリー新法 第2条六)

[特定建築物]

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。(出典:バリアフリー新法 第2条十六)

[特別特定建築物]

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。政令では、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物として、盲学校、聾学校、養護学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊などがあげられている。(出典:バリアフリー新法 第2条十七)

な行

[内方線]

→「視覚障害者誘導用ブロック」参照

[ノーマライゼーション]

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方(出典:内閣府「障害者基本計画」)

は行

[ハートビル法]

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)の略称。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設などの建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法(平成15年4月1日施行)では、一

定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー新法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合・拡充された。(出典: ハートビル法)

「パブリックコメント(=意見公募手続)]

行政機関が命令など(政令、省令など)を制定するに当たって、事前に命令などの案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。これは平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続(出典:総務省HP)

「バリアフリー」

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方(出典:障害者基本計画)

[バリアフリー新法]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年 12 月 20 日施行) の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅などの旅客施設を中心として、周辺道路や信号機などのバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの(出典:バリアフリー新法)

や行

[ユニバーサルデザイン]

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方(出典:障害者基本計画)

ら行

[路外駐車場]

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される もの(出典:駐車場法 第2条)

わ行

「ワークショップ)

本来は「仕事場、作業場」の意味だが、最近では、価値観の違う人々が集まって、コミュニティの諸問題をお互いに協力して解決するために、アイデアを出しあい意志決定をする集まりを指す言葉として使われている。特に行政への市民参加を促進するために取り入れられることが多くなっている。通常の会議と異なり、あるテーマに沿って進行役(ファシリテイター)が、ゲームやグループディスカッションなど様々な手法を用い、

参加者が自由に意見を言いやすいように工夫されていることや形式張っていないことなどが特徴(出典:国土交通省関東運輸局 関東交通プラン HP)

<日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿>

NI.	区 分		所属及び氏名	
No.			所 属	氏名
1			日本大学理工学部社会交通工学科 教授	藤井敬宏
2	学識経験者		首都大学東京健康福祉学部作業療法学科 准教授	橋本美芽
3			首都大学東京健康福祉学部作業療法学科 助教	石 橋 裕
4			荒川区身体障害者更生会	後藤英一
5			荒川区聴覚障害者協会	大 石 泰 延
6			荒川区視力障害者福祉協会	高橋悦子
7		関	荒川のぞみの会	大 沼 弘 子
8		係	NP0 法人 荒川区高年者クラブ連合会	長谷川 敏 男
9	区民	係 団 体	西日暮里二丁目町会会長 (日暮里駅周辺地区交通バリアフリー事業推進協議	山田幸雄
			会委員)	
10			荒川区子育て支援モニター	山田麻里
11			荒川やさしい街づくりの会	後藤俊子
12	関係機関	国	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政·情報 課長	井 端 直 行
13	大	東京都	都市整備局都市基盤部交通企画課長	安部文洋
14		台東区	都市づくり部地区整備課長	望 月 昇
15			東京都交通局建設工務部計画改良課長	坂口淳一
16			東日本旅客鉄道㈱東京支社企画室企画調整課長	植松繁
17	交通事業者	鉄道	東京地下鉄㈱鉄道本部鉄道統括部渉外·工事調整担 当課長	安 達 光 成
18			京成電鉄㈱鉄道本部計画管理部計画担当課長	井 上 賢 一
19		バス	東京都交通局自動車部事業改善担当課長	新 山 富弥雄
20		東京都	東京都建設局第六建設事務所補修課長	長 尾 肇 太
21	施設管理者		土木部土木管理課長	佐久間 勇 一
22	道路·公園等	荒川区	土木部道路課長	伊藤勝弘
23			土木部公園緑地課長	川原宏一
24	交通管理者	警視庁	荒川警察署交通課長	山本忠吉
25			総務企画部長	北川嘉昭
26			管理部長	佐藤安夫
27	執行機関	荒川区	福祉部長	和 気 剛
28		,	都市整備部長	倉 門 彰
29			土木部長	緒方清
			都市整備部 都市計画課長	松土民雄
	+ 34 -		都市整備部都市計画課施設計画担当係長	田中仁一
	事務局	荒川区	都市整備部都市計画課施設計画担当	長野博一
			都市整備部都市計画課施設計画担当	柳沢泰隆

<日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想庁内検討会議 委員名簿>

NO.	所属	職名
1	都市整備部	都市整備部長(検討会委員長)
2	総務企画部	企画担当課長
3	管理部	経理課長
4] 自连的	営繕課長
5		区民課長
6	区民生活部	地域振興課長
7		防災課長
8	産業経済部	産業振興課長
9	環境清掃部	環境課長
10		福祉推進課長
11	福祉部	高齢者福祉課長
12		障害者福祉課長
13	健康部	生活衛生課長
14	子育て支援部	子育て支援課長
15		都市計画課長
16	│ - 都市整備部	住環境整備課長
17	ᆘᆓᆘᆒᆂᆟᆟᄩ	再開発課長
18		建築課長
19		土木管理課長
20	土木部	道路課長
21		公園緑地課長
22	│ - 教育委員会事務局	教育総務課長
23	秋日女貝女芋切/D 	教育施設課長

<日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会住民部会 委員名簿>

RODE Paper				三川島駅周辺地区ハリアフリー基本構想東定協議会15 所属及び氏名	V HI Z	. 3	\ > ₹1	5 溥 <i>〉</i>
1 学識経験者 首都大学東京健康福祉学部作業療法学科 助教 石 橋 裕 音 美	NO.	区分	区分			氏.	名	
	1	<u>->></u> -+\ ∧∀ [7 EA +		橋			芽
	2	字識栓駷者			_			
株田区視力障害者福祉協会 長島 清	3							Е
荒川区保力障害者福祉協会 長 島 清	4							子
カーマ	5			· 荒川区視力障害者福祉協会			i i	青
荒川区子育で支援モニター 大 沼 弘 子 長谷川 敏 知 10 11 12 13 14 15 16 16 17 17 18 19 17 17 18 19 17 18 19 17 18 19 17 18 19 17 18 19 18 19 18 19 19 19	6					田		
Read	7			荒川のぞみの会		沼		子
9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 29 20 21 27 27 28 29 29 20 20 20 20 20 20	8				長名	川		男
10	9			NP0 法人 荒川区高年者クラブ連合会	高	橋	靖	治
12 13 14 15 16 17 18 17 18 17 18 18 19 17 18 19 19 19 19 19 19 19	10							_
13	11				奥	村	あた	いね
13	12				杉	下	孝	子
14 15 16 17 18 19 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 29 20 21 28 29 29 29 29 20 20 20 20	13			荒川区子育て支援モニター		河	春	那
15 16 17 18 19 17 18 19 19 10 10 10 10 10 10	14				清	水		子
16 17 18 19 20 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 29 30 30 31 29 30 31 29 30 33 34 29 30 31 31 32 33 34 35 34 35 34 35 34 35 36 37 38 39 4 36 36 37 38 39 4 37 38 39 30 30 30 30 30 30 30	15							子
17 18 19 20 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 29 29 29 29 29 29					後			子
18	17				高			幸
19 20 20 21 22 23 24 25 25 26 27 28 29 29 29 29 29 29 29	18					橋	庸	太
売売 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	19	区民代	表					弘
22 23 24 25 26 27 28 27 28 29 29 29 29 29 29 29	20							子
長田 玲子 子 高型 恒夫 25 26 26 27 28 29 28 29 29 29 29 20 20 20 20	21			氘川やさしい街づくりの会	榊	Ą	月 身	€
長田 玲子 子 高製 恒夫 25 26 27 28 29 29 29 29 29 29 29	22				竹	内	浩	司
25 26 27 28 29 28 29 29 29 29 29	23				長	田		子
25 26 27 28 29 28 29 29 29 29 29	24					梨	恒	夫
26 27 28 店墓里町会連合会 小林昭弘 29 山川弘 30 山田幸雄 31 山田幸雄 32 山田幸雄 33 山田幸雄 35 小川幸男 西日暮里五丁目町会 小川寺男 西日暮里五丁目町会 小川寺男 古田春里五丁目町会 本本本一支 小川寺男 大田東島 本市整備部再開発課再開発担当係長 本海・直 土木部土木管理課 道路占用係 半田真也 土木部道路課設計係 高瀬嘉典 土木部道路課設計係 「高瀬嘉県 土木部道路課設計係 「富崎信介 土木部道路課設計係 「宮崎信介 土木部道路課設計係 「宮崎信介 土木部道路課設計係 「宮崎信介 土木部公園緑地課公園建設係長 新井豊 土木部公園緑地課公園建設係 高梨純一本部金備部都市計画課 都市整備部都市計画課施設計画担当係長 田中仁一年 都市整備部都市計画課施設計画担当 長野博	25							音
27 28 1 春里町会連合会	26			あふネット	Ш		仁	志
29 30 31 32 33 34 35 西日暮里五丁目町会 0 でらし文化会 「本 孝 一 中 一 上 子 が 上 本 が 上 本 が 上 本 が 上 本 が 上 本 が 上 本 が 上 本 が 直路課 設計係 1 と	27			日暮里町会連合会	小	林	昭	弘
日春里中央町会 松 本 竹 雄 四日暮里二丁目町会 一番 四日暮里二丁目町会 一番 四日暮里五丁目町会 一番 四日暮里五丁目町会 小 川 幸 男	28			日暮里駅前商栄会	広		愛	和
本 本 竹 雄 本 村 雄 西日暮里二丁目町会	29			口草用中中野会	山	Ш	3	4
32 33 34 35 34 35 35 36 37 36 37 37 37 37 37	30			口各主中大叫云	松	本		雄
32 33 34 35 34 35 36 37 37 37 37 37 37 37	31				山	田		雄
四日春里五丁目町会 若 山 茂	32			四口春王一」は町云	鈴	木		_
1	33			—————————————————————————————————————	小	Ш	幸	男
お市整備部 再開発課 再開発担当係長 広 瀬 嘉 一 都市整備部 再開発課 再開発担当 松 澤 有 佳 土木部 土木管理課 道路占用係 半 田 真 也 土木部 土木管理課 道路信理係長 塚 本 浩 二 土木部 道路課 設計係 高 超 尼喜男 土木部 道路課 設計係 高 瀬 嘉 典 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 近路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 田 田 見 土木部 公園緑地課 公園建設係 新市整備部 都市計画課長 松 土 民 雄 都市整備部 都市計画課長 松 土 民 雄 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当	34			四口春里五〕日则云	若	山		克
2 都市整備部 再開発課 再開発担当 松 澤 有 佳 3 4 5 荒川区 6 大部 土木管理課 交通安全・自転車対策係 高 田 巳喜男 土木部 土木管理課 道路管理係長 塚 本 浩 二 土木部 道路課 設計係 高 瀬 嘉 典 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡 田 晃 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 本木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 本市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博	35			ひぐらし文化会	幡	山	義	郎
2 都市整備部 再開発課 再開発担当 松 澤 有 佳 3 4 5 荒川区 6 大部 土木管理課 交通安全・自転車対策係 高 田 巳喜男 土木部 土木管理課 道路管理係長 塚 本 浩 二 土木部 道路課 設計係 高 瀬 嘉 典 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡 田 晃 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 本木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 本市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博								
3 土木部 土木管理課 道路占用係 半 田 真 也 5 土木部 土木管理課 交通安全・自転車対策係 高 田 巳喜男 土木部 土木管理課 道路管理係長 塚 本 浩 二 土木部 道路課 設計係 高 瀨 嘉 典 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 町 田 晃 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 本市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博 一	•							_
4 5 6 荒川区 7 (参加職員) 2 土木部 土木管理課 道路管理係長 2 土木部 道路課 設計係 3 土木部 道路課 設計係 2 土木部 道路課 設計係 2 上木部 道路課 設計係 2 場 信 介 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡 田 晃 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博 一								佳
5 1 土木部 土木管理課 道路管理係長 塚本浩二 7 2 土木部 道路課 設計係 店 瀬 嘉 典 10 土木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 11 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡 田 晃 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 ー 本市整備部 都市計画課長 松 土 民 雄 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 ー 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博 ー								也
6 荒川区 (参加職員) 土木部 道路課 設計係 店 瀬 嘉 典 土木部 道路課 設計係 8 生木部 道路課 設計係 宮 崎 信 介 土木部 道路課 道路工事事務所 10 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 11 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 12 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 都市整備部 都市計画課長 事務局 荒川区								男
7 (参加職員) 土木部 道路課 設計係 盾 列 了 佑 9 土木部 道路課 設計係 宮 﨑 信 介 10 土木部 道路課 道路工事事務所 山 田 智 樹 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡 田 晃 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 本市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博 一								
8 土木部 道路課 設計係 宮崎信介 10 土木部 道路課 道路工事事務所 山田智樹 11 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡田晃 12 土木部 公園緑地課 公園建設係 新井豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高梨純一 土木部 公園緑地課 公園建設係 高梨純一 都市整備部都市計画課長 松土民雄 都市整備部都市計画課施設計画担当係長 田中仁一 都市整備部都市計画課施設計画担当 長野博一								典
9 土木部 道路課 道路工事事務所 山田智樹 10 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡田晃 11 土木部 公園緑地課 公園建設係 新井豊 土木部 公園緑地課 公園建設係 高梨純一 本木部 公園緑地課 公園建設係 高梨純一 都市整備部都市計画課長 松土民雄 都市整備部都市計画課施設計画担当係長 田中仁一 都市整備部都市計画課施設計画担当 長野博一								佑
10 土木部 公園緑地課 公園建設係長 岡田 晃 11 土木部 公園緑地課 公園建設係 新井 豊 12 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 都市整備部 都市計画課長 松 土 民 雄 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博 一								介
11 土木部 公園緑地課 公園建設係 新 井 豊 12 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 都市整備部 都市計画課長 松 土 民 雄 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博 一								樹
12 土木部 公園緑地課 公園建設係 高 梨 純 一 都市整備部 都市計画課長 松 土 民 雄都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長								
事務局満川区都市整備部 都市計画課長松 土 民 雄都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長田 中 仁 一都市整備部 都市計画課 施設計画担当長 野 博 一					新			<u> </u>
事務局 荒川区 都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長 田 中 仁 一 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長 野 博 一	12					梨		_
事務局 元川区 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 長野 博 一	事務局 荒川区				_			雄
			芸川区					
			בשוייטול					
				都市整備部 都市計画課 施設計画担当	柳	沢	泰	隆

<日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会事業者部会 委員名簿>

No.	17	<u></u>	所属及び氏名					
NO.	区 分		所 属	氏名				
1	部会長	荒川区	都市整備部長	倉	門		彰	
2	副部会長	元川区	都市整備部都市計画課長	松	土	民	雄	
3			東京都交通局建設工務部計画改良課長	坂		淳	_	
4			東日本旅客鉄道㈱東京支社企画室企画調整課長	植	松		繁	
5	交通事業者	鉄道	東京地下鉄㈱	安	達	光	成	
3	文迪争未有		鉄道本部鉄道統括部渉外・工事調整担当課長	女	连	兀	八	
6			京成電鉄㈱鉄道本部計画管理部計画担当課長	井	上	賢	_	
7		バス	東京都交通局自動車部事業改善担当課長	新	山	富引	尓雄	
8		東京都	東京都建設局第六建設事務所補修課長	長	尾	肇	太	
9	施設管理者		土木部土木管理課長	佐ク	間	勇	_	
10	道路・公園等	荒川区	土木部道路課長	伊	藤	勝	弘	
11			土木部公園緑地課長	JII	原	宏	_	
12	交通管理者	警視庁	荒川警察署交通課長	臣	本	忠	早	
	_		都市整備部都市計画課施設計画担当係長	田	中	仁	_	
	事務局	荒川区	都市整備部都市計画課施設計画担当	長	野	博	_	
			都市整備部都市計画課施設計画担当	柳	沢	泰	隆	

<日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会作業部会 委員名簿>

No.	区	分	所 属
1	部会長	荒川区	都市整備部 都市計画課長
2			総務企画部総務企画課
3			管理部営繕課
4			区民生活部地域振興課
5			福祉部福祉推進課
6			福祉部高齢者福祉課
7	类叫豆眼皮	' ∕ ===	福祉部障害者福祉課
8	荒川区関係各課		子育て支援部子育て支援課
9			都市整備部再開発課
10			土木部土木管理課
11			土木部道路課
12			土木部公園緑地課
13			教育委員会事務局指導室
	事務局 荒川区		都市整備部都市計画課

平成 24 年3月発行

登録番号(23)0133 号

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想

編集•発行 荒川区都市整備部都市計画課

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

電話 03(3802)3111(代表)